平川市地域防災計画

― 資　料　編 ―

令和３年３月

平川市防災会議

目　　次

１－７－１　過去１０年間の最大積雪深　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２－１－１　平川市防災会議条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
２－１－２　平川市防災会議委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２－１－３　平川市防災会議運営要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２－２－１　平川市災害対策本部条例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

３－２－１　消防力及び消防施設等の現況　・・・・・・・・・・・・・・・・　７
３－２－２　消防施設整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
３－２－３　雨量・水位等観測所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
３－４－１　山腹崩壊危険地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３－４－２　崩壊土砂流出危険地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
３－４－３　小規模山地崩壊危険地区　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
３－４－４　なだれ危険箇所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
３－４－５　土石流危険渓流　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
３－４－６　砂防指定地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
３－４－７　地すべり危険箇所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
３－４－８　急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域　・・・・・・・・・・・・・２４
３－４－９　河川表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３－４－10　ため池分布状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
３－４－11　道路注意箇所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
３－５－１　自主防災組織一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
３－８－１　指定避難所等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
３－８－２　福祉避難所一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
３－８－３　拠点避難所整備資機材等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・４３
３－８－４　応急用備蓄資器材等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
３－８－５　特設公衆電話設置場所一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
３－10－１　岩木川水系平川、腰巻川洪水浸水想定区域図【青森県】
　　想定最大規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
　　浸水継続時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０
　　家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)・・・・・・・・・・・５１
　　家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸)・・・・・・・・・・・５２
３－10－２　岩木川水系岩木川、旧大蜂川、平川、土淵川及び浅瀬石川
　　浸水想定区域図（想定最大規模）【国土交通省】・・　５３
３－11－１　土砂災害警戒区域・特別警戒区域　・・・・・・・・・・・・・・５４
３－11－２　土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設　・・・・・・・５９

４－２－１　各地区情報調査連絡員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
４－２－２　消防機関の情報調査連絡員　・・・・・・・・・・・・・・・・・６１
４－２－３　重要水防箇所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２
４－２－４　災害救助法の適用基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
４－２－５　災害救助法施行細則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
４－２－６　災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱　・・・・・・・・・７４
４－２－７　火災・災害等即報要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
４－３－１　災害時優先電話設置場所一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・８８
４－５－１　避難勧告等発令基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
４－９－１　炊き出しの実施場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８

４－９－２　食料品の調達先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９９
４－13－１　障害物除去に要する機械、器具等の状況　・・・・・・・・・・１００
４－14－１　被服、寝具、その他生活必需品調達先　・・・・・・・・・・・１０１
４－15－１　医薬品等の主な調達先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
４－15－２　医療機関等の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３
４－17－２　防災ヘリコプター場外離着陸場　・・・・・・・・・・・・・・１０４
４－20－１　防疫用薬剤の調達先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
４－24－１　教育施設の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０６
４－27－１　青森県災害対策合同指揮本部ライフライン対策部運営マニュアル　・１０８
４－27－２　青森県大規模災害時石油燃料供給対策に係る指定重要施設　・１１７
４－27－３　青森県大規模災害時石油燃料供給対策に係る指定緊急車両　・１１９
４－30－１　青森県消防相互応援協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１
４－30－２　消防相互応援協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
４－30－３　災害時における青森県市町村相互応援に関する協定　・・・・１２７
４－30－４　災害時における相互応援に関する協定（岩手県山田町）　・・１３０
４－30－５　災害時等の相互応援に関する協定（鹿児島県南九州市）　・・１３２
４－30－６　水道災害相互応援協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４
４－30－７　災害復旧時の協力に関する協定　・・・・・・・・・・・・・・１３６
４－30－８　災害時における応急対策業務の協力に関する協定　・・・・・１３９
４－30－９　災害時における燃料等の供給協力に関する協定　・・・・・・１４１
４－30－11　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定　・・・・・１４３
４－30－12　災害時の情報交換に関する協定　・・・・・・・・・・・・・・１４５
４－30－13　災害時における物資供給に関する協定　・・・・・・・・・・・１４７
４－30－14　災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定　・・・・・・・・１４９
４－30－15　災害時における液化石油ガス及び
応急対策用資機材の調達に関する協定　・・・１５２

５－２－１　八甲田山火山防災協議会規約　・・・・・・・・・・・・・・・１５５

（平成２９年３月追加分）
１－９－１　震度分布図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５８
１－９－２　津軽山地西縁断層帯について　・・・・・・・・・・・・・・・１６２

（平成３０年３月追加分）
４－30－16　平川市防災行政無線遠隔制御装置等の設置に関する協定　・・１６７
４－30－17　福祉避難所の確保に関する協定　・・・・・・・・・・・・・・１６８
４－30－18　災害時おける建築物等の解体撤去に関する協定　・・・・・・１７０
４－30－19　公共土木施設パトロールに関する覚書　・・・・・・・・・・・１７２
（令和２年３月追加分）
４－30－20　災害に係る情報発信等に関する協定　・・・・・・・・・・・・１７４

（令和３年３月追加分）
４－30－21　災害時における飲料の確保に関する協定　・・・・・・・・・１７６
４－30－21　大規模災害発生時における広域防災拠点の
確保及び使用に関する協定　・・・・・・・１７９
４－30－21　災害発生時等における無人航空機の運用に関する協定　・・・１８２
４－30－21　災害時の協力に関する協定書　・・・・・・・・・・・・・・・１８４
５－２－２　十和田火山防災協議会規約　・・・・・・・・・・・・・・・・１８７

資料１－７－１　過去１０年間の最大積雪深

気象庁観測所　　単位:cm

年度 / 観測点	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	10ヵ年平均
碇ヶ関	132	134	143	38	73	83	82	72	106	130	99
	H16.3.7	H17.2.27 H17.3.2	H18.1.29	H19.2.16 H19.2.17	H20.2.28	H21.2.22	H22.2.13	H23.1.21	H24.2.27	H25.2.25	

青森県観測所　　単位:cm

年度 / 観測点	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	10ヵ年平均
温　川	185	301	240	200	210	193	157	189	289	308	227
	H16.1.24 H16.2.18	H17.3.4	H18.2.12	H19.3.18	H20.2.28	H21.3.3	H22.3.10	H23.3.4	H24.1.29	H25.2.25	
平　賀	68	128	106	21	60	39	65	58	122	129	80
	H16.2.10	H17.3.1	H18.2.10 H18.2.12	H19.2.2	H20.2.28	H21.2.21	H22.1.17	H23.2.1	H24.2.27	H25.2.25	

その他（土木課実測）※参考　　単位:cm

年度 / 観測点	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	5ヵ年平均
尾　上	―	―	―	―	―	41	54	60	116	140	82
	―	―	―	―	―	H21.1.26	H22.1.18	H23.1.18	H25.2.28	H25.2.26	

資料２－１－１　平川市防災会議条例

平成１８年１月１日
条 例 第 １ ７ 号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、平川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　平川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2)　青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3)　青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　市教育委員会教育長
(6)　市消防団長
(7)　弘前地区消防事務組合消防長
(8)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(9)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(10)　その他市長が必要と認めた者
６　前項の委員の定数は、20人以内とする。
（任期）
第４条　前条第５項第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第５条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　　則

この条例は、平成１８年１月１日から施行する。

附　　則（平成２５年６月１８日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　　則（平成２５年６月１８日条例第２４号）

この条例は、平成２５年７月１日から施行する。

資料２－１－２　平川市防災会議委員名簿

条例 該当	機　関　及　び　職　名	所　　在　　地
―	平川市長	平川市柏木町藤山２５－６
第１号	東北森林管理局　津軽森林管理署長	弘前市大字豊田二丁目２－４
	東北農政局青森拠点　地方参事官室　総括農政推進官	青森市長島一丁目３－２５
	青森地方気象台　次長	青森市花園一丁目１７－１９
	東北地方整備局　青森河川国道事務所長	青森市中央三丁目２０－３８
第２号	中南地域県民局　地域整備部長	弘前市大字蔵主町４
	中南地域県民局　地域農林水産部長	弘前市大字蔵主町４
	中南地域県民局　地域健康福祉部長	弘前市大字蔵主町４
第３号	黒石警察署長	黒石市大字北美町二丁目４７－１
第４号	平川市副市長	平川市柏木町藤山２５－６
第５号	平川市教育委員会教育長	平川市猿賀南田１５－１
第６号	平川市消防団長	平川市柏木町藤山２５－６
第７号	弘前地区消防事務組合消防長	弘前市大字本町２－１
第８号	弘南バス株式会社　代表取締役社長	弘前市大字藤野二丁目３－６
	東北電力ネットワーク株式会社　弘前電力センター	弘前市大字本町１
	東日本電信電話株式会社　青森支店長	青森市橋本二丁目１－６
	社団法人南黒医師会　副会長	平川市柏木町藤山３７－８
第９号	弘前大学大学院理工学研究科　教授	弘前市大字文京町３
	平川市男女共同参画推進会議　会長	平川市光城二丁目３０－１
第１０号	陸上自衛隊第３９普通科連隊　連隊長	弘前市大字原ヶ平山中１８-１１７
	平川市社会福祉協議会　常務理事	平川市柏木町藤山１６－１

資料２－１－３　平川市防災会議運営要綱

平成２６年2月１７日
平川市告示第９号

（趣旨）

第１条　この告示は、平川市防災会議条例（平成１８年平川市条例第１７号）第６条の規定に基づき、平川市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第２条　防災会議は、会長が必要と認めたとき又は委員２名以上の要求があったとき、会長がこれを招集するものとする。

（会議）

第３条　会議の議長は、会長をもって充てる。

２　防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

（会長の職務代理）

第４条　会長に事故があるとき又は欠けたときは、副市長の職にある委員がその職務を代理する。

（議決）

第５条　防災会議は、出席委員（代理者を含む。）全員の意見一致をもって議事を決するものとする。

（専決処分）

第６条　緊急を要し会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないとき、又は防災会議が処理すべき事項のうち軽易なものについては、会長は、次に掲げるものについて専決処分することができるものとする。

（１）　災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係機関相互間の連携調整を図ること。

（２）　関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明、その他必要な協力を求めること。

（３）　平川市地域防災計画の作成又は修正に関すること。

２　会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議においてこれを報告し、承認を求めるものとする。

（会議録）

第７条　会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

（１）　会議の日時及び場所

（２）　出席者の職名及び氏名

（３）　会議に付した案件及び議事の経過

（４）　議決した事項

（５）　その他参考事項

（事務局）

第８条　防災会議の事務を処理するため、事務局を平川市役所総務部総務課に置く。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附　則

この告示は、平成２６年２月１７日から施行する。

資料２－２－１　平川市災害対策本部条例

平成１８年１月１日
条 例 第 １ ８ 号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき、平川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
３　部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（委任）
第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　　則

この条例は、平成１８年１月１日から施行する。

附　　則（平成２５年６月１８日条例第２１号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料３－２－１　消防力及び消防施設等の現況

令和2年1月1日現在

区分		消防吏員・団員数	消防ポンプ					指揮車等その他	計
			消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	化学消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ		
		人	台	台	台	台	台	台	台
弘前地区消防事務組合 平川消防署		49	1	2	1			3	7
弘前地区消防事務組合 平川消防署碇ヶ関分署		12		1				2	3
平川市消防団	本部	10						1	1
	第１分団	35				3			3
	第２分団	(1) 32				3			3
	第３分団	37	1			1			2
	第４分団	39	1			1			2
	第５分団	40	2						2
	第６分団	38	1			1			2
	第７分団	(1) 40	1			2			3
	第８分団	28				3			3
	第９分団	(4) 31	1			1			2
	第10分団	(3) 36	1			3			4
	第11分団	32	1			1			2
	第12分団	(2) 33	1			1	1		3
	第13分団	(1) 35	1			1			2
	第14分団	22	1						1
	第15分団	(3) 40	1			1	1		3
	第16分団	(1) 28	1						1
	第17分団	(3) 30	1			1			2
	第18分団	(4) 24	1						1
	第19分団	(2) 18	1						1
	第20分団（女性消防団）	39							
消防団計		(25) 667	17			23	2	1	43

※（　）内は機能別消防団員数

資料３－２－２　消防施設整備計画

１．消防ポンプ自動車等整備計画

令和2年1月1日現在

区分	年次計画				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
弘前地区消防事務組合 平川消防署		1			
弘前地区消防事務組合 平川消防署碇ヶ関分署	1				
平川市消防団	1	1	2	1	1
計	2	2	2	1	1

２．消防庁舎等整備計画

令和2年1月1日現在

区分	年次計画				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
弘前地区消防事務組合 平川消防署					
弘前地区消防事務組合 平川消防署碇ヶ関分署		1			
平川市消防団（消防屯所）	2	2	2		
計	2	3	2	0	0

※碇ヶ関分署については、耐震指標（IS値）が基準を満たしていないことから、耐震化のため改築を行うものである。

３．消防水利整備計画

令和2年1月1日現在

区分		現有数	年次計画				
			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
消火栓（地上式）	公設	589	2				1
	私設						
防火水槽	40㎥未満	44					
	40～100㎥未満	206					
	100㎥以上	1					
その他の水利							
計		840	2	0	0		1

資料３－２－３　雨量・水位等観測所

ア　雨量等観測所

（１）気象庁観測所　　（青森地方気象台）

観測所名	所在地	設置場所	標高（m）	観測項目
碇ヶ関	平川市碇ヶ関阿原23-2	－	135	降水量、気温、風、日照時間、積雪
温川	平川市切明津根川森1-39	－	404	降水量

（２）－１　国土交通省観測所　　（青森河川国道事務所）

観測所	所在地	設置場所	標高（m）	対象河川
新館	平川市唐竹堀合45-3	唐竹郵便局付近	100	引座川

（２）－２　国土交通省観測所　　（浅瀬石川ダム管理所）

観測所	所在地	設置場所	標高（m）	対象河川
滝の森	平川市切明滝の森1-1	国有林	660	浅瀬石川
滝の沢	平川市切明津根川森169	牧場地内	690	〃
平賀	平川市小国深沢21-121	旧白毛山放牧場	520	〃

（３）青森県県土整備部所管観測所

観測所	所在地	設置場所	標高（m）	対象河川
遠部ダム	平川市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林	遠部ダム管理所	－	遠部沢
西碇ヶ関	〃	国有林	－	〃
久吉ダム	平川市碇ヶ関東碇ヶ関山国有林	久吉ダム管理所	－	津刈川
鍋倉	〃	国有林	－	〃
尾崎	平川市尾崎川合33-1	平賀東小学校（借地）	－	浅井川

（４）平川市観測所　　（平川市）

観測所名	所在地	設置場所	標高（m）	観測項目
善光寺	平川市切明津根川森125	－	731	降水量、風
平賀	平川市柏木町藤山34-46	－	－	降水量、風、照度、気温(5月～11月)

イ　冬期気象観測地点

青森県中南地域県民局

観測地点名	測定種目	所在地
温川	気温、風、積雪	平川市切明津根川森1-39
平賀	気温、風、積雪	平川市小和森種取7-24

平川市

観測地点名	測定種目	所在地
新屋	気温、積雪	平川市新屋平野13-5
猿賀	気温、積雪	平川市猿賀南田96-3

ウ　水位観測所

（１）国土交通省観測所　　（浅瀬石川ダム管理所）

観測所名	対象河川	水位（m）				既往最高水位		所在地
		待機	注意	避難	危険	水位（m）	年月日	
葛川	浅瀬石川	－	－	－	－	3.57	S56.8.30	平川市葛川折戸5-2

（２）青森県県土整備部観測所

観測所名	対象河川	水位（m）				既往最高水位		所在地
		待機	注意	避難	危険	水位（m）	年月日	
杉館	引座川	2.10	2.40	－	3.85	4.18	H25.9.16	平川市館山下扇田61-1

エ　流量観測所

（１）国土交通省観測所　　（浅瀬石川ダム管理所）

観測所名	対象河川	計画高水量（㎥/S）	既往最大流入量		所在地
			流入量（㎥/S）	年月日	
浅瀬石川ダム	浅瀬石川	2,000	460	H25.9.16	平川市葛川折戸5-2

（２）青森県県土整備部観測所

観測所名	対象河川	計画高水量（㎥/S）	既往最大流入量		所在地
			流入量（㎥/S）	年月日	
遠部ダム	遠部沢	150	36.83	S54.8.15	平川市碇ヶ関西碇ヶ関山国有林
久吉ダム	津刈川	295	50.83	H11.9.1	平川市碇ヶ関東碇ヶ関山国有林

オ　その他観測所

（平川市）

観測所名	設置機器	用途	所在地
日沼	監視カメラ	頭首工付近浸水状況の監視	平川市日沼一本柳40－2

資料３－４－１　山腹崩壊危険地区

(1)　国有林

番号	位　　置　　（林班）	直接保全対策施設		
		戸数	公共施設	道路
1	切明津根川森　　（1071）			国
2	〃　　（1071）	12		国
3	〃　　（1079）			〃
4	〃　　（1079）			〃
5	〃　　（1083、1084）			〃
6	切明温川沢　　（1085）			〃
7	〃　　（1086）			国
8	〃　　（1087）	15		〃
9	〃　　（1088）			〃
10	切明滝ノ森　　（1109）			市
11	小国横前沢　　（1113）			〃
12	切明滝ノ森　　（1106、1107）			〃
13	碇ヶ関西碇ヶ関山　　（706）		鉄道	
14	〃　　（708）		鉄道	
15	〃　　（712）		鉄道	
16	〃　　（715）	15		国
17	〃　　（715）		送電線	市
18	〃　　（715）		送電線	市
19	〃　　（715）		送電線	市
20	〃　　（715）		送電線	市
21	〃　　（714）	3	送電線	市
22	〃　　（716）	7	送電線	市
23	〃　　（714）	4		市
24	〃　　（723）	4		国
25	〃　　（720）	6		国
26	〃　　（723）			国
27	〃　　（720）	6		国
28	〃　　（732）			国
29	〃　　（732）			国
30	〃　　（732）			国
31	〃　　（731）			国（東北自動車道）
32	〃　　（731）			国
33	〃　　（728）			国
34	〃　　（729）			国
35	〃　　（729）			国
36	〃　　（729）			国
37	〃　　（730）	1		
38	碇ヶ関古懸三ツ森山　　（798）	3		市

(2)民有林

番号	危険地区番号		位置	公共施設等		
				人家	公共施設	道路
39	365	S0001	葛川葛川出口	23		市
40	365	S0002	〃 大川添	5		国
41	365	S0003	〃 田の沢口	39		市
42	365	S0004	〃 上の平	12		国
43	365	S0005	〃 長小股	2		〃
44	365	S0006	〃 平六村下	6		〃
45	365	S0007	切明螢沢	1		県
46	365	S0008	〃 山下	2		〃
47	365	S0009	小国山下	47		市
48	365	S0010	〃 〃	3		県
49	365	S0011	〃 川辺	1		市
50	365	S0012	〃 〃	15		県
51	365	S0013	〃 川原田	1		市
52	365	S0014	葛川大川添	1		国
53	365	S0015	〃 〃	1		〃
54	365	S0016	切明誉田邸	11		市
55	368	S0001	碇ヶ関踏田切	6		〃
56	368	S0002	〃 久吉蒔ヶ平	26		〃
57	368	S0003	〃 久吉二ノ渡	53		〃
58	368	S0004	〃 白沢	56		〃
59	368	S0005	〃 古懸門前	1		〃
60	368	S0006	〃 古懸永野	6		〃
61	368	S0007	〃 大落前山	1		国

資料３－４－２　崩壊土砂流出危険地区

(1)国有林

番号	位　　置　　(林班)	直接保全対策施設			
		戸　数	公共施設	道　路	その他
1	葛川葛川沢　　(1048)	12		国	
2	〃　毛無森　　(1053)	7		〃	
3	〃　　〃　　(1054)			〃	農地
4	切明温川沢　　(1085)			〃	
5	〃　　〃　　(1087)	5		〃	
6	〃　　〃　　(1088)	3		国	
7	〃　　〃　　(1089)	3		国	
8	切明滝ノ森　　(1097)	20		市	
9	〃　　〃　　(1097)	20		〃	
10	〃　　〃　　(1108)			〃	
11	〃　　〃　　(1108)	35		〃	
12	〃　　〃　　(1109)			〃	
13	小国横前沢　　(1114)			〃	
14	〃　　〃　　(1114・1115)			〃	
15	碇ヶ関西碇ヶ関山　　(701・702)			県	
16	〃　　〃　　(704)	50	鉄　道	国、市	
17	〃　　〃　　(705)	1	鉄　道		
18	〃　　〃　　(706・707)		鉄　道		
19	〃　　〃　　(708)		鉄　道		
20	〃　　〃　　(710)		鉄　道		
21	〃　　〃　　(709～712)	1	鉄　道		
22	〃　　〃　　(713～717)	9		国・市	
23	〃　　〃　　(720)	6			
24	〃　　〃　　(718～722)	6		国	
25	〃　　〃　　(723)	2		国	
26	〃　　〃　　(723)			国	
27	〃　　〃　　(728・729)			国	ダム
28	〃　　〃　　(730・731)			国（東北自動車道）	
29	〃　　〃　　(730～731)	1		国	
30	〃　　東碇ヶ関山　　(738)			市	
31	〃　　〃　　(738)			市	
32	〃　　〃　　(733・735～737)	3		市	
33	〃　　〃　　(775)			市	
34	〃　　大落前山　　(740～744)			市	
35	〃　　〃　　(780)			市	
36	碇ヶ関古懸三ツ森山　　(799・800)			市	

(2)民有林

番号	危険地区番号		位置	公共施設等		
				人家	公共施設	道路
37	365	H0001	尾崎木戸口	5		市
38	365	H0002	広船嘉瀬沢	11		〃
39	365	H0003	〃 広沢	31		〃
30	365	H0004	唐竹芦毛沢	30		〃
41	365	H0005	〃 石倉	8		〃
42	365	H0006	〃 雑候沢	1		〃
43	365	H0007	葛川葛川出口	1		国
44	365	H0008	葛川大川添	1		〃
45	365	H0009	〃 〃	1		〃
46	365	H0010	〃 田の沢口	21	1	市
47	365	H0011	〃 一本木平	9		国
48	365	H0012	〃 長小股	2		〃
49	365	H0013	〃 平六沢上	6		〃
50	365	H0014	切明誉田邸	18		市
51	365	H0015	〃 螢沢	1		〃
52	365	H0016	〃 〃	1		県
53	365	H0017	〃 〃	5		市
54	365	H0018	〃 山下	1		市
55	365	H0019	〃 〃	1		〃
56	365	H0020	〃 〃	1		国
57	365	H0021	〃 〃	1		市
58	365	H0022	小国浅瀬石山	1		〃
59	365	H0023	〃 山下	1		〃
60	365	H0024	〃 川辺	1		〃
61	365	H0025	〃 〃	1		県
62	365	H0026	〃 和古婦沢	77		〃
63	365	H0027	〃 浅瀬石山	57		国
64	365	H0028	〃 〃	26		市
65	365	H0029	〃 川原田	11		〃
66	365	H0030	〃 深沢	1		〃
67	365	H0031	切明上井戸	15		〃
68	365	H0032	〃 坂本	11		〃
69	365	H0033	〃 誉田邸	1		〃
70	365	H0034	〃 滝の森	4		〃
71	368	H0001	碇ヶ関諏訪平	11		国
72	368	H0002	〃 踏田切	5		〃
73	368	H0003	〃 〃	9		市
74	368	H0004	〃 〃	2		〃
75	368	H0005	〃 〃	5		〃
76	368	H0006	〃 久吉程ヶ平	3		〃
77	368	H0007	〃 〃	28		〃
78	368	H0008	〃 〃	10		〃
79	368	H0009	〃 〃	20		〃
80	368	H0010	〃 〃	31		〃
81	368	H0011	〃 〃	1		〃
82	368	H0012	〃 〃	1		〃
83	368	H0013	〃 船岡	3		国

(2)民有林

番号	危険地区番号		位置	公共施設等		
				人家	公共施設	道路
84	368	H0014	〃 東碇ヶ関山	1		市
85	368	H0015	〃 西碇ヶ関山	17		国
86	368	H0016	〃 〃	8		〃
87	368	H0017	〃 〃	7		〃
88	368	H0018	〃 〃	2		〃
89	368	H0019	〃 〃	1		〃
90	368	H0020	〃 〃	1		〃
91	368	H0021	〃 外白沢	1		〃
92	368	H0022	〃 白沢	194		市
93	368	H0023	〃 白沢	174		〃
94	368	H0024	〃 相沢	6		国
95	368	H0025	〃 古懸三ツ森山	1		市
96	368	H0026	〃 古懸杉ノ沢	1		〃
97	368	H0027	〃 古懸三ツ森	1		〃

資料３－４－３　小規模山地崩壊危険地区

番号	危険地区番号		位置	公共施設等		
				人家	公共施設	道路
1	365	小0001	切明上井戸	3		市
2	365	小0002	尾崎木戸口			
3	368	小0001	碇ヶ関東碇ヶ関山		1	市

資料３－４－４　なだれ危険箇所

(1)　森林管理局

番　　号	場　　所
1	平川市碇ヶ関西碇ヶ関山716林班
2	平川市碇ヶ関西碇ヶ関山729林班

(3)　県（農林水産部関係）

危険地区番号			位　　置	公 共 施 設 等		
				人　家	公共施設	道　路
1	365	な0001	切明螢沢			市
2	365	な0002	切明山下	18	1	県
3	365	な0003	小国川辺	25		県
4	365	な0004	小国山下	24		県
5	365	な0005	葛川田ノ沢口	19		国
6	365	な0006	葛川長小股	22		国
7	365	な0007	葛川平六村下	14		国

(4)　県（県土整備部河川砂防課関係）

○雪崩危険箇所（傾斜度15°以上、高さ10m以上）

ランクⅠ　保全人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）　・　市内55箇所

ランクⅡ　保全人家1戸以上4戸以下　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　市内16箇所

ランクⅢ　保全人家０戸　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　市内11箇所

・ランクⅠ　　（県土整備部河川砂防課）　　（平成30年12月31日現在）

番号	箇所名	所在地	戸数	公共的建物		公共施設
				災害時用援護者関連施設	左記以外の公共的建物	
1	川辺	小国	14		その他	県道　河川　橋梁２
2	山下	小国	14			県道　市道　河川
3	葛川１号	葛川	37	葛川診療所、葛川保	葛川支所　学校	県道　市道　河川
4	葛川４号	葛川	5			国道
5	誉田邸２号	切明	20		学校　公民館	
6	井戸沢１号	井戸沢	17		集会所	市道
7	井戸沢２号	井戸沢	14			市道
8	坂本１号	切明	17			市道　河川　橋梁１
9	坂本２号	切明	4		公民館	市道　河川　橋梁１
10	坂本３号	切明	10		宿泊施設　その他	市道　河川　橋梁１
11	平六１号	葛川	14		その他	国道
12	平六２号	葛川	12			国道　河川
13	温川３号	葛川	2		集会所　宿泊施設	国道　河川　橋梁１
14	唐竹１号	唐竹	3		宿泊施設	市道
15	唐竹２号	唐竹	10			市道
16	広船	広船	40			市道
17	川辺２号	小国	20		学校　集会所	市道　河川　橋梁１
18	平六３号	葛川	9			国道　市道　河川
19	昭和平温泉	葛川	18			国道　市道
20	虹の湖温泉	切明	10		宿泊施設2	市道
21	広船２号	広船	8			市道　河川
22	広船３号	広船	6			市道
23	山下２号	小国	11			市道　河川
24	切明	切明	5			市道
25	白岩	尾崎	0		宿泊施設	
26	三笠山	碇ヶ関	15		学校２　宿泊施設	高速道路　県道　市道
27	蒲ケ平	久吉	36			市道
28	ニノ渡	久吉	26		公民館	高速道路　市道　河川　橋梁１
29	古懸１号	古懸	16			市道　河川　橋梁１
30	古懸２号	古懸	15			市道　河川
31	湯ノ沢１号	碇ヶ関	1		宿泊施設	市道　河川　橋梁１
32	湯ノ沢２号	碇ヶ関	1		宿泊施設	市道　河川　橋梁１
33	湯ノ沢３号	碇ヶ関	1		宿泊施設	市道　河川
34	湯ノ沢４号	碇ヶ関	0		宿泊施設	市道　河川
35	白沢	碇ヶ関	11			鉄道　県道　橋梁１
36	安田	古懸	5			市道
37	蒲ケ平２号	久吉	26		その他	市道
38	湯ノ沢５号	碇ヶ関	1		宿泊施設	河川
39	碇ヶ関	碇ヶ関	17			市道　河川
40	ニノ渡２号	久吉	5		集会所　宿泊施設	市道　河川　橋梁１
41	湯ノ沢６号	碇ヶ関	0		宿泊施設	
42	でわの湯１号	碇ヶ関	0		宿泊施設	市道　河川　橋梁１
43	でわの湯２号	碇ヶ関	0		宿泊施設	市道　河川
44	でわの湯３号	碇ヶ関	0		宿泊施設	市道　河川
45	津軽湯ノ沢２号	碇ヶ関	18			国道　市道
46	鯨森	碇ヶ関	9			市道

番号	箇所名	所在地	戸数	公共的建物		公共施設
				災害時用援護者関連施設	左記以外の公共的建物	
47	三ツ森山	古懸	7			市道
48	安田２号	古懸	5			市道
49	堂ノ上	古懸堂ノ上	1		その他	市道　河川　橋梁１
50	三笠山２号	碇ヶ関鯨森	4		消防官署	市道
51	白沢２号	碇ヶ関白沢	10			鉄道
52	たけのこの里	久吉温泉	0		その他	
53	西碇ヶ関山	久吉遠部	1		宿泊施設	市道
54	津刈	碇ヶ関踏田切	0		発変電所	
55	遠部	久吉遠部	0		発変電所	国道

・ランクⅡ　　（県土整備部河川砂防課）　　（平成30年12月31日現在）

番号	箇所名	所在地	戸数	公共的建物		公共施設
				災害時用援護者関連施設	左記以外の公共的建物	
1	広船4号	広船山下	3			市道
2	川原田	小国切明	3			国道　市道　河川
3	川辺3号	小国山下	4			国道　市道
4	誉田邸	葛川誉田邸3号	3			市道
5	誉田邸1号	葛川螢沢	1			市道　河川
6	誉田邸3号	切明切明	2			市道　河川
7	平六村下	切明平六村下	4			国道
8	温川4号	切明温川沢	2			国道　河川　橋梁1
9	温川沢	切明温川沢	1			国道
10	不動野	古懸不動野	1			
11	不動沢大石	古懸不動沢大石	4			市道
12	踏田切1号	碇ヶ関踏田切	1			高速道路　国道
13	踏田切2号	碇ヶ関踏田切	2			高速道路　国道
14	久吉	久吉踏田切	4			市道
15	折橋	碇ヶ関西碇ヶ関山	2			
16	碇ヶ関2号	久吉遠部	1			

・ランクⅢ　　（県土整備部河川砂防課）　　（平成30年12月31日現在）

番号	箇所名	所在地	戸数	公共的建物		公共施設
				災害時用援護者関連施設	左記以外の公共的建物	
1	小国1号	小国川原田				県道
2	小国2号	小国川原田				
3	昭和平	葛川葛川出口				
4	葛川3号	葛川上ノ平				国道
5	一本木	葛川上ノ平				
6	平六4号	葛川砂子沢				国道
7	平六5号	葛川砂子沢				国道
8	切明川	切明坂本				
9	西股沢1号	切明坂本				
10	西股沢2号	切明坂本				市道
11	西股沢3号	切明坂本				市道　河川

資料３－４－５　土石流危険渓流

岩木川水系

番号	渓流名		所在地	保全対象			その他公共施設
	河川名	渓流名		人家戸数	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共的建物	
1	浅瀬石川	葛川沢	葛川出口	8			
2	浅瀬石川	葛川西口沢	田ノ沢口	8	東部地区ﾃﾞｨｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ	葛川支所	市道0.06km
3	浅瀬石川	一本木沢	一本木平	12		集会施設1	
4	浅瀬石川	平六沢	砂子沢	9			
5	浅瀬石川	木賊森沢	平六沢上	5		宿泊施設1	
6	浅瀬石川	大木平沢	温川沢	1		集会施設1	
7	浅瀬石川	井戸沢	上井戸	17			市道0.36km
8	浅瀬石川	井戸沢	上井戸	8			市道0.18km
9	摺毛沢	摺毛西沢	誉田邸	6		宿泊施設2	市道0.09km 宿泊施設2
10	切明川	東切明沢	坂本	5			市道0.11km
11	切明川	切明沢	坂本	4		集会施設1	
12	切明川	螢沢	螢沢	0		黒石営林署 事務所	市道0.9km
13	浅瀬石川	虹湖温泉沢	山下	30		宿泊施設3	
14	小国川	中小国沢	山下	8			
15	小国川	小国温泉沢	川辺	10			
16	小国川	小国沢	川辺	17			
17	小国川	上小国沢	川辺	8		宿泊施設1	
18	小国川	南小国沢	川辺	10		集会施設1	
19	小国川	北小国沢	川辺	5		集会施設1	
20	唐竹川	唐竹沢	堀合	7			市道0.5km
21	唐竹川	芦毛沢	芦毛沢	17		宿泊施設1	市道0.44km
22	唐竹川	向川原田沢	向川原田	5		宿泊施設1	県道0.8km
23	平川	高森沢	諏訪平	0		警察隊碇ヶ関分駐隊 日本道路公団料金所	
24	平川	大石沢	踏田切	4		久吉浄化ｾﾝﾀｰ	
25	津刈川	南久吉沢	蒲ヶ平	25			市道0.25km
26	津刈川	久吉沢	〃	6			市道0.07km
27	津刈川	大平沢	ニノ渡	3		津刈治療院 船岡集会所	市道0.06km
28	津刈川	津刈温泉沢	ニノ渡	3		津刈治療院 船岡集会所	市道0.06km
29	津刈川	船岡沢	ニノ渡	2		船岡集会所	市道0.06km

番号	渓流名		所在地	保全対象			その他公共施設
	河川名	渓流名		人家戸数	災害時要援護者関連施設	左記以外の公共的建物	
30	津刈川	西船岡沢	ニノ渡	2		船岡集会所	市道0.06km
31	遠部沢	古遠部沢	西碇ヶ関山	0		古遠部沢温泉(旅館)	市道0.08km
32	遠部沢	坂梨沢	西碇ヶ関山	0		発電所	
33	湯ノ沢	かまやち沢	西碇ヶ関山	0			市道1.76km
34	湯ノ沢	南湯ノ沢	西碇ヶ関山	0			市道2.24km
35	湯ノ沢	湯ノ沢	西碇ヶ関山	0			市道2.26km
36	湯ノ沢	湯ノ沢温泉沢	西碇ヶ関山	0			市道2.18km
37	湯ノ沢	北湯ノ沢	西碇ヶ関山	0			市道2.03km
38	湯ノ沢	中湯ノ沢	西碇ヶ関山	0			市道1.68km
39	平川	津軽湯ノ沢	折橋	13		その他の建物1	
40	平川	中碇ヶ関沢	碇ヶ関	109		寺等1　宿泊施設2	
41	浅瀬石川	砂子西沢	長小股	1			国道0.04km
42	浅瀬石川	砂子東沢	砂子沢	2			国道0.13km
43	浅瀬石川	平六西沢	砂子沢	4			国道0.09km
44	浅瀬石川	滝ノ股西沢	平六沢上	1			国道0.06km
45	浅瀬石川	切明川東沢	誉田邸	4			市道0.14km
46	平川	中切沢	坂本	4			市道0.18km
47	切明川	東蛍沢	坂本	2			市道0.08km
48	相乗沢	矢立沢	西碇ヶ関山	1			
49	湯ノ沢	板橋南の沢	西碇ヶ関山	3			国道0.12km JR
50	平川	上金屋沢	金屋	0			
51	平川	中金屋沢	金屋	0			
52	平川	下金屋沢	金屋	0			
53	平川	本金屋沢	金屋	0			
54	広船川	東山沢	町居	0			
55	唐竹川	下東山沢	東山	0			

資料３－４－６　砂防指定地

砂防法（明治３０年法律第２９号）による指定地

番号	告示年月日	告示番号	渓流名	所在地	延長×幅（M）	面　積（ｈａ）	適要
1	S10. 6.25	401	砂子沢	葛川毛無森	2,326×200 1,247×160	66.472	浅瀬石川
2	S11.11.19	604	猿の沢	切明誉田邸	1,350×8	1.080	〃
3	〃	〃	〃	〃　滝の森	1,350×100	13.500	〃
4	S15.10.21	554	浅瀬石川	切明山下	270×20	0.540	〃
5	〃	〃	〃	〃　〃	270×100	2.700	〃
6	〃	554	砂子沢	葛川砂子沢	151.5×40 151.5×40	0.758	〃
7	S17. 8.13	536	寒　川	切明温川	600×70	4.200	〃
8	S27. 9.11	1,206	滝の股川	葛川平六	3,300×80	26.400	〃
9	〃	〃	〃	〃　〃	3,300×100	33.000	〃
10	〃	1,206	平　川	碇ヶ関西碇ヶ関山	3,000×60	18.000	平　川
11	〃	〃	〃	〃　〃	3,000×100	30.000	〃
12	S31. 9.29	1,534	温　川	切明温川沢	1,350×25 620×10	3.995	浅瀬石川
13	S36. 8. 2	1,579	白　沢	碇ヶ関白沢	300×20	0.600	平　川
14	S37.12. 1	2,958	大落前川	碇ヶ関大落前 碇ヶ関大落前山	1,180×50	5.900	〃
15	S39. 3.31	1,127	切明川	切明滝の森 切明横前沢	6,100×56	34.160	浅瀬石川
16	S39. 9.17	2,690	白　沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	300×55	1.815	平　川
17	〃	2,690	温　川	切明字温川沢	1,100×70	7.700	浅瀬石川
18	S40.12.20	3,414	小落前川	碇ヶ関大落前 碇ヶ関小落前	3,540×100	35.400	平　川
19	S40.12.20	3,414	摺毛沢	切明摺毛沢	5,600×120	58.560	浅瀬石川
20	S41. 2. 1	95	大落前川	碇ヶ関大落前	1,000×10	1.000	平　川
21	S41. 6.10	1,854	寒　川	葛川温川沢	4,400×80	35.200	浅瀬石川
22	S42. 3.31	1,159	遠部沢	碇ヶ関西碇ヶ関	3.700×80 1,300×50	36.100	平　川
23	〃	〃	津刈川	碇ヶ関東碇ヶ関	2,420×80	19.360	〃
24	〃	〃	折橋沢	碇ヶ関西碇ヶ関	2,800×50	14.000	〃
25	〃	〃	砂子沢	碇ヶ関東碇ヶ関	1,100×80	8.800	津刈川
26	〃	〃	小国川	小国川辺・山下・原田	4,000×60	24.000	浅瀬石川

番号	告示年月日	告示番号	渓流名	所在地	延長×幅 (M)	面　積 (ｈａ)	適要
27	S45. 3. 5	242	小国沢	小国字川辺	600×40	2.400	小国川
28	S48. 2. 1	221	砂子沢	平六字毛無森国有林	510×80	4.080	浅瀬石川
29	S48. 7.11	1,541	滝の股川	切明上井戸	700×130	9.100	〃
30	S49. 1.18	49	上滝の沢	切明滝の森国有林	200×	0.650	切明川
31	〃	〃	下滝沢	小国横前沢国有林	200×	0.900	小国川
32	S51. 2. 9	111	唐竹川	唐竹井沢	800×	6.000	枇杷田川
33	S52. 1.24	55	滝の股川	切明滝の股国有林	350×	2.370	浅瀬石川
34	S55. 4.23	911	上滝の沢	切明滝の森国有林	390×	1.360	切明川
35	S57. 8. 4	1,460	大落前川	碇ヶ関大落前 大落前山国有林	1,450×	3.290	平　川
36	S59. 9.17	1,329	不動川	古懸三ツ森 古懸三ツ森山	552×	2.275	〃
37	〃	〃	遠部沢及びミカゲト沢	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林	579× 65×	1.588	〃
38	S62.10.15	1,764	小国沢	小国川辺	332×	0.520	浅瀬石川
39	H 1. 8. 4	1,384	土倉沢	古懸三ツ森山	265×	1.540	不動川
40	H 2. 9.10	1,547	滝ノ沢	小国横前沢国有林	341×	1.410	小国川
41	H 8. 3.12	546	小国沢	小国川辺	342×	0.240	浅瀬石川
42	H10. 7.16	1,467	浄土沢	切明滝の森国有林、坂本	313×	1.170	〃
43	H12. 1.20	95	中碇ヶ関沢	碇ヶ関白沢 碇ヶ関西碇ヶ関	485×	9.090	平　川
44	H30.5.8	646	白沢	碇ヶ関白沢 碇ヶ関西碇ヶ関山 碇ヶ関西碇ヶ関山国有林	494×	2.358	平川

資料３－４－７　地すべり危険箇所

番号	区域名	位置	面積(ha)	河川名	区域内の保全対象				公共施設等	摘要(指定状況)
					人家(戸)	耕地(ha)	公共的建物			
							災害時要援護者施設等	左記以外の公共的建物		
102	石倉	唐竹	20	枇杷田川	15	8		事業所3棟	県道1800m 市道500m	指定地

資料３－４－８　急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域

（ア）急傾斜地崩壊危険箇所
（自然斜面）

番号	箇所名	位置	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面高さ		災害時要援護者施設等	左記以外の公共的建物		指定年月日	指定区域名
1	稲元	尾崎稲元	150	65	6	5					
2	堀合１号	唐竹堀合	140	50	8	9	唐竹保育園		県道	S61.1.23	
3	唐竹３号	唐竹苺原	250	45	7	10		寺院			
4	広船１号	広船山下	270	45	7	9			市道	H10.9.16	広船１号
5	広船３号	広船広沢	250	50	8	9			市道	S61.1.23 H12.9.20 H16.2.25	広船２号
6	広船４号	広船広沢	192	50	10	8			市道	H8.2.26	広船４号
7	唐竹２号	唐竹苺原	200	40	5	9			市道		
8	向川原田２号	唐竹高田	180	45	8	6					
9	唐竹１号	唐竹堀合	250	30	15	10		共同浴場	市道	H2.3.12 H5.3.19 H6.3.25	唐竹
10	芦毛沢	唐竹芦毛沢	70	41	14	0		旅館			
11	井沢	唐竹井沢	120	50	8	8					
12	白岩		75	40	40	0		白岩自然の家			
13	川辺１号	小国川原田	330	40	30	7					
14	川辺２号	小国川辺	60	60	30	7			国道、河川		
15	川辺３号	小国山下	280	45	20	13			国道		
16	山下	小国山下	270	45	40	10			国道、河川		
17	虹の湖温泉	切明山下	600	38	50	8		旅館２			
18	葛川３号	葛川大川添	140	45	15	1		旅館、電力	国道		
19	葛川４号	葛川田ノ沢	100	35	30	0	葛川診療所	市役所支所			
20	葛川２号	葛川折戸	180	40	20	8		NTT交換所	市道	S48.3.31	葛川
21	葛川１号	葛川家岸	140	40	8	0		小中学校			
22	井戸沢１号	葛川上の平	200	30	70	17		生活ｾﾝﾀｰ	市道		
23	坂本	切明坂本	180	40	30	6			市道	S55.3.29	坂本
24	井戸沢２号	切明上井戸	280	45	30	10			市道		
25	温川２号	切明津根川森	110	35	40	0		旅館	河川		
26	山下３号	小国山下	100	30	60	11			市道		
27	安田１号	碇ヶ関古懸安田	138	36	20	3			市道		
28	安田２号	碇ヶ関古懸安田	213	39	21	5		神社	市道		
29	古懸２号	碇ヶ関古懸安田	442	47	28	12			市道、河川		
30	堂ノ上	碇ヶ関古懸堂ノ上	229	44	27	2			市道		
31	古懸１号	碇ヶ関古懸門前	272	35	33	13				S49.2.23 S51.3.18 H5.3.19	古懸
32	鯨森	碇ヶ関鯨森	282	46	48	9			市道		

番号	箇所名	位置	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面高さ		災害時要援護者施設等	左記以外の公共的建物		指定年月日	指定区域名
33	三笠山２号	碇ヶ関三笠山	106	36	22	5			市道		
34	三笠山	碇ヶ関三笠山	158	41	10	4		旅館	市道		
35	白沢	碇ヶ関白沢	158	37	66	14			JR線		
36	白沢２号	碇ヶ関白沢	113	87	7	3			JR線		
37	碇ヶ関	碇ヶ関	163	44	96	14			市道、河川		
38	ニノ渡	碇ヶ関久吉二ノ渡	545	45	55	16			市道		
39	蒲ケ平１号	碇ヶ関久吉蒲ケ平	265	46	71	16		屯所、神社	市道	S57.12.28 H5.3.19	
40	蒲ケ平２号	碇ヶ関久吉蒲ケ平	377	45	90	25			市道	S57.12.28 H5.3.19	
41	たけのこの里	碇ヶ関久吉遠部	243	40	112	0		宿泊施設			
42	西碇ヶ関山	碇ヶ関西碇ヶ関	476	36	81	19			国道		
43	湯ノ沢３号	碇ヶ関西碇ヶ関	267	40	59	0		旅館	市道、河川		
44	湯ノ沢１号	碇ヶ関西碇ヶ関	28	34	20	0		旅館	市道、河川		
45	西碇ヶ関山３号	碇ヶ関久吉遠部	83	35	41	1		宿泊施設	国道		
46	古遠部温泉	碇ヶ関久吉遠部	75	44	26	0		温泉	市道		
47	津刈	碇ヶ関久吉蒲ケ平	116	54	58	0		ﾀﾞﾑ管理所	市道		
48	遠部	碇ヶ関久吉遠部	45	44	58	0		ﾀﾞﾑ管理所	国道		
49	栄館	新屋富山	60	42	9	2					
50	浅井１号	尾崎稲元	30	50	8	1					
51	浅井２号	尾崎浅井	50	38	40	3					
52	堀合２号	唐竹堀合	35	40	15	1					
53	堀合３号	唐竹堀合	100	45	15	3					
54	堀合４号	唐竹堀合	55	45	15	4					
55	向川原田３号	唐竹高田	30	45	8	1			市道		
56	高田２号	唐竹高田	40	45	15	1					
57	小金森１号	唐竹小金森	150	50	10	4					
58	小金森３号	唐竹小金森	60	45	8	2			国道		
59	小金森２号	唐竹井沢	60	30	9	1			市道		
60	芦毛沢２号	唐竹芦毛沢	120	50	7	3					
61	芦毛沢３号	唐竹芦毛沢	70	45	7	2			市道		
62	川原田２号	小国川原田	50	40	40	3			国道、河川		
63	葛川出口１号	葛川葛川出口	100	50	10	4					
64	葛川出口３号	葛川葛川出口	50	40	8	3					
65	葛川出口４号	葛川葛川出口	50	38	30	3					
66	誉田邸２号	切明誉田邸	50	45	25	1					
67	誉田邸５号	切明誉田邸	50	45	12	1			市道		
68	誉田邸６号	切明誉田邸	100	40	12	2					
69	摺毛２号	切明誉田邸	40	38	14	2					
70	摺毛１号	切明誉田邸	85	35	40	1					

番号	箇所名	位置	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面高さ		災害時要援護者施設等	左記以外の公共的建物		指定年月日	指定区域名
71	摺毛３号	切明上の平	60	45	12	2			市道		
72	誉田邸１号	切明蛍沢	100	40	50	1			市道		
73	誉田邸３号	切明坂本	70	35	90	2			市道		
74	平六村下１号	切明平六村下	200	42	30	2					
75	平六村下２号	切明平六村下	65	60	8	4			国道		
76	平六村下３号	切明平六村下	65	60	8	1			国道		
77	温川沢１号	切明津根川森	70	32	40	1			国道		
78	温川沢３号	切明温川沢	75	35	23	1					
79	温川沢２号	切明温川沢	115	45	20	1			国道		
80	福島	新屋福島	100	58	5	3					
81	広船２号	広船山下	80	50	7	2			市道		
82	葛川出口２号	葛川葛川出口	40	50	10	1					
83	不動野２号	碇ヶ関古懸上程森	179	42	18	2					
84	不動野１号	碇ヶ関古懸上程森	25	30	14	1					
85	門前家岸	碇ヶ関古懸門前屋岸	193	41	16	6			市道		
86	樋ケ沢	碇ヶ関古懸門前屋岸	113	58	13	2			市道		
87	不動沢大石	碇ヶ関古懸不動沢大石	161	39	32	5			河川		
88	三笠山４号	碇ヶ関鯨森	78	45	51	2			市道		
89	三笠山３号	碇ヶ関三笠山	56	85	11	1			市道		
90	白沢６号	碇ヶ関白沢	168	38	23	9					
91	白沢５号	碇ヶ関白沢	90	49	12	2					
92	白沢４号	碇ヶ関白沢	94	39	14	3					
93	踏田切４号	碇ヶ関踏田切	205	62	9	0					
94	踏田切１号	碇ヶ関踏田切	135	33	144	1			国道		
95	踏田切２号	碇ヶ関踏田切	85	31	46	1			国道		
96	踏田切３号	碇ヶ関踏田切	45	46	8	1					
97	久吉	碇ヶ関踏田切	275	43	51	3			市道		
98	西碇ヶ関山２号	碇ヶ関西碇ヶ関	136	63	6	3			国道		
99	碇ヶ関２号	久吉遠部	46	40	30	1			国道		
100	白沢８号	碇ヶ関白沢	82	44	5	4					
101	白沢９号	碇ヶ関白沢	64	69	5	1			市道		
102	白沢３号	碇ヶ関白沢	217	76	11	8			JR線		
103	折橋	碇ヶ関西碇ヶ関山	130	45	36	3			国道		
104	小国１号	小国川原田	180	30	85	0			県道		
105	小国２号	小国川原田	270	45	35	0					
106	昭和平	葛川葛川出口	350	51	123	0					
107	葛川５号	葛川上ノ平	300	63	70	0			国道		
108	一本木	葛川上ノ平	200	56	60	0			国道		
109	平六１号	葛川砂子沢	300	39	80	0					

番号	箇所名	位置	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面高さ		災害時要援護者施設等	左記以外の公共的建物		指定年月日	指定区域名
110	平六２号	葛川砂子沢	200	45	80	0					
111	切明川	切明坂本	230	56	150	0					
112	西股沢１号	切明坂本	100	34	40	0					
113	西股沢２号	切明坂本	170	42	90	0			市道		
114	西股沢３号	切明坂本	240	36	50	0			市道、河川		

（人工斜面）

番号	箇所名	位置	地形要因			人家戸数	公共的建物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面高さ		災害時要援護者施設等	左記以外の公共的建物		指定年月日	指定区域名
115	向川原田１号	唐竹向川原田	120	50	12	0					
116	湯ノ沢４号	碇ヶ関西碇ヶ関山	67	35	37	0		旅館	市道、河川		
117	湯ノ沢２号	碇ヶ関西碇ヶ関山	295	37	21	0		旅館	市道、河川		
118	津軽湯ノ沢	碇ヶ関湯ノ沢	53	34	11	0		旅館	河川		
119	川辺４号	小国川辺	75	45	30	3			国道		
121	誉田邸４号	切明誉田邸	45	45	35	1					
122	白沢７号	碇ヶ関白沢	53	38	11	0					

（イ）急傾斜地崩壊危険区域指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による指定区域

番号	告示年月日	告示番号	急傾斜地崩壊危険区域名	所在地	面積（ｈａ）	人家戸数	公共的建　物	適要
1	S48.3.31	218	葛川	葛川家岸	1.306	3		
2	S55.3.29	301	坂本	切明坂本、滝の沢	0.823	12		
3	S56.3.17	231	広船	広船山下	0.47	5		
4	S61.1.23	43	広船２号	広船広沢、山下	1.657	8		
5	H12.9.20	593	広船２号	広船広沢	0.686	5		
6	H16.2.25	116	広船２号	広船広沢、山下	0.669	3		
7	H2.3.12	162	唐竹	唐竹堀合	2.016	16	1	
8	H5.3.19	191	唐竹	唐竹堀合	1.191	6		
9	H6.3.25	240	唐竹	唐竹堀合	0.256	2		
10	H8.2.26	126	広船４号	広船広沢	0.53	10		
11	H10.9.16	601	広船１号	広船山下	0.846	7		
12	H16.7.9	489	唐竹(2)	唐竹苺原	1.17	10		
13	S49.2.23	105	古懸	碇ヶ関古懸樋ケ沢 門前 塚ノ平	1.296	14	1	
14	S51.3.18	184	不動沢大石	碇ヶ関古懸不動沢大石	1.029	8		
15	H5.3.19	194	不動沢大石	碇ヶ関古懸不動沢大石	0.316			
16	S57.12.28	966	蒲ケ平１号	碇ヶ関久吉蒲ケ平 程ケ平	1.948	17	1	
17	H5.3.19	191	蒲ケ平１号	碇ヶ関久吉蒲ケ平 程ケ平	0.196			
18	S57.12.28	966	蒲ケ平２号	碇ヶ関久吉蒲ケ平 程ケ平	1.644	13	1	
19	H5.3.19	191	蒲ケ平２号	碇ヶ関久吉蒲ケ平 程ケ平	0.34	4		
20	H17.12.28	970	唐竹２号	唐竹苺原	0.2995	5		
21	H26.3.19	206	小金森１号	唐竹小金森、川原田	0.6939	5		
22	H27.12.7	856	山下３号	小国山下	1.5338	12		

資料３－４－９　河川表

（岩木川水系）

一級河川

番号	河川名	区間		流路延長(km)	管理者
		水源地(上流端)	下流端		
1	平川	遠部沢の合流点	岩木川への合流点	40.6	国土交通省 青森県
2	浅瀬石川	温川の合流点	平川への合流点	44.8	青森県
3	小国川	上横前沢の合流点	浅瀬石川への合流点	6.5	〃
4	切明川	切明滝の森国有林109林班いの7小班地先の 切明砂防堰堤	浅瀬石川への合流点	3.1	〃
5	引座川	[左岸]新屋遠手沢79番地先 [右岸]新屋遠手沢51番地先	平川への合流点	8.6	〃
6	六羽川	高畑高田48番地先の六羽川一号橋	引座川への合流点	5.4	〃
7	枇杷田川	唐竹向川原田48番の1先の高田橋	六羽川への合流点	4.5	〃
8	浅井川	[左岸]尾崎木戸口186番の38地先 [右岸]尾崎木戸口175番の44地先	引座川への合流点	4.1	〃
9	広船川	[左岸]広船広沢390番の12地先 [右岸]広船広沢274番の1地先	浅井川への合流点	3.8	〃
10	不動川	清之沢の合流点	平川への合流点	4.5	〃
11	相沢川	[左岸]碇ヶ関相沢8番の2地先 [右岸]碇ヶ関相沢6番の2地先	平川への合流点	3.0	〃
12	碇沢川	[左岸]碇ヶ関碇沢18番地先 [右岸]碇ヶ関碇沢60番地先	相沢川への合流点	2.0	〃
13	大落前川	[左岸]碇ヶ関大落前30番地先 [右岸]碇ヶ関大落前36番の1地先	平川への合流点	1.0	〃
14	小落前川	落葉沢の合流点	平川への合流点	2.0	〃
15	津刈川	吉野沢の合流点	平川への合流点	7.0	〃
16	鍋倉沢川	ナンデノ沢の合流点	草刈川への合流点	2.3	〃
17	岩谷沢川	[左岸]碇ヶ関東碇ヶ関山国有林63林班は小班地先 [右岸]碇ヶ関東碇ヶ関山国有林63林班ろ小班地先	草刈川への合流点	1.0	〃
18	砂子沢	碇ヶ関東碇ヶ関山国有林235林班と小班	草刈川への合流点	0.9	〃
19	久吉導水路	津刈川からの分派点	砂子沢への合流点	0.8	〃
20	遠部沢	古遠部沢の合流点	平川への合流点	3.1	〃

普通河川

番号	河川名	区間		流路延長(km)	管理者
		水源地(上流端)	下流端		
1	五郷川	小和森上平田270番地地先	引座川への合流点	1.2	平川市
2	浅井川	木戸口沢合流点	尾崎木戸口175番地の44地先	2.8	〃
3	広船川	内山農道奥付近	広船広沢390番の12地先	1.2	〃
4	唐竹川	渾神の清水前付近	唐竹向川原田48番の1地先 の高田橋	2.0	〃
5	不動川	関根沢・土倉沢　合流点	日蔭沢合流点	3.0	〃
6	大落前川	白糸滝前付近	碇ヶ関大落前36番の1地先	2.1	〃

資料３－４－１０　ため池分布状況

農業用ため池

番号	溜池名称	所在地	堤　高（m）	堤頂長（m）	総貯水量（㎥）	灌漑受益地（ｈａ）	防災重点溜池
1	嘉瀬沢（１）溜池	広船	5.2	34.7	7,700	60.0	○
2	嘉瀬沢（２）溜池	広船	4.4	36.0	5,400	18.0	○
3	柳沢堤	広船	3.6	69.0	1,800	20.0	
4	滝沢堤（下）	尾崎	7.0	70.0	84,000	100.0	○
5	滝沢堤（上）	尾崎	7.0	105.0	33,600	0.0	○
6	遠手沢堤	新屋	2.0	48.0	2,400	0.0	
7	白戸堤（三）	町居	2.3	35.0	960	1.0	
8	中島堤	尾崎	1.0	43.0	1,083	0.9	○
9	石橋ノ堤	広船	2.7	37.0	5,333	60.0	○
10	白戸堤4	町居	1.6	31.4	1,218	1.2	
11	あしげ堤	新館	6.0	120.0	18,000	5.1	○
12	嘉瀬沢3	広船	2.7	37.0	6,715	32.1	○
13	嘉瀬沢4	広船	3.8	44.0	7,459	0.0	○
14	桃太郎堤（上）	広船	2.5	20.0	576	0.0	
15	沢田堤（ホコマン平堤）	沖館	3.6	33.0	2,136	3.5	

資料３－４－１１　道路注意箇所

（国道）

番号	点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長	所在地	評価ランク
1	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	82	切明黒石営林署	要対策
2	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	101	切明黒石営林署	要対策
3	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	35	切明黒石営林署	要対策
4	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	29	切明黒石営林署	要対策
5	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	149	切明黒石営林署	要対策
6	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	46	切明黒石営林署	要対策
7	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	115	切明黒石営林署	要対策
8	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	23	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班に	要対策
9	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	18	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は1	要対策
10	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	20	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は1	要対策
11	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	31	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班3	要対策
12	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	27	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班3	要対策
13	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	15	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林31林班は他	要対策
14	地すべり	国道102号	なし	未指定	75	大字葛川	要対策
15	擁壁	国道102号	なし	指定	15	切明黒石営林署	要対策
16	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	241	葛川砂子沢22	カルテ監視
17	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	129	葛川平六沢上22-2	カルテ監視
18	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	222	葛川平六沢上27-5	カルテ監視
19	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	126	切明上井戸103-1	カルテ監視
20	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	73	切明黒石営林署	カルテ監視
21	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	79	切明黒石営林署	カルテ監視
22	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	35	切明温川沢1-129	カルテ監視
23	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	40	切明黒石営林署	カルテ監視
24	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	69	切明黒石営林署	カルテ監視
25	落石・崩壊	国道101号	なし	指定	85	切明黒石営林署	カルテ監視
26	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	62	切明黒石営林署	カルテ監視
27	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	140	切明黒石営林署	カルテ監視
28	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	83	切明黒石営林署	カルテ監視
29	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	106	切明黒石営林署	カルテ監視
30	落石・崩壊	国道102号	なし	指定	178	切明黒石営林署	カルテ監視
31	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	62	切明黒石営林署	カルテ監視
32	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	39	切明黒石営林署	カルテ監視
33	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	36	切明黒石営林署	カルテ監視
34	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	117	切明黒石営林署	カルテ監視
35	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	77	切明黒石営林署	カルテ監視
36	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	50	葛川大川添（バイパス）	カルテ監視
37	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	20	切明黒石営林署	カルテ監視
38	落石・崩壊	国道102号	なし	未指定	40	葛川字上の平	カルテ監視
39	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	173	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林28林班い	カルテ監視
40	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	80	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は2	カルテ監視
41	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	11	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は2	カルテ監視
42	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	48	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は2	カルテ監視
43	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	70	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は14	カルテ監視
44	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	37	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班1	カルテ監視
45	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	174	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
46	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	78	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
47	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	113	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
48	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	46	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
49	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	59	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
50	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	54	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班は1	カルテ監視
51	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	16	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視

番号	点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長	所在地	評価ランク
52	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	35	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
53	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	94	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
54	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	33	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
55	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	109	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
56	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	23	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班3	カルテ監視
57	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	80	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班い3	カルテ監視
58	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	36	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班い3	カルテ監視
59	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	39	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班い3	カルテ監視
60	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	166	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班い他	カルテ監視
61	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	311	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林29林班へ他	カルテ監視
62	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	91	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林31林班は2	カルテ監視
63	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	67	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林31林班た1	カルテ監視
64	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	91	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林31林班い	カルテ監視
65	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	82	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林31林班い	カルテ監視
66	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	77	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林31林班い	カルテ監視
67	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	95	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林31林班い	カルテ監視
68	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	62	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林31林班か	カルテ監視
69	落石・崩壊	国道282号	あり	指定	60	碇ヶ関西碇ヶ関山国有林31林班は3	カルテ監視
70	落石・崩壊	国道454号	なし	指定	25	小国川辺	カルテ監視
71	落石・崩壊	国道454号	なし	指定	45	小国深沢21-95	カルテ監視
72	地すべり	国道102号	なし	指定	17	切明黒石営林署	カルテ監視
73	雪崩	国道102号	なし	未指定	40	切明温川沢	カルテ監視
74	雪崩	国道102号	なし	未指定	80	切明国有林	カルテ監視
75	雪崩	国道282号	なし	未指定	10	碇ヶ関西碇ヶ関山	カルテ監視
76	雪崩	国道282号	なし	未指定	90	碇ヶ関西碇ヶ関山	カルテ監視
77	雪崩	国道282号	なし	未指定	20	碇ヶ関西碇ヶ関山	カルテ監視
78	雪崩	国道282号	なし	未指定	40	碇ヶ関西碇ヶ関山	カルテ監視
79	雪崩	国道282号	なし	未指定	40	碇ヶ関西碇ヶ関山	カルテ監視
80	土石流	国道102号	なし	指定	20	切明国有林黒石営林署	カルテ監視
81	盛土	国道102号	なし	指定	35	切明黒石営林署	カルテ監視
82	擁壁	国道102号	なし	指定	40	切明	カルテ監視
83	擁壁	国道102号	なし	未指定	60	切明国有林	カルテ監視
84	地吹雪	国道102号	あり	未指定	4200	蒲田	カルテ監視

（地方道）

番号	点検対象項目	道路種別	路線名	迂回路	事前規制	延長	所在地	評価ランク
1	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	191	唐竹石倉出口早坂左脇の沢3-3	カルテ監視
2	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	191	唐竹石倉出口早坂左脇の沢	カルテ監視
3	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	41	唐竹石倉出口早坂左脇の沢	要対策
4	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	68	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-2	カルテ監視
5	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	41	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-1	カルテ監視
6	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	32	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-1	要対策
7	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	15	小国深沢	要対策
8	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	10	大字小国字深沢18-281	要対策
9	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	20	大字小国字深沢18-281	要対策
10	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	60	小国深沢18-280	カルテ監視
11	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	86	小国深沢18-280	カルテ監視
12	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	14	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-1	カルテ監視
13	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	42	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-1	カルテ監視
14	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	なし	指定	125	唐竹石倉出口早坂左脇の沢1-1	カルテ監視
15	落石・崩壊	一般県道	小国本町線	あり	未指定	36	唐竹薬師沢6-1	カルテ監視
16	雪崩	一般県道	小国本町線	なし	指定	160	小国深沢	カルテ監視
17	雪崩	一般県道	小国本町線	なし	指定	160	小国深沢	カルテ監視
18	雪崩	一般県道	小国本町線	なし	指定	340	唐竹石倉出口早坂左脇の沢	カルテ監視
19	地吹雪	主要地方道	大鰐浪岡線	あり	未指定	600	新屋町下沢田	カルテ監視
20	地吹雪	主要地方道	弘前環状線	なし	未指定	430	杉館宮元	カルテ監視
21	地吹雪	一般県道	吹上金屋黒石線	あり	未指定	540	新屋稲村	カルテ監視
22	地吹雪	一般県道	平賀門外線	あり	未指定	360	本町西宮	カルテ監視
23	地吹雪	一般県道	平賀門外線	あり	未指定	550	館田中前田	カルテ監視
24	地吹雪	一般県道	平賀門外線	あり	未指定	380	四ツ屋亀田	カルテ監視
25	地吹雪	一般県道	弘前田舎館黒石線	あり	未指定	180	蒲田元宮	カルテ監視

資料３－５－１　自主防災組織一覧

令和３年３月１日現在

No	組織名	カバー世帯数	No	組織名	カバー世帯数
1	岩館町会自主防災会	125	27	平六町会自主防災会	14
2	柏木町自主防災会	775	28	温川町会自主防災会	5
3	大坊町内会自主防災会	216	29	井戸沢町会自主防災会	19
4	向陽自主防災会	201	30	大木平町会自主防災会	16
5	原田町会自主防災会	154	31	一本木町会自主防災会	21
6	三町会自主防災会	140	32	西の平町会自主防災会	80
7	荒田町会自主防災会	70	33	光城町会自主防災会	379
8	小和森町会自主防災会	185	34	平成町会自主防災会	328
9	杉館町会自主防災会	122	35	南田町自主防災会	79
10	大光寺町会自主防災会	380	36	金屋自主防災会	305
11	館田町会自主防災会	244	37	南田中町会自主防災会	480
12	館山・松崎自主防災会	234	38	李平町会自主防災会	194
13	苗生松町会自主防災会	118	39	高木町会自主防災会	412
14	松館町会自主防災会	73	40	尾上・南田町会自主防災会	391
15	本町町会自主防災会	541	41	新屋町自主防災会	211
16	沖館町会自主防災会	277	42	猿賀町会自主防災会	509
17	小国町会自主防災会	57	43	中佐渡町会自主防災会	147
18	唐竹町会自主防災会	448	44	長田町会自主防災会	45
19	切明町会自主防災会	21	45	八幡崎町会防災部会	232
20	葛川町会自主防災会	46	46	日沼町会自主防災会	227
21	新館町会自主防災会	128	47	蒲田町会自主防災会	55
22	広船町会自主防災会	232	48	新山町会防災部	109
23	新屋町会自主防災会	426	49	みなみの町会自主防災会	146
24	尾崎町会自主防災会	402	50	碇ヶ関地区自主防災会	761
25	平田森町会自主防災会	161	51	古懸町内会自主防災会	151
26	町居町会自主防災会	451	52	久吉町会自主防災会	101
合　計					11,644

世帯カバー率96.2%

資料３－８－１　指定避難所等一覧

指定避難所一覧

■指定避難所とは

　災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間避難させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する。（法第49条の7）

（備考）

収容可能人数は、屋内は延床面積の70%、屋外は建物を除く敷地面積を収容可能面積とし、いずれも４㎡当たり１人で算定

【屋内】

番号	施設名	所在地	収容可能人員	管理者名	施設の構造・面積　（㎡）		給水・炊飯施設有無	
							給水	炊飯
1	平川市立小和森小学校	大光寺二村井１６６番地	880	学校長	鉄筋	5,079	有	有
2	平川市立平賀西中学校	大光寺白山１３番地２	1,320	学校長	鉄筋	7,593	有	有
3	平川市立柏木小学校	柏木町柳田８番地２	640	学校長	鉄筋	3,659	有	有
4	平川市立平賀東中学校	新館後野１０４番地１	1,180	学校長	鉄筋	6,799	有	有
5	平川市立平賀東小学校	尾崎川合６９番地	880	学校長	鉄筋	5,081	有	有
6	平川市立竹館小学校	沖館永田３４番地３	730	学校長	鉄筋	4,212	有	有
7	平川市立大坊小学校	岩館下り松７２番地２	460	学校長	鉄筋	2,653	有	有
8	平川市立松崎小学校	館山上亀岡５番地１	550	学校長	鉄筋	3,177	有	有
9	旧平川市立葛川小中学校	葛川家岸１３番地	480	管財課長	鉄筋	2,784	有	有
10	平川市文化センター	光城２丁目３０番地１	1,040	生涯学習課長	鉄筋	5,991	有	有
11	平川市平賀農村環境改善センター	新館野木和２０番地１	260	農林課長	鉄筋	1,495	有	有
12	平賀体育館	新館野木和１８番地１	480	スポーツ協会	鉄筋	2,761	有	無
13	大光寺コミュニティセンター	大光寺三村井７０番地３	80	町会長	木造	488	有	有
14	光城コミュニティセンター	光城６丁目８番地	60	町会長	木造	360	有	有
15	本町コミュニティセンター	本町南柳田８４番地２	80	町会長	木造	500	有	有
16	柏木町コミュニティセンター	柏木町東田１６７番地５８	50	町会長	木造	298	有	有
17	小和森多目的研修集会施設	小和森松村４番地１	70	町会長	木造	404	有	有
18	平成町コミュニティセンター	小和森上松岡１８４番地２	50	町会長	木造	297	有	有
19	荒田農業研修センター	荒田駒田１５９番地２	40	町会長	木造	281	有	有
20	平田森多目的集会所	平田森稲村３９番地１	40	町会長	木造	275	有	有
21	飛鳥会館	町居横山３４１番地２	100	町会長	木造	612	有	有
22	新館集落センター	新館藤巻４３番地１１	50	町会長	木造	316	有	有
23	新屋多目的集会所	新屋栄館５４番地６	80	町会長	木造	477	有	有
24	尾崎多目的研修集会施設	尾崎浅井９９番地１	80	町会長	木造	482	有	有
25	松野地区集会所	尾崎稲元３８番地２０	8	町会長	木造	50	有	有
26	広船地区構造改善センター	広船福田２０７番地	100	町会長	木造	595	有	有
27	唐竹多目的集会所	唐竹苺原１７８番地１３	80	町会長	木造	480	有	有
28	向野町会集会所	沖館向野１番地２２	5	町会長	木造	34	有	有
29	鳥海会館	沖館長田２１番地４	70	町会長	木造	452	有	有
30	向陽多目的研修集会施設	高畑前田１１７番地	50	町会長	木造	299	有	有
31	原田農業研修センター	原田今井１２１番地２	50	町会長	木造	298	有	有
32	岩館地区構造改善センター	岩館下り松９６番地	40	町会長	木造	274	有	有
33	大坊コミュニティセンター	大坊竹内２２５番地	50	町会長	木造	295	有	有
34	石郷集会所	石郷村元２６１番地	30	町会長	木造	221	有	有
35	三町会農業研修センター	小杉稲村８７番地１	50	町会長	木造	297	有	有
36	四ツ屋集会所	四ツ屋亀田７８番地２	10	町会長	木造	62	有	有
37	苗生松多目的集会所	館田西和田２０５番地３	40	町会長	木造	275	有	有
38	館田地区農業推進拠点施設	館田前田２８９番地２	50	町会長	木造	315	有	有
39	杉館集会施設	杉館宮元７２番地２	50	町会長	木造	337	有	有
40	館山・松崎交流センター	館山上亀岡５番地３	50	町会長	木造	286	有	有

番号	施設名	所在地	収容可能人員	管理者名	施設の構造・面積 （㎡）		給水・炊飯施設有無	
							給水	炊飯
41	西の平団地集会所	苗生松下東田４１番地２	10	施設建築課長	鉄骨	100	有	有
42	松館農業研修センター	松館浅井２９番地２	40	町会長	木造	242	有	有
43	小国コミュニティセンター	小国川原田２番地１	50	町会長	木造	299	有	有
44	一本木コミュニティセンター	葛川一本木平３０番地１	20	町会長	木造	161	有	有
45	平川市克雪管理センター	葛川家岸１０番地２	60	町会長	鉄筋	352	有	有
46	大木平集会所	切明温川沢１番地２８	20	町会長	木造	151	有	有
47	切明コミュニティセンター	切明坂本５４番地２	30	町会長	鉄骨	194	有	有
48	井戸沢集会所	切明上井戸４２番地６	20	町会長	木造	124	有	有
49	温川地区多目的集会所	切明津根川森１番地３９	20	町会長	木造	135	有	有
50	平川市立金田小学校	南田中北原１２０番地１	1,210	学校長	鉄筋	6,966	有	有
51	平川市立尾上中学校	中佐渡南田４９番地	980	学校長	鉄筋	5,642	有	有
52	平川市立猿賀小学校	猿賀明堂１３６番地２	770	学校長	鉄筋	4,424	有	有
53	Ｂ＆Ｇ尾上体育館	新屋町北鶉野１５番地１	190	スポーツ協会	鉄筋	1,102	有	無
54	平川市尾上体育館	中佐渡南田９５番地４	170	スポーツ協会	鉄筋	1,021	有	無
55	平川市尾上農村環境改善センター	猿賀池上４５番地１	250	おのえ企画	鉄筋	1,464	有	有
56	平川市ふるさとセンター	猿賀石林９４番地	100	おのえ企画	木造	604	有	有
57	平川市尾上地域福祉センター	猿賀南田９６番地３	370	社会福祉協議会	鉄筋	2,128	有	有
58	李平町会センター	李平上安原６２番地１	50	町会長	木造	299	有	有
59	金屋地区多目的研修施設	金屋上松元４６番地９	90	町会長	木造	554	有	有
60	南田中ふれあいセンター	南田中西原１３０番地	50	町会長	木造	299	有	有
61	高木会館	尾上栄松３７番地１	70	町会長	木造	430	有	有
62	新屋町会館	新屋町松下８６番地４	50	町会長	木造	295	有	有
63	中佐渡集落会館	中佐渡前田３２番地１	60	町会長	木造	396	有	有
64	長田地区担い手センター	長田沼田３２番地２	20	町会長	木造	159	有	有
65	新山ふれあいセンター	新山岡部６６番地２	30	町会長	木造	200	有	有
66	蒲田交流センター	蒲田元宮３０番地３	20	町会長	木造	169	有	有
67	日沼地区コミュニティ施設	日沼高田１０４番地２	80	町会長	木造	498	有	有
68	八幡崎地区農業研修センター	八幡崎宮本８５番地３	60	町会長	木造	354	有	有
69	さるか交流館	猿賀遠林１番地２	50	町会長	木造	297	有	有
70	尾上南田会館	原大野３４番地２	50	町会長	木造	325	有	有
71	みなみの和み館	猿賀南田８８番地１	15	町会長	木造	99	有	有
72	平川市立碇ヶ関中学校	碇ヶ関三笠山１００番地２	880	学校長	鉄筋	5,083	有	有
73	平川市立碇ヶ関小学校	碇ヶ関三笠山１２７番地２３	880	学校長	鉄筋	5,083	有	有
74	平川市碇ヶ関温泉会館	碇ヶ関鯨森８番地１	120	碇ヶ関総合支所 市民生活課長	木造	692	有	有
75	平川市碇ヶ関地域福祉センター	碇ヶ関三笠山１２０番地１	390	社会福祉協議会	鉄筋	2,239	有	有
76	平川市碇ヶ関公民館	碇ヶ関三笠山７８番地	380	碇ヶ関総合支所 市民生活課長	鉄筋	2,208	有	有
77	平川市古懸地区公民館	碇ヶ関古懸南不動野８３番地	90	碇ヶ関総合支所 市民生活課長	木造	561	有	有
78	久吉地区集会所	碇ヶ関水溜１６番地３	30	町会長	木造	199	有	有
79	道の駅いかりがせき	碇ヶ関碇石１３番地１他	60	碇ヶ関開発㈱	鉄筋	360	有	有
80	ひらかわドリームアリーナ	町居南田２４９番地	260	スポーツ課	鉄筋	1,512	有	有

【屋外】

番号	施設名	所在地	収容可能人員	施設の面積（㎡）	備考
1	平川市立小和森小学校グラウンド	大光寺二村井１６６番地	3,740	14,960	
2	平川市立平賀西中学校グラウンド	大光寺白山１３番地２	7,220	28,901	
3	平川市立柏木小学校グラウンド	柏木町柳田８番地２	4,440	17,784	
4	平川市立平賀東中学校グラウンド	新館後野１０４番地１	6,380	25,528	
5	平川市立平賀東小学校グラウンド	尾崎川合６９番地	4,870	19,502	
6	平川市立竹館小学校グラウンド	沖館永田３４番地３	3,110	12,441	
7	平川市立大坊小学校グラウンド	岩館下り松７２番地２	2,360	9,463	
8	平川市立松崎小学校グラウンド	館山上亀岡５番地１	2,260	9,065	
9	旧平川市立小国小中学校グラウンド	小国川原田１２番地１	1,440	5,761	
10	旧平川市立葛川小中学校グラウンド	葛川家岸１３番地	1,400	5,636	
11	中央公園	柏木町藤山２７番地２２	5,430	21,720	
12	ひらかわ市民の森	新館東山１１７番地１６８	1,500	6,000	
13	平川市陸上競技場	町居南田２５２番地１	5,250	21,000	
14	平賀多目的広場	新館後野１８０番地１	4,750	19,000	
15	平川市立金田小学校グラウンド	南田中北原１２０番地１	4,510	18,040	
16	平川市立尾上中学校グラウンド	中佐渡南田５２番地	6,220	24,900	
17	平川市立猿賀小学校グラウンド	猿賀明堂１３６番地２	5,260	21,079	
18	南田中地区公園	南田中東林元１２番地	470	1,895	
19	新屋町地区農村公園	新屋町松下８６番地１	490	1,967	
20	中佐渡地区農村公園	長田野田５３番地２	620	2,502	
21	日沼地区農村公園	日沼高田１０番地１	1,110	4,444	
22	猿賀公園	猿賀池上４５番地３	12,960	51,873	
23	平川市立碇ヶ関中学校グラウンド	碇ヶ関三笠山１００番地２	3,400	13,627	
24	平川市立碇ヶ関小学校グラウンド	碇ヶ関三笠山１２７番地２３	3,750	15,000	
25	古懸不動尊境内	碇ヶ関古懸門前１番地１	1,250	5,000	
26	道の駅いかりがせき	碇ヶ関碇石１３番地１他	2,370	9,500	

指定緊急避難場所一覧

■指定緊急避難場所とは
　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類（災害種別）ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する。（法第49条の4）

（備考）
①指定避難所欄の「○」は指定避難所と緊急避難場所を兼ねる場所、「緊」は緊急避難場所のみを表す。
②災害種別毎の適否の凡例　「○」：適　「×」：不適　「－」：災害発生の可能性はあるが避難場所として現実的でない対象外施設
　　「斜線」：当該地区においてその災害の恐れがない
③収容可能人数は、屋内は延床面積の70%、屋外は建物を除く敷地面積を収容可能面積とし、いずれも２㎡当たり１人で算定

【屋内】

番号	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	災害種別					収容可能人数（人）
				地震	洪水・浸水	土砂災害	大火事	火山	
1	平川市立小和森小学校	大光寺二村井１６６番地	○	○	○		×	○	1,770
2	平川市立平賀西中学校	大光寺白山１３番地２	○	○	○		×	○	2,650
3	平川市立柏木小学校	柏木町柳田８番地２	○	○	○		×	○	1,280
4	平川市立平賀東中学校	新館後野１０４番地１	○	○	○		×	○	2,370
5	平川市立平賀東小学校	尾崎川合６９番地	○	○	○	○	×	○	1,770
6	平川市立竹館小学校	沖館永田３４番地３	○	○	○	○	×	○	1,470
7	平川市立大坊小学校	岩館下り松７２番地２	○	○	×		×	○	920
8	平川市立松崎小学校	館山上亀岡５番地１	○	○	×		×	○	1,110
9	旧平川市立葛川小中学校	葛川家岸１３番地	○	○	○	○	×	○	970
10	平川市文化センター	光城２丁目３０番地１	○	○	○		×	○	2,090
11	平川市平賀農村環境改善センター	新館野木和２０番地１	○	○	○		×	○	520
12	平賀体育館	新館野木和１８番地１	○	○	○		×	○	960
13	大光寺コミュニティセンター	大光寺三村井７０番地３	○	○	○		×	○	170
14	光城コミュニティセンター	光城６丁目８番地	○	○	○		×	○	120
15	本町コミュニティセンター	本町南柳田８４番地２	○	○	○		×	○	170
16	柏木町コミュニティセンター	柏木町東田１６７番地５８	○	○	○		×	○	100
17	小和森多目的研修集会施設	小和森松村４番地１	○	○	○		×	○	140
18	平成町コミュニティセンター	小和森上松岡１８４番地２	○	○	○		×	○	100
19	荒田農業研修センター	荒田駒田１５９番地２	○	○	○		×	○	90
20	平田森多目的集会所	平田森稲村３９番地１	○	○	○		×	○	90
21	飛鳥会館	町居横山３４１番地２	○	○	○		×	○	210
22	新館集落センター	新館藤巻４３番地１１	○	○	○		×	○	110
23	新屋多目的集会所	新屋栄館５４番地６	○	○	○	○	×	○	160
24	尾崎多目的研修集会施設	尾崎浅井９９番地１	○	○	○	○	×	○	160
25	松野地区集会所	尾崎稲元３８番地２０	○	○	○	○	×	○	10
26	広船地区構造改善センター	広船福田２０７番地	○	×	○	○	×	×	200
27	唐竹多目的集会所	唐竹苺原１７８番地１３	○	○	○	○	×	○	160
28	向野町会集会所	沖館向野１番地２２	○	○	○		×	○	10
29	鳥海会館	沖館長田２１番地４	○	○	○		×	○	150
30	向陽多目的研修集会施設	高畑前田１１７番地	○	○	○		×	○	100
31	原田農業研修センター	原田今井１２１番地２	○	○	×		×	○	100
32	岩館地区構造改善センター	岩館下り松９６番地	○	○	×		×	○	90
33	大坊コミュニティセンター	大坊竹内２２５番地	○	○	×		×	○	100
34	石郷集会所	石郷村元２６１番地	○	○	×		×	○	70
35	三町会農業研修センター	小杉稲村８７番地１	○	○	○		×	○	100

番号	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	災害種別					収容可能人数（人）
				地震	洪水・浸水	土砂災害	大火事	火山	
36	四ツ屋集会所	四ツ屋亀田７８番地２	○	○	×		×	○	20
37	苗生松多目的集会所	館田西和田２０５番地３	○	○	×		×	○	90
38	館田地区農業推進拠点施設	館田前田２８９番地２	○	○	○		×	○	110
39	杉館集会施設	杉館宮元７２番地２	○	○	×		×	○	110
40	館山・松崎交流センター	館山上亀岡５番地３	○	○	×		×	○	100
41	西の平団地集会所	苗生松下東田４１番地２	○	○	○		×	○	30
42	松館農業研修センター	松館浅井２９番地２	○	○	×		×	○	80
43	小国コミュニティセンター	小国川原田２番地１	○	○	○	○	×	○	100
44	一本木コミュニティセンター	葛川一本木平３０番地１	○	○	×	×	×	○	50
45	平川市克雪管理センター	葛川家岸１０番地２	○	×	○	○	×	×	120
46	大木平集会所	切明温川沢１番地２８	○	○	○		×	○	50
47	井戸沢集会所	切明上井戸４２番地６	○	○	×	×	×	○	40
48	温川地区多目的集会所	切明津根川森１番地３９	○	○	×	×	×	○	40
49	平川市立金田小学校	南田中北原１２０番地１	○	○	○		×	○	2,430
50	平川市立尾上中学校	中佐渡南田４９番地	○	○	○		×	○	1,970
51	平川市立猿賀小学校	猿賀明堂１３６番地２	○	○	○		×	○	1,540
52	Ｂ＆Ｇ尾上体育館	新屋町北鶉野１５番地１	○	○	○		×	○	380
53	平川市尾上体育館	中佐渡南田９５番地４	○	○	○		×	○	350
54	平川市尾上農村環境改善センター	猿賀池上４５番地１	○	○	○		×	○	510
55	平川市ふるさとセンター	猿賀石林９４番地	○	○	○		×	○	210
56	平川市尾上地域福祉センター	猿賀南田９６番地３	○	○	○		×	○	740
57	李平町会センター	李平上安原６２番地１	○	○	○		×	○	100
58	金屋地区多目的研修施設	金屋上松元４６番地９	○	○	○	○	×	○	190
59	南田中ふれあいセンター	南田中西原１３０番地	○	○	○		×	○	100
60	高木会館	尾上栄松３７番地１	○	○	○		×	○	150
61	新屋町会館	新屋町松下８６番地４	○	○	○		×	○	100
62	中佐渡集落会館	中佐渡前田３２番地１	○	○	○		×	○	130
63	長田地区担い手センター	長田沼田３２番地２	○	×	○		×	×	50
64	新山ふれあいセンター	新山岡部６６番地２	○	○	○		×	○	70
65	蒲田交流センター	蒲田元宮３０番地３	○	○	×		×	○	50
66	日沼地区コミュニティ施設	日沼高田１０４番地２	○	○	×		×	○	170
67	八幡崎地区農業研修センター	八幡崎宮本８５番地３	○	○	○		×	○	120
68	さるか交流館	猿賀遠林１番地２	○	○	○		×	○	100
69	尾上南田会館	原大野３４番地２	○	○	○		×	○	110
70	みなみの和み館	猿賀南田８８番地１	○	○	○		×	○	30
71	平川市立碇ヶ関中学校	碇ヶ関三笠山１００番地２	○	○	○	○	×	○	1,770
72	平川市立碇ヶ関小学校	碇ヶ関三笠山１２７番地２３	○	○	○	○	×	○	1,770
73	平川市碇ヶ関温泉会館	碇ヶ関鯨森８番地１	○	○	○		×	○	240
74	平川市碇ヶ関地域福祉センター	碇ヶ関三笠山１２０番地１	○	○	○	○	×	○	780
75	平川市碇ヶ関公民館	碇ヶ関三笠山７８番地	○	○	○	○	×	○	770
76	平川市古懸地区公民館	碇ヶ関古懸南不動野８３番地	○	×	○	○	×	×	190
77	久吉地区集会所	碇ヶ関水溜１６番地３	○	○	○	○	×	○	60
78	道の駅いかりがせき	碇ヶ関碇石１３番地１他	○	○	×	○	×	○	130
79	ひらかわドリームアリーナ	町居南田２４９番地	○	○	○	×	×	○	520

【屋外】

番号	指定緊急避難場所	所在地	指定避難所	災害種別					収容可能人数（人）
				地震	洪水・浸水	土砂災害	大火事	火山	
1	平川市立小和森小学校グラウンド	大光寺二村井１６６番地	○	○	－	＼	○	－	7,480
2	平川市立平賀西中学校グラウンド	大光寺白山１３番地２	○	○	－	＼	○	－	14,450
3	平川市立柏木小学校グラウンド	柏木町柳田８番地２	○	○	－	＼	○	－	8,890
4	平川市立平賀東中学校グラウンド	新館後野１０４番地１	○	○	－	＼	○	－	12,760
5	平川市立平賀東小学校グラウンド	尾崎川合６９番地	○	○	－	－	○	－	9,750
6	平川市立竹館小学校グラウンド	沖館永田３４番地３	○	○	－	－	○	－	6,220
7	平川市立大坊小学校グラウンド	岩館下り松７２番地２	○	○	－	＼	○	－	4,730
8	平川市立松崎小学校グラウンド	館山上亀岡５番地１	○	○	－	＼	○	－	4,530
9	旧平川市立小国小中学校グラウンド	小国川原田１２番地１	○	○	－	－	○	－	2,880
10	旧平川市立葛川小中学校グラウンド	葛川家岸１３番地	○	○	－	－	○	－	2,810
11	中央公園	柏木町藤山２７番地２２	○	○	－	＼	○	－	10,860
12	ひらかわ市民の森	新館東山１１７番地１６８	○	○	－	＼	○	－	3,000
13	平川市陸上競技場	町居南田２５２番地１	○	○	－	＼	○	－	10,500
14	平賀多目的広場	新館後野１８０番地１	○	○	－	＼	○	－	9,500
15	平川市立金田小学校グラウンド	南田中北原１２０番地１	○	○	－	＼	○	－	9,020
16	平川市立尾上中学校グラウンド	中佐渡南田５２番地	○	○	－	＼	○	－	12,450
17	平川市立猿賀小学校グラウンド	猿賀明堂１３６番地２	○	○	－	＼	○	－	10,530
18	南田中地区公園	南田中東林元１２番地	○	○	－	＼	○	－	940
19	新屋町地区農村公園	新屋町松下８６番地１	○	○	－	＼	○	－	980
20	中佐渡地区農村公園	長田野田５３番地２	○	○	－	＼	○	－	1,250
21	日沼地区農村公園	日沼高田１０番地１	○	○	－	＼	○	－	2,220
22	猿賀公園	猿賀池上４５番地３	○	○	－	＼	○	－	25,930
23	平川市立碇ヶ関中学校グラウンド	碇ヶ関三笠山１００番地２	○	○	－	－	○	－	6,810
24	平川市立碇ヶ関小学校グラウンド	碇ヶ関三笠山１２７番地２３	○	○	－	－	○	－	7,500
25	古懸不動尊境内	碇ヶ関古懸門前１番地１	○	○	－	－	○	－	2,500
26	久吉地区農村公園	碇ヶ関久吉山岸１７番地１	緊	○	－	－	○	－	2,480
27	道の駅いかりがせき	碇ヶ関碇石１３番地１他	○	○	－	－	○	－	4,750

資料３－８－２　福祉避難所一覧

（市内・周辺市町村）

令和３年３月１日現在

番号	施　設　名	法　人　名	分類	住　所
1	特別養護老人ホーム 緑青園	社会福祉法人　緑風会	特養	平川市沖館和田84
2	グループホーム 太陽の里	社会福祉法人　緑風会	GH	弘前市大字堀越字柳田3-12
3	特別養護老人ホーム さわやか園	社会福祉法人　直心会	特養	平川市日沼樋田85
4	特別養護老人ホーム 慶游荘	社会福祉法人　津軽やわらぎ	地域密着型	平川市町居山元304-1
5	特別養護老人ホーム おのえ荘	社会福祉法人　柏友会	地域密着型	平川市猿賀池上100-1
6	介護老人保健施設 三笠ケアセンター	社会福祉法人　三笠苑	老健	平川市館田西和田200
7	グループホーム サンライフ三笠	社会福祉法人　三笠苑	GH	平川市館田西和田201-2
8	グループホーム サンライフ碇ヶ関	社会福祉法人　三笠苑	GH	平川市碇ヶ関鯨森90-1
9	グループホーム サンライフ堀越	社会福祉法人　三笠苑	GH	弘前市大字堀越字柳元293
10	グループホーム サンライフ浦町	社会福祉法人　三笠苑	GH	黒石市浦町１丁目82
11	グループホーム ユートピア白神	社会福祉法人　三笠苑	GH	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元3-1
12	グループホーム 大鰐温泉保養館	社会福祉法人　三笠苑	GH	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原8-4
13	介護老人保健施設 のぞみ	医療法人　みらい会	老健	平川市李平上山崎54-1
14	ディサービスセンター なごみ	医療法人　みらい会	通所介護	平川市柏木町藤山30-35
15	グループホーム なごみ	医療法人　みらい会	GH	平川市柏木町藤山30-35
16	グループホーム いずみ	医療法人　みらい会	GH	平川市李平上山崎53-1
17	介護老人保健施設 つがる	財団法人　黎明郷	老健	平川市碇ヶ関湯向川添30
18	グレイスハウス 平川	株式会社　介護サポート	短期入所	平川市町居西田112-2
19	ディサービスセンター おのえ	社会福祉法人　つがる三和会	通所介護	平川市中佐渡上石田36-1
20	グループホーム もみじの森	有限会社　セイリュウ	GH	平川市猿賀石林37-3
21	グループホーム 岩木望おのえ	有限会社みや・コーポレーション	GH	平川市原上原24-4
22	グループホーム 岩木望	有限会社みや・コーポレーション	GH	南津軽郡田舎館村畑中樋口158
23	特別養護老人ホーム 白寿園	社会福祉法人　沢朋会	特養	弘前市大字大沢字稲元3-2
24	特別養護老人ホーム 弘前大清水ホーム	社会福祉法人　藤聖母園	特養	弘前市大字清原４丁目9-2
25	特別養護老人ホーム 福寿園	社会福祉法人　一葉会	特養	弘前市大字福村字新舘添50-8

番号	施　設　名	法　人　名	分類	住　所
26	弘前リカバリーセンター□弘前城東医院 併設）	医療法人　鶴豊会	老健	弘前市大字高田１丁目10-7
27	有料老人ホーム ほのぼの	医療法人　恩幸会	住宅型	弘前市大字石川字大仏下55-1
28	グループホーム やすらぎ	医療法人　恩幸会	GH	弘前市大字石川字大仏下53
29	グループホーム アップルハウス	いかり商事株式会社	GH	弘前市境関亥ノ宮29-1
30	グループホーム バンドー弘前公園	バンドーウエルフェアグループ株式会社	GH	弘前市亀甲町70
31	グループホーム バンドー黒石	バンドーウエルフェアグループ株式会社	GH	黒石市追子野木１丁目190-2
32	介護老人保健施設 あしたばの里・黒石	医療法人　済寿会	老健	黒石市末広6-1
33	黒石特別養護老人ホーム	社会福祉法人　報徳会	特養	黒石市大字赤坂字池田136
34	特別養護老人ホーム 大鰐ホーム	社会福祉法人　北光会	特養	南津軽郡大鰐町大字大鰐字蒄頭9-2
35	障害者支援施設 旭光園	社会福祉法人　七峰会	障害者	平川市猿賀明堂255
36	障害者支援施設 青葉寮	社会福祉法人　七峰会	障害者	平川市唐竹高田45
37	障害者支援施設 大鰐療育センター	社会福祉法人　素樸会	障害者	南津軽郡大鰐町大字苦木字野尻170-1
38	グループホーム からたけ	社会福祉法人　柏友会	GH	平川市唐竹苺原71-2
39	カリフラワー	社会福祉法人　ほほえみ	障害者	平川市館山前田80-1
40	おらんど	社会福祉法人　ほほえみ	障害者	平川市館山前田80-4

資料３－８－３　拠点避難所整備資機材等一覧

令和３年３月３１日現在

１．地域防災拠点（ひらかわドリームアリーナ）

整備品目	規格等	数量
マンホールトイレ	適用ﾏﾝﾎｰﾙｻｲｽﾞ径20cm～60cm	10基
カロリーメイト	長期保存可能品　3年保存	1,200食
保存水	長期保存可能品　5年保存	1,200L
段ボールベッド	寸法W900xD1900mm	400個
間仕切り	4㎡空間確保型	400個
毛布	寸法W1400xD2000mm	600枚
災害時用マット	寸法W600xD1850x5mm	600枚
避難所用スリッパ	ﾌﾘｰｻｲｽﾞ	2000足
石油ストーブ	KS-67E ﾀﾝｸ容量6.3L	3基
扇風機	R30J-MN(G) 羽径30cm	3基
寝袋	使用最低温度6℃　一人用	9個
非常用給水袋	10L用	200枚
防護服	不織布	200枚
ラジオ	FM/AM/ﾜﾝｾｸﾞ対応 AC100V/乾電池対応	1台
投光器	ﾊﾛｹﾞﾝ500W 2灯式	2基
投光器	ﾊﾞﾙｰﾝ型 24,000lm	8基
発電機	100V 900VA	8基
テント	ﾃﾝﾄｻｲｽﾞ300cmx600cm 軒高186～222cm	1基
堕落制止用器具（安全帯等）	ﾍﾙﾒｯﾄ、安全帯、ﾛｰﾌﾟ	18式
ろうそく（マッチ）	－	940本
炊き出し用窯	－	1式
おむつ（新生児用）	－	360枚
おむつ（６～１２ｋｇ）	－	620枚
おむつ（大人用）	－	240枚
お尻ふきシート	－	240枚
哺乳瓶	－	20本
哺乳瓶用消毒カプセル	－	240個
哺乳瓶消毒専用容器	－	4式
哺乳瓶用洗剤	－	4本
バスタオル	－	170枚
フェイスタオル	－	1630枚
ボックスティッシュ	－	389箱
トイレットペーパー	－	110個
マスク	－	67,000枚
インナーマスク	－	2,000枚
土のう袋	－	1,000枚
ブルーシート	－	170枚

２．各小中学校

対象校：市内全小中学校

[小学校]金田、猿賀、柏木、大坊、小和森、松崎、竹館、平賀東、碇ヶ関

[中学校]尾上、平賀西、平賀東、旧葛川小中、碇ヶ関　　計１４校

整備品目	規格等	数量
インバーター発電機	定格出力4.5ＫＶＡ	1台
投光器	ハロゲンライト500W×2灯式、3脚スタンド式	2台
燃料携行缶	20L	1缶
石油ストーブ	対流式、暖房出力6.59KW、燃料7Ｌタイプ	4台
ドラム式延長コード	防雨型、30m	2台
延長コード	3m、4口	2本
懐中電灯	ハロゲン懐中電灯	4個
扇風機（工場扇）	ハネ径45ｃｍ、最大風量165～186㎥/min	1台
アルミ転写フリース毛布	寸法W1400xD2000mm	46ﾍﾟｰｼﾞ参照
避難所用アルミマット	寸法W600xD1850x5mm	46ﾍﾟｰｼﾞ参照
長期保存型カロリーメイト	2ブロック/箱、賞味期限3年	46ﾍﾟｰｼﾞ参照
保存水	2L×6本/箱、保存期間5年	46ﾍﾟｰｼﾞ参照
テント	ﾃﾝﾄｻｲｽﾞ300cmx600cm 軒高186～222cm	1基
災害用仮設トイレ	便槽容量255L 組立寸法W1,300xD1,550xH1,920mm	2基
プライベート空間用テント	組立寸法W2,300xD2,300xH2,200mm	1基
災害時多人数用救急箱	50人分（ｶﾞｰｾﾞ、止血帯、消毒液等 計16品目）	1箱
段ボールベッド	組立寸法　W1,900xD730xH410mm	30個
間仕切り	間仕切ｻｲｽﾞ W1,920xD810xH950mm（段ﾎﾞｰﾙ製）	30個
間仕切り	間仕切ｻｲｽﾞ W2,000xD2,000xH1,300mm（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ型）	10個
パーテーション	展開寸法　W2,100xD2,100xH1,400mm	20個
受付用アクリル板	-	6枚
拡声器	-	2個
電源タップ	-	1個

※碇ヶ関小学校のみ一部未整備（未整備品は碇ヶ関中学校と兼用）

旧葛川小中学校のみ整備（孤立対策）

整備品目	規格等	数量
水電池（災害備蓄用セット）	単3型、保存期間20年	100本
アルファ米	白米160ml（1食）、賞味期限5年	300食
ガソリン缶詰	1Ｌ缶×4個/箱、3年保存	6箱
簡易トイレ（組織用セット）	200回分/箱、既設便器セットタイプ	3箱

３．各孤立対策集落施設

対象集落：小国、切明、井戸沢、温川、大木平、葛川、一本木、平六、久吉　　計９集落

整備品目	規格等	数量
インバーター発電機	定格出力1.6ＫＶＡ	1台
投光器	ハロゲンライト500W×１灯式、3脚スタンド式	1台
燃料携行缶	10L	1缶
石油ストーブ	対流式、暖房出力6.59KW、燃料7Ｌタイプ	1台
ドラム式延長コード	防雨型、30m	1台
延長コード	3m、4口	1本
懐中電灯	ハロゲン懐中電灯	2個
扇風機（リビング扇）	ハネ径30cm	1台
ガソリン缶詰	1Ｌ缶×4個/箱、3年保存	3箱
簡易トイレ（緊急用）	20回分・便器付き/箱	2箱
長期保存型カロリーメイト	2ブロック×60、重量3kg、賞味期限3年	46ﾍﾟｰｼﾞ参照
保存水	2L×6本/箱、保存期間5年	46ﾍﾟｰｼﾞ参照
水電池（災害備蓄用セット）	単3型、保存期間20年	50本
アルファ米	白米160ml（1食）、賞味期限5年	46ﾍﾟｰｼﾞ参照

３．その他施設

整備品目	規格等	平賀農村環境改善センター	文化センター	碇ヶ関公民館
インバーター発電機	定格出力1.6ＫＶＡ		1台	2台
インバーター発電機	定格出力2.6ＫＶＡ	1台		
投光器	ハロゲンライト500W×2灯式、3脚スタンド式		2台	
投光器	ハロゲンライト250W×2灯式、3脚スタンド式			~~2台~~
燃料携行缶	20L		2缶	1缶
石油ストーブ	対流式、暖房出力6.59ＫＷ、燃料7Ｌタイプ		8台	6台
扇風機（リビング扇）	ハネ径30cm		4台	6台
災害用仮設トイレ	便槽容量255L 組立寸法 W1,300xD1,550xH1,920mm		4基	
テント	ﾃﾝﾄｻｲｽﾞ300cmx600cm 軒高186～222cm		1基	
プライベート空間用テント	組立寸法W2,300xD2,300xH2,200mm		2基	
災害時多人数用救急箱	50人分（ｶﾞｰｾﾞ、止血帯、消毒液等 計16品目）		2式	
段ボールベッド	組立寸法W1,900xD730xH410mm		60個	
間仕切り	間仕切ｻｲｽﾞ W1,920xD810xH950mm（段ﾎﾞｰﾙ製）		60箱	
間仕切り	間仕切ｻｲｽﾞ W2,000xD2,000xH1,300mm（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ型）		20箱	
パーテーション	展開寸法 W2,100xD2,100xH1,400mm		40個	
受付用アクリル板	－		12枚	
拡声器	－		4個	
電源タップ	－		2個	

拠点避難所備蓄食料及び毛布等内訳　一覧表

No	施設名	収容人数	毛　布	マット	水(ℓ) 5年	カロリーメイト（1食）3年	アルファ米（1食）5年
1	平川市立小和森小学校	90	90	90	270	270	-
2	平川市立小柏木小学校	70	70	70	210	210	-
3	平川市立平賀東小学校	80	80	80	240	240	-
4	平川市立竹館小学校	80	80	80	240	240	-
5	平川市立大坊小学校	50	50	50	150	150	-
6	平川市立松崎小学校	50	50	50	150	150	-
7	平川市立金田小学校	80	80	80	240	240	-
8	平川市立猿賀小学校	70	70	70	210	210	-
9	平川市立碇ヶ関小学校	80	80	80	240	240	-
10	平川市立尾上中学校	110	110	110	330	330	-
11	平川市立平賀東中学校	130	130	130	390	390	-
12	平川市立平賀西中学校	150	150	150	450	450	-
13	平川市立碇ヶ関中学校	110	110	110	330	330	-
14	旧平川市立葛川小中学校	50	50	50	300	300	300
15	小国コミュニティセンター	50	-	-	168	180	180
16	平川市克雪管理センター	60	-	-	156	170	170
17	一本木コミュニティセンター	20	-	-	72	70	70
18	大木平集会所	20	-	-	48	60	60
19	切明コミュニティセンター	30	-	-	60	60	60
20	井戸沢集会所	20	-	-	48	40	40
21	温川地区多目的集会所	20	-	-	12	20	20
22	平川市久吉地区公民館	70	-	-	300	300	300
23	平六集会所	-	-	-	36	60	50
24	ひらかわドリームアリーナ	200	600	600	1200	1200	-
合計		1,690	1,800	1,800	5,850	5,910	1,250

※小中学校の収容人数は体育館の床面積により算出

資料３－８－４　応急用備蓄資器材等一覧

令和3年1月1日現在

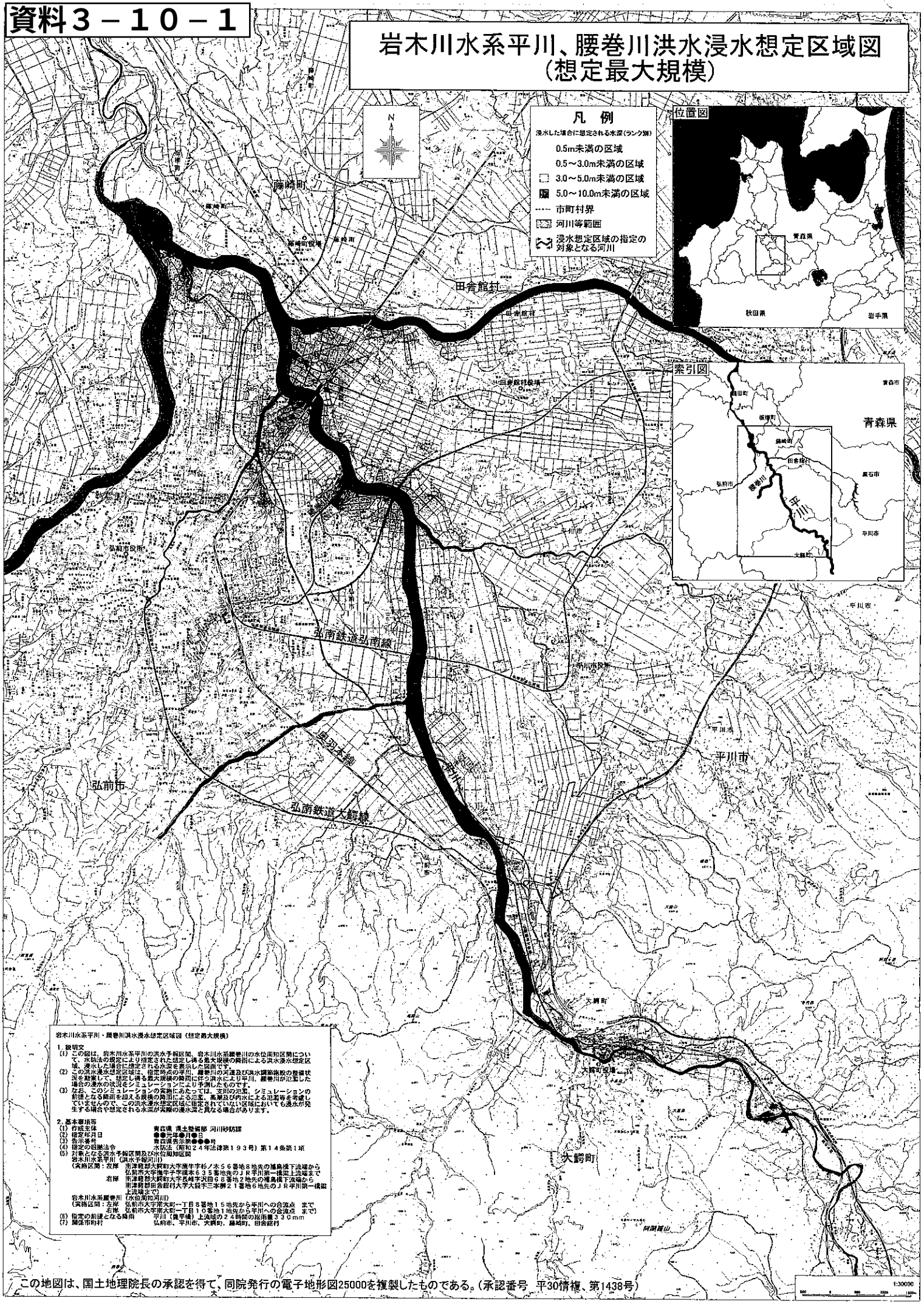
整備品目	規格等	尾上総合支所	碇ヶ関総合支所	葛川支所
土のう袋		1,050	950	1,000
ブルーシート		74	71	50
哺乳瓶	240ml、プラスチック	10	10	
スポンジブラシ（哺乳瓶用）		1	1	
洗剤（哺乳瓶用）		1	1	
消毒専用容器（哺乳瓶用）	容量４Ｌ	1	1	
消毒カプセル（哺乳瓶用）	60錠/箱	1	1	
大人用オムツ	14枚入×4/箱	1	2	3
子供用オムツ	42枚入×4/箱 おしりふき込	10	7	3
毛布		100	90	
マスク		1,900	10,000	5,650
ウェットティッシュ		96	96	62
ティッシュ		332	570	
トイレットペーパー			1,056	
フェイスタオル			102	
紙食器		1,300		
寝袋		3	5	
カイロ		96		
水ポリタンク		200		
ラジオ		1	1	1
投光器	ﾊﾛｹﾞﾝﾗｲﾄ 2灯式	2	2	2
墜落制止用器具（安全帯等）		10	5	2

資料３－８－５　特設公衆電話設置場所一覧

番号	避難施設名称	所　在　地	避難所開設時の設置箇所	管理者
1	平川市立小和森小学校	平川市大光寺二村井166番地	職員室前	各学校長
2	平川市立松崎小学校	平川市館山上亀岡5番地1	職員室前	
3	平川市立柏木小学校	平川市柏木町柳田8番地2	職員室前	
4	平川市立大坊小学校	平川市岩館下り松72番地2	職員室前	
5	平川市立竹館小学校	平川市沖館永田34番地3	職員室前	
6	平川市立平賀東小学校	平川市尾崎川合69番地	職員室前	
7	平川市立平賀東中学校	平川市新館後野104番地1	職員室前	
8	平川市立平賀西中学校	平川市大光寺白山13番地2	職員室前	
9	平川市立金田小学校	平川市南田中北原120番地1	職員室前	
10	平川市立尾上中学校	平川市中佐渡南田49番地	職員室前	
11	平川市立猿賀小学校	平川市立猿賀明堂136番地2	職員室前	
12	平川市立碇ヶ関小学校	平川市立碇ヶ関三笠山127番地23	体育館 入り口前	
13	平川市立碇ヶ関中学校	平川市立碇ヶ関三笠山100番地2	職員室前	
14	旧平川市立葛川小中学校	平川市葛川家岸13番地	非常口 出入り口内	管財課長
15	小国コミュニティセンター	平川市小国川原田2番地1	出入り口内	各町会長
16	切明コミュニティセンター	平川市切明坂本54番地2	出入り口内	
17	一本木コミュニティセンター	平川市葛川一本木平30番地1	出入り口内	
18	井戸沢集会所	平川市切明上井戸42番地6	事務室前	
19	大木平集会所	平川市切明温川沢1番地28	屋内	
20	温川地区多目的集会所	平川市切明津根川森1番地39	出入り口内	
21	久吉地区集会所	平川市碇ヶ関水溜１６番地３	出入り口内	

資料３－１０－１

岩木川水系平川、腰巻川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



岩木川水系平川・腰巻川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

1. 説明文

(1) この図は、岩木川水系平川の洪水予報区間、岩木川水系腰巻川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域は、指定時点の平川、腰巻川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により平川、腰巻川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

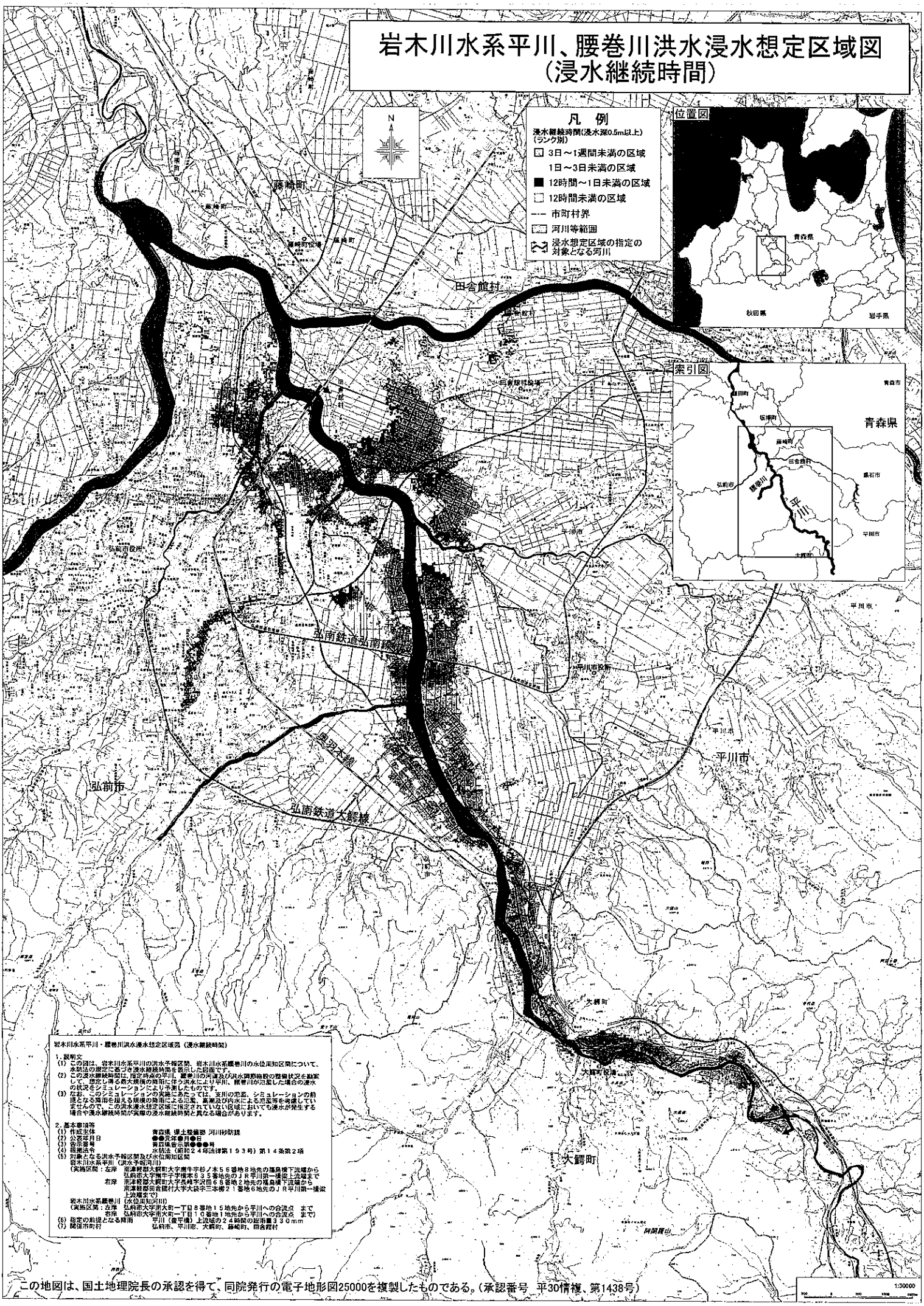
(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体　青森県 県土整備部 河川砂防課
(2) 指定年月日　●●元年●月●日
(3) 告示番号　青森県告示第●●●号
(4) 指定の根拠法令　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１４条第１項
(5) 対象となる洪水予報区間及び水位周知区間
岩木川水系平川（洪水予報河川）
（実施区間：左岸　南津軽郡大鰐町大字蔵主字杉ノ木５６番地８地先の猫島橋下流端から弘前市大字境関字千手堂木６３５番地先のＪＲ平川第一橋梁上流端まで
右岸　南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田６８番地２地先の猫島橋下流端から南津軽郡田舎館村大字大曲字三本柳２１番地６地先のＪＲ平川第一橋梁上流端まで）
岩木川水系腰巻川（水位周知河川）
（実施区間：左岸　弘前市大字南大町一丁目８番地１５地先から平川への合流点　まで
右岸　弘前市大字南大町一丁目１０番地１地先から平川への合流点　まで）
(6) 指定の前提となる降雨　平川（腰平橋）上流域の２４時間の総雨量３３０ｍｍ
(7) 関係市町村　弘前市、平川市、大鰐町、藤崎町、田舎館村

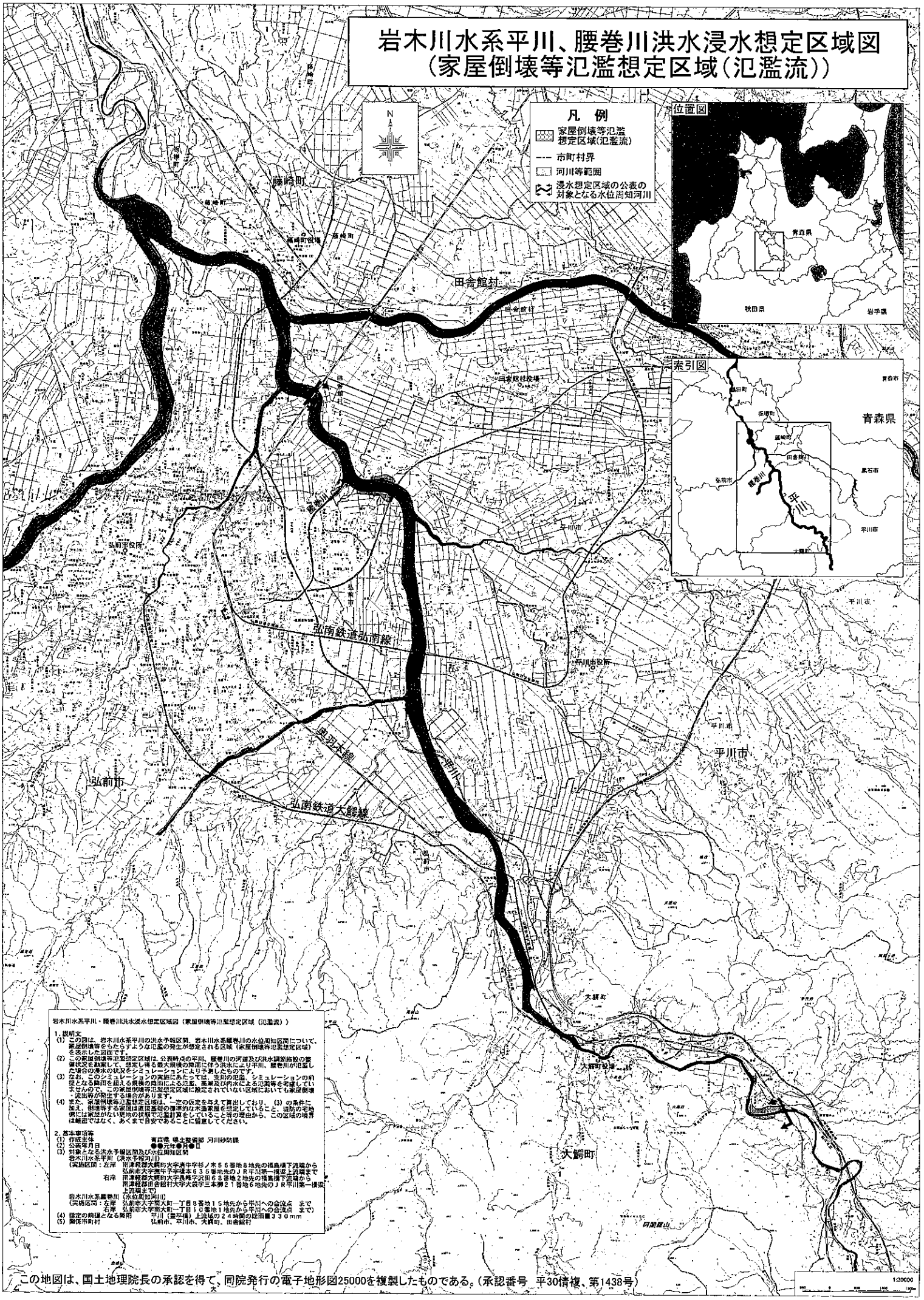
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　平30情複、第1438号）

岩木川水系平川、腰巻川洪水浸水想定区域図
（浸水継続時間）



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　平30情複、第1438号）

岩木川水系平川、腰巻川洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））



岩木川水系平川・腰巻川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

1. 説明文

(1) この図は、岩木川水系平川の洪水予報区間、岩木川水系腰巻川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の平川、腰巻川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により平川、腰巻川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に設定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

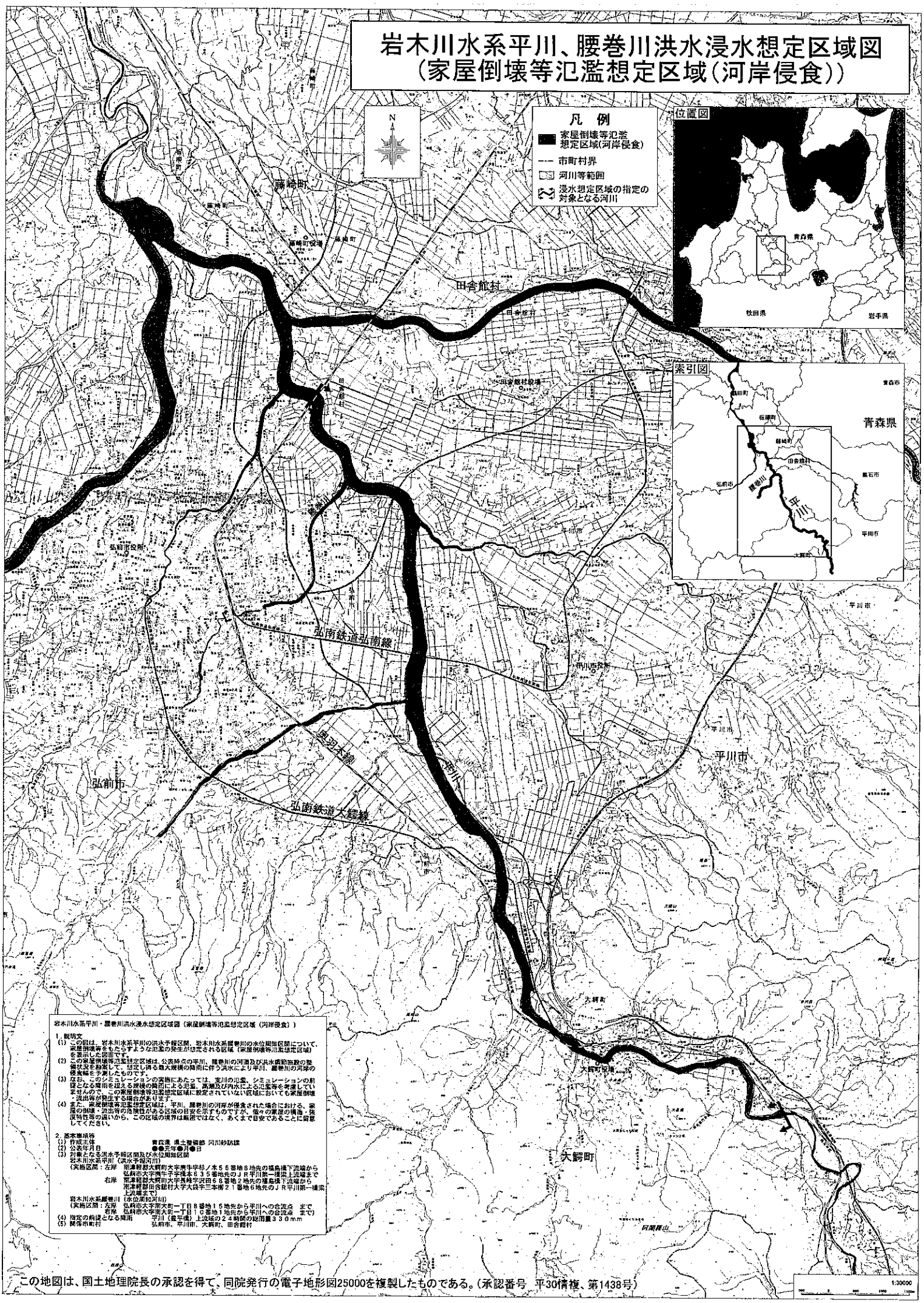
(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算出しており、(3) の条件に加え、倒壊等する家屋は面図基準の厳密的な木造家屋と想定していること、堤防の宅地側には家屋がない平地の状態で氾濫計算をしていることその理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2. 基本事項等

(1) 作成主体　青森県 県土整備部 河川砂防課
(2) 公表年月日　●●元年●月●日
(3) 対象となる洪水予報区間及び水位周知区間
岩木川水系平川（水位周知河川）
（実施区間：左岸　南津軽郡大鰐町大字長峰字杉ノ木５６番地８地先の福島橋下流端から
弘前市大字薬師牛字千福本６３５番地先のＪＲ平川第一橋梁上流端まで
右岸　南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田６８番地２地先の福島橋下流端から
南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳２１番地６地先のＪＲ平川第一橋梁
上流端まで）
岩木川水系腰巻川（水位周知河川）
（実施区間：左岸　弘前市大字原ヶ町一丁目８番地１５地先から平川への合流点　まで
右岸　弘前市大字原ヶ町一丁目１０番地１地先から平川への合流点　まで）
(4) 指定の前提となる降雨　平川（雲平橋）上流域の２４時間の総雨量３３０ｍｍ
(5) 関係市町村　弘前市、平川市、大鰐町、田舎館村

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　平30情複、第1438号）

岩木川水系平川、腰巻川洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））



岩木川水系平川・腰巻川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））

1. 説明文

(1) この図は、岩木川水系平川の洪水予報区間、岩木川水系腰巻川の水位周知区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の平川、腰巻川の河道及び洪水調節施設の整備状況を前提として、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により平川、腰巻川の河岸の侵食幅を予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。この家屋倒壊等氾濫想定区域に設定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、平川、腰巻川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2. 基本事項等

(1) 作成主体　　青森県 県土整備部 河川砂防課
(2) 公表年月日　　●●元年●月●日
(3) 対象となる洪水予報区間及び水位周知区間
岩木川水系平川（洪水予報河川）
（実施区間：左岸　南津軽郡大鰐町大字唐牛字杉ノ木５６番地８地先の福島橋下流端から
弘前市大字徳本６３５番地先のＪＲ平川第一橋梁上流端まで
右岸　南津軽郡大鰐町大字長峰字沢田５８番地２地先の福島橋下流端から
南津軽郡田舎館村大字大袋字三本柳２１番地６地先のＪＲ平川第一橋梁
上流端まで）
岩木川水系腰巻川（水位周知河川）
（実施区間：左岸　弘前市大字紙漉町一丁目８番地１５地先から平川への合流点　まで
右岸　弘前市大字紙漉町一丁目１０番地１地先から平川への合流点　まで）
(4) 指定の前提となる降雨　　平川（盛平橋）上流域の２４時間の総雨量３３０mm
(5) 関係市町村　　弘前市、平川市、大鰐町、田舎館村

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　平30情複、第1438号）

資料３－１０－２

岩木川水系岩木川、旧大蜂川、平川、土淵川及び浅瀬石川　洪水浸水想定区域図（想定最大規模）【最大浸水深】　平川市

1．説明文

（1）この図は、岩木川水系岩木川、旧大蜂川、平川、土淵川及び浅瀬石川の洪水予報区間及び水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

（2）この洪水浸水想定区域図は、指定時点の岩木川、旧大蜂川、平川、土淵川及び浅瀬石川の河道及び洪水予報施設の整備状況を前提として、想定し得る最大規模の降雨により洪水により岩木川、旧大蜂川、平川、土淵川及び浅瀬石川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を表したものです。

（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（非湛水による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2．基本事項等

（1）作成主体　　国土交通省東北地方整備局岩木川河道事務所
（2）指定年月日　　平成29年1月20日
（3）告示番号　　国土交通省東北地方整備局告示第11号
（4）指定の根拠法令　　水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第14条第1項
（5）対象となる洪水予報河川　　・岩木川水系岩木川
左岸：青森県弘前市大字鳥井野字山村38番地先
から河口まで
右岸：青森県弘前市大字下湯口字柳川17番地先
から河口まで
・岩木川水系旧大蜂川（実施区間）
青森県弘前市大字小友字字田野65番地先の
県道鰺下弘前から岩木川への合流点まで
・岩木川水系平川（実施区間）
青森県弘前市大字柳田字字猿木633番地先の
JR奥羽本線平川第一鉄橋から
岩木川への合流点まで
・岩木川水系土淵川（実施区間）
青森県弘前市大字小友字字北277番地先の
国道7号下湯口から平川への合流点まで
・岩木川水系浅瀬石川（実施区間）
青森県南津軽郡田舎館村大字大根子
字大川原田4番の2地先の県道曽目鰺下浅瀬
から平川への合流点まで
（6）対象となる水位周知河川　　岩木川原田4番の2地先の県道曽目鰺下浅瀬から平川への合流点まで
（7）指定の前提となる降雨　　岩木川流域の24時間総雨量 279mm
（8）関係市町村　　五所川原市、中泊町、つがる市、鶴田町、弘前市、
板柳町、藤崎町、田舎館村、平川市、青森市

凡例

- 市町村境界
- 河川等範囲
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる岩木川及び平川
- 浸水した場合に想定される水深（ランク別）
  - 5.0m～10.0m未満
  - 3.0m～5.0m未満
  - 0.5m～3.0m未満
  - 0.5m未満

1:25,000　0　500　1000　1500m

資料３－１１－１　土砂災害警戒区域・特別警戒区域

（１）土砂災害警戒区域

令和２年１月１日現在

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
							警戒区域	うち特別警戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
1	368-Ⅰ-13-2	平成23年2月28日	167	湯ノ沢２	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	1	1	0
2	Ⅰ-0296	平成23年2月28日	167	稲元	尾崎稲元	急傾斜地の崩壊	7	1	0
3	Ⅰ-0297	平成23年2月28日	167	堀合1号	唐竹堀合	急傾斜地の崩壊	7	1	2
4	Ⅰ-0298	平成23年2月28日	167	唐竹3号	唐竹苺原	急傾斜地の崩壊	6	1	0
5	Ⅰ-0299	平成23年2月28日	167	広船1号	広船山下	急傾斜地の崩壊	7	1	2
6	Ⅰ-0300	平成23年2月28日	167	広船3号	広船広沢	急傾斜地の崩壊	15	1	6
7	Ⅰ-0302	平成23年2月28日	167	唐竹2号	唐竹苺原	急傾斜地の崩壊	3	1	1
8	Ⅰ-0303	平成23年2月28日	167	向川原田2号	唐竹高田	急傾斜地の崩壊	6	1	1
9	Ⅰ-0304	平成23年2月28日	167	唐竹1号	唐竹堀合	急傾斜地の崩壊	9	1	0
10	Ⅰ-0305	平成23年2月28日	167	芦毛沢	唐竹芦毛沢	急傾斜地の崩壊	0	1	0
11	Ⅰ-0306	平成23年2月28日	167	井沢	唐竹井沢	急傾斜地の崩壊	10	1	0
12	Ⅰ-0307	平成23年2月28日	167	白岩	尾崎黒倉沢	急傾斜地の崩壊	0	1	0
13	Ⅰ-0308	平成23年2月28日	167	川辺1号	小国川辺	急傾斜地の崩壊	4	1	2
14	Ⅰ-0309	平成23年2月28日	167	川辺2号	小国川辺	急傾斜地の崩壊	8	1	2
15	Ⅰ-0310	平成31年3月25日	199	川辺3号	小国川辺	急傾斜地の崩壊	10	1	4
16	Ⅰ-0311	平成23年2月28日	167	山下	小国山下	急傾斜地の崩壊	7	1	2
17	Ⅰ-0312	平成31年3月25日	199	虹の湖温泉	切明山下	急傾斜地の崩壊	20	1	3
18	Ⅰ-0313	平成23年2月28日	167	葛川3号	葛川大川添	急傾斜地の崩壊	2	1	0
19	Ⅰ-0314	平成31年3月25日	199	葛川4号	葛川田の沢口	急傾斜地の崩壊	1	1	0
20	Ⅰ-0315	平成23年2月28日	167	葛川2号	葛川家岸	急傾斜地の崩壊	8	1	1
21	Ⅰ-0316	平成31年3月25日	199	葛川1号	葛川家岸	急傾斜地の崩壊	0	1	0
22	Ⅰ-0317	平成23年2月28日	167	井戸沢1号	葛川一本木平	急傾斜地の崩壊	10	1	4
23	Ⅰ-0318	平成23年2月28日	167	坂本	切明坂本	急傾斜地の崩壊	8	1	3
24	Ⅰ-0319	平成23年2月28日	167	井戸沢2号	切明上井戸	急傾斜地の崩壊	5	1	2
25	Ⅰ-0320	平成23年2月28日	167	温川2号	切明津根川森	急傾斜地の崩壊	0	1	0
26	Ⅰ-1214	平成23年2月28日	167	山下3号	小国山下	急傾斜地の崩壊	12	1	8
27	Ⅰ-12013	平成31年3月25日	199	唐竹4号	唐竹苺原	急傾斜地の崩壊	14	1	4
28	I-12014	平成23年2月28日	167	唐竹6号	唐竹苺原	急傾斜地の崩壊	10	1	3
29	I-12015	平成23年2月28日	167	葛川出口5号	葛川葛川出口	急傾斜地の崩壊	9	1	5
30	人-12015	平成31年3月25日	199	向川原田1号	唐竹向川原田	急傾斜地の崩壊	11	1	5
31	Ⅱ-0251	平成23年2月28日	167	栄館	新屋栄館	急傾斜地の崩壊	5	1	0
32	Ⅱ-0252	平成31年3月25日	199	浅井1号	尾崎浅井	急傾斜地の崩壊	2	1	0
33	Ⅱ-0253	平成23年2月28日	167	浅井2号	尾崎稲元	急傾斜地の崩壊	4	1	0
34	Ⅱ-0254	平成23年2月28日	167	堀合2号	唐竹堀合	急傾斜地の崩壊	3	1	0
35	Ⅱ-0255	平成23年2月28日	167	堀合3号	唐竹堀合	急傾斜地の崩壊	2	1	0
36	Ⅱ-0256	平成23年2月28日	167	堀合4号	唐竹堀合	急傾斜地の崩壊	9	1	0
37	Ⅱ-0257	平成23年2月28日	167	向川原田3号	唐竹高田	急傾斜地の崩壊	2	1	1
38	Ⅱ-0258	平成23年2月28日	167	高田2号	唐竹高田	急傾斜地の崩壊	1	1	1

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
							警戒区域	うち特別警戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
39	Ⅱ-0259	平成31年3月25日	199	小金森1号	唐竹小金森	急傾斜地の崩壊	4	1	0
40	Ⅱ-0260	平成23年2月28日	167	小金森3号	唐竹小金森	急傾斜地の崩壊	2	1	0
41	Ⅱ-0261	平成23年2月28日	167	小金森2号	唐竹薬師沢	急傾斜地の崩壊	1	1	0
42	Ⅱ-0262	平成23年2月28日	167	芦毛沢2号	唐竹芦毛沢	急傾斜地の崩壊	3	1	1
43	Ⅱ-0263	平成23年2月28日	167	芦毛沢3号	唐竹芦毛沢	急傾斜地の崩壊	3	1	2
44	Ⅱ-0265	平成23年2月28日	167	葛川出口1号	葛川葛川出口	急傾斜地の崩壊	21	1	12
45	Ⅱ-0266	平成23年2月28日	167	葛川出口3号	葛川葛川出口	急傾斜地の崩壊	5	1	0
46	Ⅱ-0267	平成23年2月28日	167	葛川出口4号	葛川葛川出口	急傾斜地の崩壊	5	1	3
47	Ⅱ-0268	平成23年2月28日	167	誉田邸2号	切明蛍沢	急傾斜地の崩壊	1	1	1
48	Ⅱ-0269	平成23年2月28日	167	誉田邸5号	切明誉田邸	急傾斜地の崩壊	1	1	0
49	Ⅱ-0270	平成23年2月28日	167	誉田邸6号	切明誉田邸	急傾斜地の崩壊	2	1	1
50	Ⅱ-0271	平成23年2月28日	167	摺毛2号	切明誉田邸	急傾斜地の崩壊	2	1	0
51	Ⅱ-0272	平成23年2月28日	167	摺毛1号	切明誉田邸	急傾斜地の崩壊	0	1	0
52	Ⅱ-0273	平成23年2月28日	167	摺毛3号	葛川上の平	急傾斜地の崩壊	0	1	0
53	Ⅱ-0274	平成23年2月28日	167	誉田邸1号	切明蛍沢	急傾斜地の崩壊	1	1	0
54	Ⅱ-0275	平成23年2月28日	167	誉田邸3号	切明坂本	急傾斜地の崩壊	2	1	1
55	Ⅱ-0276	平成23年2月28日	167	平六村下1号	葛川平六村下	急傾斜地の崩壊	0	1	0
56	Ⅱ-0277	平成31年3月25日	199	平六村下2号	葛川平六沢上	急傾斜地の崩壊	13	1	1
57	Ⅱ-0278	平成23年2月28日	167	平六村下3号	葛川平六沢上	急傾斜地の崩壊	0	1	0
58	Ⅱ-0279	平成23年2月28日	167	温川沢1号	切明温川沢	急傾斜地の崩壊	5	1	0
59	Ⅱ-0280	平成23年2月28日	167	温川沢3号	切明津根川森	急傾斜地の崩壊	1	1	0
60	Ⅱ-0281	平成31年3月25日	199	温川沢2号	切明津根川森	急傾斜地の崩壊	1	1	0
61	Ⅱ-0973	平成31年3月25日	199	広船2号	広船山下	急傾斜地の崩壊	3	1	1
62	Ⅱ-0974	平成31年3月25日	199	葛川出口2号	葛川葛川出口	急傾斜地の崩壊	11	1	1
63	人Ⅱ-0073	平成23年2月28日	167	唐竹5号	唐竹苺原	急傾斜地の崩壊	1	1	1
64	Ⅱ-12012	平成23年2月28日	167	川辺4号	小国川辺	急傾斜地の崩壊	1	1	0
65	人Ⅱ-0071	平成23年2月28日	167	誉田邸4号	切明誉田邸	急傾斜地の崩壊	3	1	2
66	Ⅲ-0061	平成23年2月28日	167	小国1号	小国山下	急傾斜地の崩壊	0	1	0
67	Ⅲ-0062	平成23年2月28日	167	小国2号	小国山下	急傾斜地の崩壊	0	1	0
68	Ⅲ-0063	平成23年2月28日	167	昭和平	切明	急傾斜地の崩壊	0	1	0
69	Ⅲ-0064	平成23年2月28日	167	葛川5号	葛川上の平	急傾斜地の崩壊	0	1	0
70	Ⅲ-0065	平成23年2月28日	167	一本木	葛川上の平	急傾斜地の崩壊	1	1	0
71	Ⅲ-0066	平成23年2月28日	167	平六1号	葛川長小股	急傾斜地の崩壊	0	1	0
72	Ⅲ-0067	平成23年2月28日	167	平六2号	葛川長小股	急傾斜地の崩壊	0	1	0
73	Ⅲ-0068	平成23年2月28日	167	切明川	切明	急傾斜地の崩壊	0	1	0
74	Ⅲ-0069	平成23年2月28日	167	西股沢1号	切明	急傾斜地の崩壊	0	1	0
75	Ⅲ-0070	平成23年2月28日	167	西股沢2号	切明	急傾斜地の崩壊	0	1	0
76	Ⅲ-0071	平成23年2月28日	167	西股沢3号	切明	急傾斜地の崩壊	0	1	0
77	365-Ⅰ-001	平成23年2月28日	167	葛川沢	葛川葛川出口	土石流	9	1	9
78	365-Ⅰ-003	平成23年2月28日	167	一本木沢	葛川一本木平	土石流	6	1	－
79	365-Ⅰ-004	平成23年2月28日	167	平六沢	葛川砂子沢	土石流	9	1	8

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
							警戒区域	うち特別警戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
80	365-Ⅰ-006	平成23年2月28日	167	大木平沢	切明温川沢	土石流	1	1	1
81	365-Ⅰ-007	平成23年2月28日	167	第一井戸沢	切明上井戸	土石流	17	1	0
82	365-Ⅰ-008	平成23年2月28日	167	第二井戸沢	切明上井戸	土石流	8	1	0
83	365-Ⅰ-010	平成23年2月28日	167	東切明沢	切明坂本	土石流	2	1	0
84	365-Ⅰ-012	平成23年2月28日	167	蛍沢	切明蛍沢	土石流	0	1	0
85	365-Ⅰ-013	平成23年2月28日	167	虹の湖温泉沢	小国山下	土石流	36	1	0
86	365-Ⅰ-014	平成23年2月28日	167	中小国沢	小国山下	土石流	17	1	0
87	365-Ⅰ-016	平成23年2月28日	167	小国沢	小国川辺	土石流	16	1	10
88	365-Ⅰ-017	平成23年2月28日	167	上小国沢	小国川辺	土石流	1	1	0
89	365-Ⅰ-018	平成23年2月28日	167	南小国沢	小国川辺	土石流	6	1	0
90	365-Ⅰ-021	平成23年2月28日	167	芦毛沢	唐竹芦毛沢	土石流	18	1	0
91	365-Ⅰ-022	平成23年2月28日	167	向川原田沢	唐竹向川原田	土石流	15	1	1
92	365-Ⅱ-001	平成23年2月28日	167	砂子西沢	葛川長小股	土石流	0	1	0
93	365-Ⅱ-002	平成23年2月28日	167	砂子東沢	葛川砂子沢	土石流	1	1	0
94	365-Ⅱ-004	平成23年2月28日	167	滝ノ股西沢	葛川平六沢上	土石流	0	1	0
95	365-Ⅱ-006	平成23年2月28日	167	中切沢	切明坂本	土石流	3	1	0
96	365-Ⅱ-007	平成23年2月28日	167	東蛍沢	切明坂本	土石流	2	1	0
97	365-Ⅲ-001	平成23年2月28日	167	東山沢	町居山下	土石流	0	1	0
98	363-Ⅲ-002	平成23年2月28日	167	中金屋沢	金屋上早稲田	土石流	0	1	0
99	363-Ⅲ-004	平成23年2月28日	167	本金屋沢	金屋上早稲田	土石流	0	1	0
100	Ⅰ-0301	平成31年3月25日	200	広船4号	広船広沢	急傾斜地の崩壊	14	1	1
101	Ⅱ-0972	平成23年2月28日	168	福島	新屋栄館	急傾斜地の崩壊	1	2	－
102	365-Ⅰ-002	平成23年2月28日	168	葛川西口沢	葛川田の沢口	土石流	7	2	－
103	365-Ⅰ-005	平成23年2月28日	168	木賊森沢	葛川平六沢上	土石流	23	2	－
104	365-Ⅰ-009	平成23年2月28日	168	摺毛西沢	切明誉田邸	土石流	13	2	－
105	365-Ⅰ-011	平成23年2月28日	168	切明沢	切明坂本	土石流	2	2	－
106	365-Ⅰ-015	平成23年2月28日	168	小国温泉沢	小国川辺	土石流	6	2	－
107	365-Ⅰ-019	平成23年2月28日	168	北小国沢	小国川辺	土石流	3	2	－
108	365-Ⅰ-020	平成23年2月28日	168	唐竹沢	唐竹堀合	土石流	22	2	－
109	365-Ⅱ-003	平成23年2月28日	168	平六西沢	葛川砂子沢	土石流	7	2	－
110	365-Ⅱ-005	平成23年2月28日	168	切明川東沢	切明誉田邸	土石流	1	2	－
111	365-Ⅲ-002	平成23年2月28日	168	下東山沢	新館東山	土石流	0	2	－
112	363-Ⅲ-001	平成23年2月28日	168	上金屋沢	金屋上早稲田	土石流	0	2	－
113	363-Ⅲ-003	平成23年2月28日	168	下金屋沢	金屋上早稲田	土石流	0	2	－
114	砂-34	平成23年2月28日	168	葛川	葛川上の平	地滑り	11	2	－
115	368-Ⅰ-12021	平成25年12月4日	844	白沢	碇ヶ関白沢	土石流	54	2	－

（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
							警戒区域	うち特別警戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
1	Ⅰ-321	平成22年7月7日	455	安田１号	碇ヶ関古懸安田	急傾斜の崩壊	7	1	4
2	Ⅰ-322	平成30年3月22日	220	安田２号	碇ヶ関古懸安田	急傾斜の崩壊	3	1	0
3	Ⅰ-323	平成30年3月22日	220	古懸２号	碇ヶ関古懸沢田	急傾斜地の崩壊	14	1	3
4	Ⅰ-324	平成22年7月7日	455	堂ノ上	碇ヶ関古懸門前	急傾斜地の崩壊	2	1	0
5	Ⅰ-325	平成22年7月7日	455	古懸１号	碇ヶ関古懸門前	急傾斜地の崩壊	13	1	3
6	Ⅰ-326	平成22年7月7日	456	鯨森	碇ヶ関鯨森	急傾斜地の崩壊	9	2	0
7	Ⅰ-327	平成22年7月7日	455	三笠山２号	碇ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	5	1	0
8	Ⅰ-328	平成22年7月7日	455	三笠山	碇ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	4	1	3
9	Ⅰ-329	平成22年7月7日	455	白沢	碇ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	14	1	3
10	Ⅰ-330	平成22年7月7日	456	白沢２号	碇ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	3	2	0
11	Ⅰ-331	平成22年7月7日	455	碇ヶ関	碇ヶ関	急傾斜地の崩壊	14	1	0
12	Ⅰ-332	平成22年7月7日	455	二ノ渡	碇ヶ関久吉二ノ渡	急傾斜地の崩壊	16	1	3
13	Ⅰ-333	平成30年3月22日	220	蒲ヶ平１号	碇ヶ関久吉蒲ヶ平	急傾斜地の崩壊	12	1	1
14	Ⅰ-334	平成30年3月22日	220	蒲ヶ平２号	碇ヶ関久吉蒲ヶ平	急傾斜地の崩壊	21	1	1
15	Ⅰ-335	平成22年7月7日	455	たけのこの里	碇ヶ関東碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
16	Ⅰ-336	平成22年7月7日	455	西碇ヶ関山	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	19	1	12
17	Ⅰ-337	平成22年7月7日	455	湯ノ沢３号	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
18	Ⅰ-338	平成22年7月7日	455	湯ノ沢１号	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
19	Ⅰ-339	平成22年7月7日	455	西碇ヶ関山３号	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	1	1	1
20	Ⅰ-340	平成22年7月7日	455	古遠部温泉	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
21	Ⅰ-1171	平成22年7月7日	455	津刈	碇ヶ関久吉程ヶ平	急傾斜地の崩壊	0	1	0
22	Ⅰ-1172	平成22年7月7日	455	遠部	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
23	Ⅰ-12011	平成30年3月22日	220	相乗	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
24	Ⅱ-283	平成22年7月7日	455	不動野２号	碇ヶ関古懸上程森	急傾斜地の崩壊	2	1	1
25	Ⅱ-284	平成22年7月7日	455	不動野１号	碇ヶ関古懸沢田	急傾斜地の崩壊	1	1	0
26	Ⅱ-285	平成22年7月7日	455	門前屋岸	碇ヶ関古懸門前屋岸	急傾斜地の崩壊	6	1	2
27	Ⅱ-286	平成22年7月7日	455	樋ヶ沢	碇ヶ関古懸樋ヶ沢	急傾斜地の崩壊	2	1	1
28	Ⅱ-287	平成22年7月7日	456	不動沢大石	碇ヶ関古懸不動沢大石	急傾斜地の崩壊	5	2	0
29	Ⅱ-288	平成22年7月7日	456	三笠山４号	碇ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	2	2	0
30	Ⅱ-289	平成22年7月7日	455	三笠山３号	碇ヶ関三笠山	急傾斜地の崩壊	1	1	0
31	Ⅱ-290	平成22年7月7日	455	白沢６号	碇ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	9	1	2
32	Ⅱ-291	平成22年7月7日	455	白沢５号	碇ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	2	1	0
33	Ⅱ-292	平成22年7月7日	455	白沢４号	碇ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	3	1	1
34	Ⅱ-293	平成22年7月7日	455	踏田切４号	碇ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	0	1	0
35	Ⅱ-294	平成22年7月7日	456	踏田切１号	碇ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	0	2	0
36	Ⅱ-295	平成22年7月7日	455	踏田切２号	碇ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	1	1	0
37	Ⅱ-296	平成22年7月7日	456	踏田切３号	碇ヶ関踏田切	急傾斜地の崩壊	1	2	0
38	Ⅱ-297	平成22年7月7日	455	久吉	碇ヶ関久吉	急傾斜地の崩壊	3	1	3
39	Ⅱ-299	平成22年7月7日	456	西碇ヶ関山２号	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	3	2	0
40	Ⅱ-301	平成22年7月7日	455	碇ヶ関２号	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	1	1	1

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
							警戒区域	うち特別警戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
41	Ⅱ-976	平成22年7月7日	455	白沢８号	碇ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	4	1	1
42	Ⅱ-977	平成22年7月7日	456	白沢９号	碇ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	1	2	0
43	Ⅱ-978	平成22年7月7日	456	白沢３号	碇ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	8	2	0
44	Ⅱ-979	平成22年7月7日	455	折橋	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	3	1	3
45	人Ⅰ-60	平成22年7月7日	455	湯ノ沢４号	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
46	人Ⅰ-61	平成22年7月7日	455	湯ノ沢２号	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
47	人Ⅰ-62	平成22年7月7日	455	津軽湯ノ沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	急傾斜地の崩壊	0	1	0
48	人Ⅱ-75	平成22年7月7日	455	白沢７号	碇ヶ関白沢	急傾斜地の崩壊	5	1	3
49	368-Ⅰ-1	平成22年7月7日	455	高森沢	碇ヶ関諏訪平	土石流	1	1	0
50	368-Ⅰ-2	平成22年7月7日	455	大石沢	碇ヶ関踏田切	土石流	2	1	0
51	368-Ⅰ-3	平成22年7月7日	456	南久吉沢	碇ヶ関久吉蒄ヶ平	土石流	23	2	0
52	368-Ⅰ-4	平成22年7月7日	455	久吉沢	碇ヶ関久吉蒄ヶ平	土石流	12	1	0
53	368-Ⅰ-5	平成22年7月7日	455	大平沢	碇ヶ関	土石流	1	1	0
54	368-Ⅰ-6	平成30年3月22日	221	津刈温泉沢	碇ヶ関	土石流	1	2	0
55	368-Ⅰ-7	平成22年7月7日	456	船岡沢	碇ヶ関	土石流	1	2	0
56	368-Ⅰ-8	平成22年7月7日	455	西船岡沢	碇ヶ関	土石流	1	1	0
57	368-Ⅰ-9	平成22年7月7日	455	古遠部沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	0	1	0
58	368-Ⅰ-10	平成22年7月7日	456	坂梨沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	1	2	0
59	368-Ⅰ-11	平成22年7月7日	456	かまやち沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	1	2	0
60	368-Ⅰ-12	平成22年7月7日	456	南湯ノ沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	1	2	0
61	368-Ⅰ-13	平成22年7月7日	456	湯ノ沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	1	2	0
62	368-Ⅰ-14	平成22年7月7日	455	湯の沢温泉沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	1	1	0
63	368-Ⅰ-15	平成22年7月7日	455	北湯ノ沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	0	1	0
64	368-Ⅰ-16	平成22年7月7日	455	中湯ノ沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	1	1	0
65	368-Ⅰ-17	平成22年7月7日	455	津軽湯の沢	碇ヶ関折橋	土石流	8	1	0
66	368-Ⅰ-18	平成22年7月7日	456	中碇ヶ関沢	碇ヶ関白沢	土石流	89	2	0
67	368-Ⅰ-19	平成22年7月7日	456	北久吉沢	碇ヶ関久吉蒄ヶ平	土石流	5	2	0
68	368-Ⅰ-20	平成22年7月7日	455	東久吉沢	碇ヶ関久吉蒄ヶ平	土石流	20	1	0
69	368-Ⅱ-1	平成22年7月7日	455	矢立沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	1	1	0
70	368-Ⅱ-2	平成22年7月7日	456	板橋南の沢	碇ヶ関西碇ヶ関山	土石流	0	2	0

資料３－１１－２　土砂災害警戒区域内等にある要配慮者利用施設

１．土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

NO	施　設　名	住　所	施設区分	施　設構造等	自然現象の種類※
1	平川市東部地区デイサービスセンター	平川市葛川田の沢口５－１	老人福祉	１階 鉄筋	土石流（警戒） 急傾斜地の崩壊（特別警戒）
2	平川市国民健康保険葛川診療所	平川市葛川田の沢口５－１	医　　療	２階 木造	急傾斜地の崩壊（特別警戒）
3	グループホーム あいのり	平川市碇ヶ関西碇ヶ関山１８５	GH	１階 木造	急傾斜地の崩壊（特別警戒）
4	グループホーム サンライフ碇ヶ関	平川市碇ヶ関鯨森９０－１	GH	２階 鉄筋 エレベーター有	急傾斜地の崩壊（警戒）
5	障害者支援施設　青葉寮	平川市唐竹高田４５	障害者	２階 鉄筋	急傾斜地の崩壊（警戒）

※　土砂災害警戒区域は（警戒）、土砂災害特別警戒区域は（特別警戒）で表記

２．浸水想定区域内の要配慮者利用施設

NO	施　設　名	住　所	施設区分	施　設階　数	備考
1	特別養護老人ホームさわやか園	平川市日沼樋田85	特養	1階	想定最大規模降雨により平川が氾濫した場合の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設 ※想定最大規模 平川流域24時間雨量330㎜
2	デイサービス笑がお	平川市館山下扇田77-1	通所介護	1階	
3	松崎小学校	平川市館山上亀岡5-1	学校	3階	
4	カリフラワー	平川市館山前田80-1	障害者	1階	
5	おらんど	平川市館山前田80-4	障害者	2階	
6	指定障害福祉サービス事業所ココア	平川市館田中前田183-2	障害者	1階	
7	西十和田プリンスコート	平川市館田中前田315	ケアハウス	3階	
8	大坊こども園	平川市大坊前田137-2	保育園	1階	
9	大坊小学校	平川市岩館下り松72-2	学校	2階	

資料４－２－１　各地区情報調査連絡員

No.	地区名	No.	地区名	No.	地区名	調査連絡員
1	石郷	25	尾崎	49	八幡崎	各地区行政委員
2	岩館	26	平田森	50	日沼	
3	柏木町	27	町居	51	蒲田	
4	大坊	28	平六	52	新山	
5	向陽	29	温川	53	みなみの	
6	原田	30	井戸沢	54	駅前	
7	三町会	31	大木平	55	高田	
8	荒田	32	一本木	56	山の上	
9	小和森	33	向野	57	下町	
10	杉館	34	藤野	58	三笠	
11	大光寺	35	西の平	59	川向	
12	館田	36	光城	60	いざよい	
13	館山・松崎	37	平成	61	仲町	
14	苗生松	38	南田町	62	おかりや	
15	松館	39	金屋	63	上町	
16	本町	40	南田中	64	古懸	
17	沖館	41	李平	65	久吉	
18	小国	42	高木	66	湯ノ沢	
19	唐竹	43	尾上			
20	切明	44	新屋町			
21	葛川	45	南田			
22	新館	46	猿賀			
23	広船	47	中佐渡			
24	新屋	48	長田			

資料４－２－２　消防機関の情報調査連絡員

弘前地区消防事務組合平川消防署				平田森前田３３１番地　　（平賀・尾上地域）44-3122	
弘前地区消防事務組合平川消防署碇ヶ関分署				碇ヶ関湯向川添３１番地９（碇ヶ関地域）　　45-2240	
平川市消防団	本　部	団長、副団長５名			
	第１分団	分団長 副分団長	１部	部長	大光寺地区、光城地区
			２部	部長	小和森地区、荒田地区
			３部	部長	本町地区、平成地区
	第２分団	分団長 副分団長	１部	部長	柏木地区
			２部	部長	向陽地区
			３部	部長	石郷地区
	第３分団	分団長 副分団長	１部	部長	町居地区、南田地区
			２部	部長	新館地区、藤野地区、雇用促進住宅地区、 向野地区の一部
	第４分団	分団長 副分団長	１部	部長	唐竹地区
			２部	部長	沖館地区、向野地区の一部
	第５分団	分団長 副分団長	１部	部長	尾崎地区
			２部	部長	広船地区
	第６分団	分団長 副分団長	１部	部長	平田森地区
			２部	部長	新屋地区
	第７分団	分団長 副分団長	１部	部長	大坊地区
			２部	部長	岩館地区
			３部	部長	原田地区
	第８分団	分団長 副分団長	１部	部長	館田地区
			２部	部長	苗生松地区
			３部	部長	三町会地区
	第９分団	分団長 副分団長	１部	部長	館山・松崎地区、松館地区、西の平地区
			２部	部長	杉館地区
	第10分団	分団長 副分団長	１部	部長	葛川地区、一本木地区、切明地区
			２部	部長	小国地区
			３部	部長	井戸沢地区、平六地区、温川地区、大木平地区
	第11分団	分団長 副分団長	部長		尾上地区、高木地区、新屋町地区、南田地区
	第12分団	分団長 副分団長	部長		上猿賀地区、西猿賀地区、中佐渡地区、 長田地区、みなみの地区
	第13分団	分団長 副分団長	部長		南田中地区、李平地区
	第14分団	分団長 副分団長	部長		八幡崎地区
	第15分団	分団長 副分団長	部長		日沼地区、新山地区、蒲田地区
	第16分団	分団長 副分団長	部長		金屋地区
	第17分団	分団長 副分団長	部長		駅前地区、高田地区、山の上地区、下町地区、三笠地区、川向地区、いざよい地区、おかりや地区、上一地区、上二地区、仲町地区
	第18分団	分団長 副分団長	部長		古懸地区
	第19分団	分団長 副分団長	部長		久吉地区、湯ノ沢地区
	第20分団	分団長 副分団長	１部	部長	大光寺地区、光城地区、小和森地区、荒田地区、 本町地区、平成地区、館田地区、苗生松地区、 館山・松崎地区、松館地区、西の平地区、杉館地区
			２部	部長	柏木町地区、向陽地区、石郷地区、大坊地区 岩館地区、原田地区、三町会地区
			３部	部長	第17分団、18分団、19分団管轄区域

資料４－２－３　重要水防箇所

（１）青森県重要水防箇所評定基準及び国土交通省重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	Ａ　水防上最も重要な区間	Ｂ　水防上重要な区間	
堤防高（流下能力）	計画高水流量の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴がないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地番及び堤体の土質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部は損していが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が、青森県の場合は現況流下能力相当規模、国土交通省の場合は計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と、青森県の場合は現況流下能力相当規模、国土交通省の場合は計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

（２）重要水防箇所

１．県管理区間

中南地域県民局（岩木川水系）

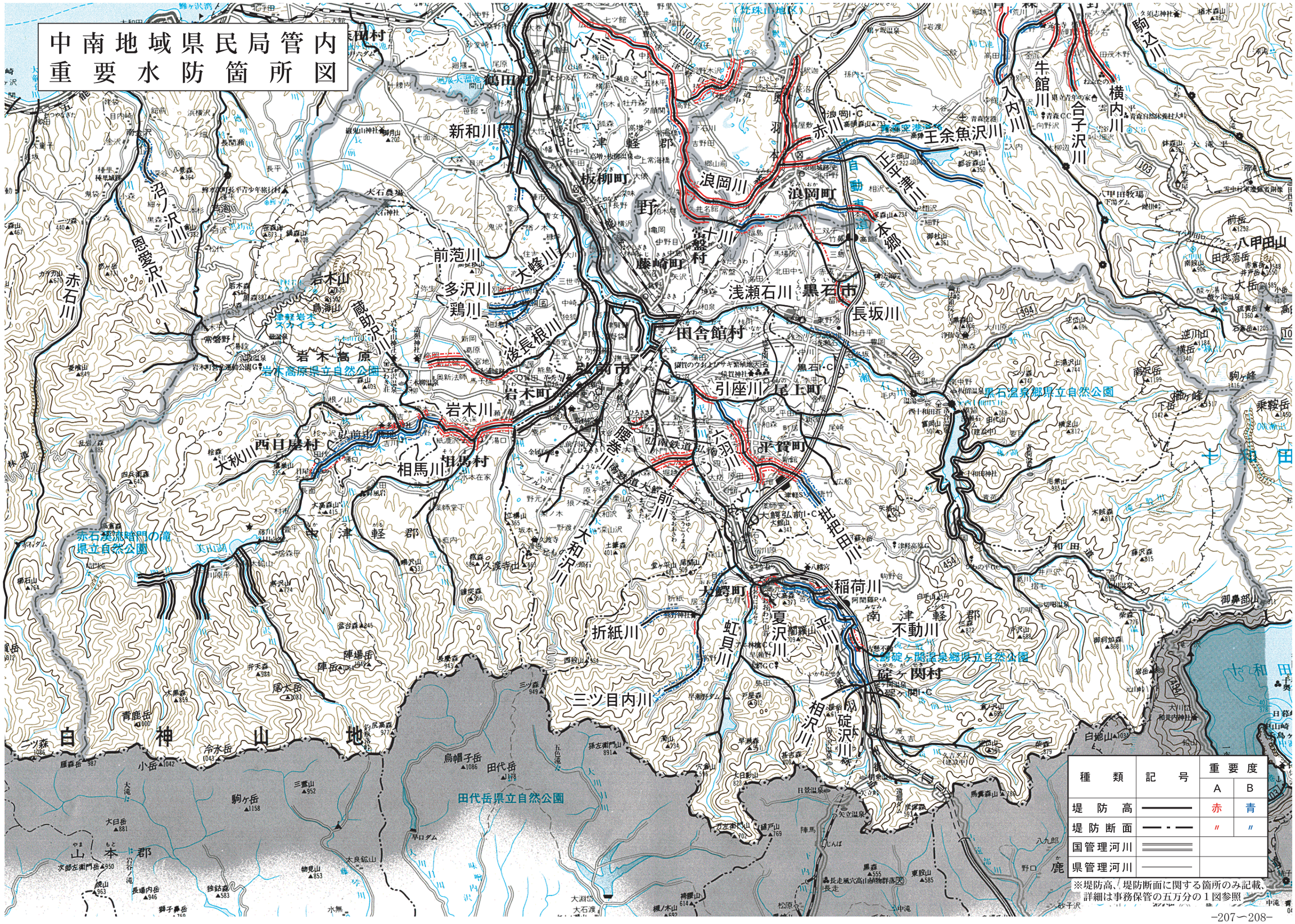
河川名	水防管理団体名	重要水防箇所							摘要
		堤防（m）					工作物等		
		種別	左岸		右岸				
			重要度Ａ	重要度Ｂ	重要度Ａ	重要度Ｂ	重要度Ａ	重要度Ｂ	
平川	弘前市 平川市 大鰐町	堤防高		9,600		9,600			
		堤防断面	400	2,900	900	3,300			
引座川	平川市	堤防高	1,500		1,500				
六羽川	平川市	堤防高	3,800	1,600	3,800	1,600			
		堤防断面	3,800		3,800				
枇杷田川	平川市	堤防高	3,000	1,500	3,000	1,500			
		堤防断面	3,000	1,500	3,000	1,500			

２．直轄管理区間

青森河川国道事務所

河川名	直轄管理区間延長(km)	重要水防箇所								
		重要度Ａ区間		重要度Ｂ区間		計		要注意区間		
		堤防	工作物	堤防	工作物	堤防	工作物	工事施工	新堤防・旧川跡	工事施工陸閘
		延（m）	箇所	延（m）	箇所	延（m）	箇所	箇所	延（m）	箇所
右支川	5.9	209		7,333		7,542			1,849	
平川		209	－	5,109	1	5,318	1	－	1,849	－
平川右支川	2.3			2,447		2,447			174	
浅瀬石川		－	－	2,050	－	2,050	－	－	174	－

中南地域県民局管内 重要水防箇所図



※堤防高、堤防断面に関する箇所のみ記載、詳細は事務保管の五万分の１図参照

資料４－２－４　災害救助法の適用基準

（災害救助法施行令
昭和２２年１０月３０日
政令第２２５号）
平成３１年４月１日現在

①　適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア．原則として同一の原因による災害によるものであること。

イ．本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。

ウ．市町村の区域を単位とする被害が次のいずれ（(ｱ)、(ｲ)）かに該当するものであること。

(ｱ)　市町村の区域内の住家が減失した世帯数が次のいずれ（A・B・C・D）かに該当する場合

A　住家が減失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（令第１条第１項第１号）
（令別表第１）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

B　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第２に示す数以上であって当該市町村の区域内の世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第３に示す数以上であること。

（令第１条第１項第２号）
（令別表第２）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上		2,500 世帯

（令別表第３）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上		75 世帯

C　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。
（令第１条第１項第３号前段）
（令別表第４）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,000 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上		12,000 世帯

D　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
（令第１条第１項第３号後段）
府令で定める特別な事情とは、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（基準府令第１条）であり、具体的には、次のような場合であること。
(a)　被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。
(b)　有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合。
(c)　水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊な技術を必要とする場合

(ｲ)　多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当すること。（令第１条第１項第４号）
府令で定める基準とは以下のとおりである。
A　災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（基準府令第２条第１号）で、具体的には、次のような場合であること。
a　火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物資の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
b　船舶の沈没或いは交通事故により多数の者が死傷した場合
c　M8.0 以上の南海トラフ地震発生後（半割れ後）の津波及びその後の大規模地震等発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合。
B　被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（基準府令第２条第２号）で、具体的には、次のような場合であること。
a　交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
b　火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
c　豪雪により多数の者が危険状態となる場合
豪雪災害に対する本法の適用についての判断基準として次のような状況が考えられる。
i　平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大
ii　平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
iii　雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生
この災害の事例としては、昭和 38 年１月及び昭和 52 年２月の北陸を中心とした日本海側一帯の豪雪がある。前者の時は、青森、福島、新潟、富山、石川、福井、兵庫、鳥取、島根、広島、山口の１１県にわたる 109 市町村に、後者の時は、青森、新潟、長野の３県にわたる３６市町村に本法を適用し、避難場所の設置、炊出し、障害物の除去（雪おろし）を実施した。

② 災害救助法適用基準

市町村名	人口 (H27.10.1)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	県の被害世帯数1,500以上に達した場合
平川市	32,130人	60世帯	120世帯	180世帯	30世帯

ア．法適用基準

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

イ．法外援護適用基準

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	２万人未満	20世帯
２万人以上	５万人未満	30世帯
５万人以上	１０万人未満	40世帯
１０万人以上		50世帯

ウ．減失世帯算出基準

区分	算定基準
全壊、全焼、流失	１世帯
半壊、半焼	１／２世帯
床上浸水	１／３世帯

③ 被害程度の認定基準

種類	統一基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。

住家全壊 全焼 （全焼・全流失）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の５０%以上７０%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が４０%以上５０%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
床上浸水		浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。
床下浸水		浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの。
一部破損		住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。

（注）

(1)　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(2)　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化が生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(3)　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

④　急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待つ暇がないと認めたときは、災害救助法第４条第１項及び第２項に規定する救助の実施に着手することができる。（青森県災害救助法施行細則第１条の２）

資料４－２－５　災害救助法施行細則

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償

（昭和 30 年４月 19 日
青森県規則第 40 号）

令和元年７月１日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 320 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 １　規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　限度額　１戸当り 5,610,000 円以内 ３　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,610,000 円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置することができる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>○借上型仮設住宅
1　規模
建設型仮設住宅に準じる

2　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td>1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家への被害若しくは災害により現に炊事できない者</td><td>1人1日当たり
1,140円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。

2　下記の金額の範囲内

<table>
<tr><th colspan="2">区　分
（単位：円）</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増す毎に加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
全失</td><td>夏</td><td>18,500</td><td>23,800</td><td>35,100</td><td>42,000</td><td>53,200</td><td>7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>30,600</td><td>39,700</td><td>55,200</td><td>64,500</td><td>81,200</td><td>11,200</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,200</td><td>14,800</td><td>18,700</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,800</td><td>18,100</td><td>21,500</td><td>27,100</td><td>3,500</td></tr>
</table>
</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額

2　現物給付に限ること</td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り 584,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊（焼）又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1　生業を営むために必要な機械器具又は資材を購入するための費用 2　生業費 一世帯当り　30,000円 3　就業支度費 一世帯当り　15,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	1　貸与期間 2年以内 2　利子 無利子 3　保証人 確実な者一人以上による連帯保証人
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 4,400円以内 中学校生徒 4,700円以内 高等学校等生徒 5,100円以内	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検索は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実費が認められる期間以内	
	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号まで規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料４－２－６　災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱

（県健康福祉部健康福祉政策課
昭和53年8月17日改正）

１　目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

２　適用基準

(1)　この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、２分の１世帯、床上浸水した場合の世帯は、３分の１世帯とみなす。

人　　口		被災世帯数
２万人未満		20世帯以上
２万人以上	５万人未満	30世帯以上
５万人以上	１０万人未満	40世帯以上
１０万人以上		50世帯以上

(2)　(1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

３　援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和３０年４月１９日、青森県規則第４０号）第２条第１項に定める別表第１の三の３の基準とする。

４　援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附　　則

この要綱は、昭和５３年８月１７日から適用する。

資料４－２－７

火災・災害等即報要領

（昭和59 年10 月15 日
消防災第267 号消防庁長官）

（改正　平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号
平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、
平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年
3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、
平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号、
平成24年5月31日消防応第111号平成29年2月消防応第11号、
平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号）

第１ 総則

１ 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22 年法律第 226 号）第４０条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）
消防組織法第４０条
消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２ 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6 年4 月21 日付け消防災第100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和45 年4 月10 日付け消防防第246 号）」、「救急事故等報告要領（平成6 年10 月17 日付消防救第158 号）」の定めるところによる。

３ 報告手続

(1)「第２ 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組

合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第２ 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第２ 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４ 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第１号様式、特定の事故については、第２

号様式により報告すること。

イ　救急・救助事故等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５ 報告に際しての留意事項

(1) 「第２ 即報基準」及び「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１ 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1）死者が３人以上生じたもの

2）死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア） 建物火災

1）特定防火対象物で死者の発生した火災

2）高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

3）大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災

4）建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

5）損害額１億円以上と推定される火災

イ）林野火災

1）焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

2）空中消火を要請又は実施したもの

3）住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ）交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

1）航空機火災

2）タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災

3）トンネル内車両火災

4）列車火災

エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施

設の火災又は爆発事故

2）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3）特定事業所内の火災（ 1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

2）負傷者が５名以上発生したもの

3）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4）５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5）海上、河川への危険物等流出事故

6）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

1）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3）原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156 号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

２ 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

1）死者５人以上の救急事故

2）死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

3）要救助者が５人以上の救助事故
4）覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故
5）その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
・バスの転落による救急・救助事故
・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

３ 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記２と同様式を用いて報告すること。

1）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16 年法律第112 号）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
2）武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15 年法律第79 号）第２５条第１項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

４ 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

1）災害救助法の適用基準に合致するもの
2）都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
3）災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度４以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

1) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの

2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第３ 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１ 火災等即報

ア 交通機関の火災

第２の１の（2）のアのウ）に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の（2）のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

1) 第２の１の（2）のウ1)、2)に同じ。

2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

② ５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近

住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

5）市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第２の１の（2）のエに同じ。

オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２ 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

1）列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

2）バスの転落等による救急・救助事故

3）ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

4）映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

5）その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３ 武力攻撃災害即報

第２の３の1)、2)に同じ。

４ 災害即報

ア 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

イ 第２の４の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４ 記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

１ 第１号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請

及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者３人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア）建物等の用途、構造及び環境

イ）建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア）発見及び通報の状況

イ）避難の状況

2) 建物火災で個別基準の4)又は5)に該当する火災

ア）発見及び通報の状況

イ）延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ）り災者の避難保護の状況

オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ）林野の植生

ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア）車両、船舶、航空機等の概要

イ）焼損状況、焼損程度

２ 第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50 年法律第84 号。以下この項で「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23 年法律第186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故等即報＞

３ 第３号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

＜災害即報＞

４ 第４号様式

1）第４号様式－その１（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度６弱以上（東京２３区については、震度５強以上）の地震の場合は、１１９番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

2）第４号様式－その２（被害状況即報）

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度６弱以上（東京２３区については、震度５強以上）の地震の場合は、１１９番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・避難の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況

資料４－３－１　災害時優先電話設置場所一覧

１．固定電話

番号	設置場所	設置場所住所
1	弘前地区消防事務組合平川消防署	平田森前田 331
2	平賀東小学校	尾崎川合 69
3	市役所交換室（本庁３階）	柏木町藤山 25-6
4	竹館小学校	沖館永田 34-3
5	平賀西中学校	大光寺白山 13-2
6	柏木小学校	柏木町柳田 8-2
7	平賀東中学校	新館後野 104
8	平川診療所	柏木町藤山 47-1
9	大坊小学校	岩館下り松 72
10	小和森小学校	大光寺二村井 166
11	松崎小学校	館山上亀岡 5-1
12	市役所市長室（本庁３階）	柏木町藤山 25-6
13	〃　　副市長室（本庁３階）	柏木町藤山 25-6
14	平川市社会福祉協議会	柏木町藤山 16-1
15	平賀農村環境改善センター	新館野木和 20-1
16	碇ヶ関総合支所　市民生活課	碇ヶ関三笠山 78
17	碇ヶ関中学校	碇ヶ関三笠山 100-2
18	碇ヶ関小学校	碇ヶ関三笠山 127-23
19	平川市社会福祉協議会碇ヶ関事業所	碇ヶ関三笠山 120-1
20	碇ヶ関公民館	碇ヶ関三笠山 78
21	葛川支所	葛川田の沢口 5-1
22	金田小学校	南田中北原 120-1
23	猿賀小学校	猿賀明堂 136-2
24	尾上総合支所　市民生活課	猿賀南田 15-1
25	尾上中学校	中佐渡南田 49
26	平川市社会福祉協議会尾上事業所	猿賀南田 96-3

２．携帯電話

番号	配備先	配備先住所
1	平川市長	柏木町藤山 25-6
2	総務部総務課	柏木町藤山 25-6
3	建設部上下水道課	柏木町藤山 25-6
4	尾上総合支所　市民生活課	猿賀南田 15-1
5	碇ヶ関総合支所　市民生活課	碇ヶ関三笠山 78

３．衛星携帯電話

番号	配備先	配備先住所
1	総務部総務課　事務室内（本庁３階）	柏木町藤山 25-6
2	葛川支所　事務室内	葛川田の沢口 5-1

資料４－５－１　　難　勧　告　等　発　令　基　準

令和２年１月　平川市

平川市では、水害や土砂災害などの避難を要する緊急時において、住民の円滑な避難を実現するため、避難勧告等の発令基準について、内閣府（防災担当）が示す避難勧告等に関するガイドライン（発令基準・防災体制編）に基づき改定しました。

本基準では、水害と土砂災害の二つの基準を設定します。各避難勧告等の発令基準に達した時点で必ずしも発令されるものではなく、気象予測や河川水位情報など関連する防災情報の状況分析、河川巡視等より総合的に勘案して発令します。

１．立退き避難が必要な災害の事象

①洪水等（洪水、内水氾濫）

・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
・山間部等の川の流れの速いところで、河岸浸食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
・氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、２階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をとるのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合
・ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

②土砂災害

・背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
・土石流が発生し、被害のおそれがある場合
・地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

２．立退き避難が必要な居住者等に求める行動

【警戒レベル】 避難情報	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 **避難準備・高齢者等避難開始**	**高齢者等は避難開始、その他は避難準備** ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

【警戒レベル４】 **避難勧告** **避難指示（緊急）**	**全員避難** ＜避難勧告が発令された場合＞ ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※１への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※２を行う。 ＜避難指示（緊急）が発令された場合＞ ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※１への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※２を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル５】 **災害発生情報**	**災害発生** ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。

※１　近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※２　屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注　　突発的な災害の場合は、市長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

３．避難勧告等の発令対象区域及び発令の判断基準

（１）水害

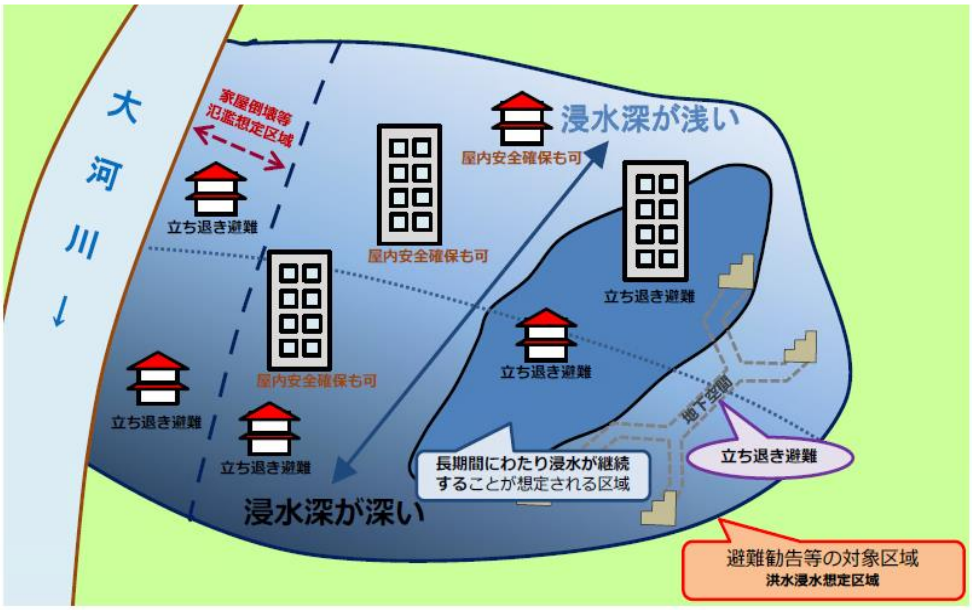
避難勧告等は、気象予測（降雨等）、河川巡視、河川水位情報、ダム放流情報等より総合的に判断し発令する。

○発令対象区域

発令対象区域は、細分化しすぎると居住者等にとってわかりにくい場合が想定されるため、立退き避難が必要な区域や屋内での安全確保措置の区域を示して発令するのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令する。

①洪水浸水想定区域
②家屋倒壊等氾濫想定区域
③長期間にわたり浸水が継続することが想定される区域
④その他避難が必要とされる区域

河川からの氾濫が想定される際の避難勧告等の発令対象区域（イメージ図）



○発令の判断基準

河川名 / 避難情報等	洪水予報河川（岩木川、平川、浅瀬石川）及びその他河川
【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始	１～４のいずれかに該当する場合に、**避難準備・高齢者等避難開始**を発令する。 １．洪水予報河川 ①　指定河川洪水予報により、洪水予報河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル３水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 **洪水予報の種類　氾濫警戒情報** 【避難判断水位】 ・平川上流　豊平橋水位観測所　20.60m　石川水位観測所　47.20m ・平川下流　百田水位観測所　4.80m ・浅瀬石川　百田水位観測所　5.00m ・岩木川　上岩木橋水位観測所　42.60m ②　指定河川洪水予報の水位予測により、洪水予報河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） **洪水予報の種類　氾濫警戒情報** 【氾濫危険水位】 ・平川上流　豊平橋水位観測所　22.80m　石川水位観測所　49.00m ・平川下流　百田水位観測所　5.20m ・浅瀬石川　百田水位観測所　5.40m ・岩木川　上岩木橋水位観測所　43.10m

【警戒レベル３】 **避難準備・高齢者等避難開始**	③　遠部・久吉ダム管理所より「非常用洪水吐越流に関する事前通知」が通知された場合（平川に限る。） ２．その他河川 その他河川における洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が３時間先までに洪水警報基準に到達する場合） ３．軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ４．避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル４】 **避難勧告**	１～４のいずれかに該当する場合に、**避難勧告**を発令する。 １．洪水予報河川 ①　指定河川洪水予報により、洪水予報河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に到達したと発表された場合 **洪水予報の種類　氾濫危険情報** 【氾濫危険水位】 ・平川上流　豊平橋水位観測所　21.90m　石川水位観測所　48.50m ・平川下流　百田水位観測所　5.20m ・浅瀬石川　百田水位観測所　5.40m ・岩木川　上岩木橋水位観測所 43.10m ②　指定河川洪水予報の水位予測により、洪水予報河川の水位観測所の水位が堤防高を超えることが予想される場合（急激な水位上昇により氾濫のおそれのある場合） **洪水予報の種類　氾濫危険情報** ③　遠部・久吉ダム管理所より「非常用洪水吐越流の開始」が通知された場合（平川に限る。） ２．その他河川 その他河川における洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が３時間先までに洪水警報基準を大きく超過する場合） ３．異常な漏水・浸食等が発見された場合 ４．避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

【警戒レベル４】 **避難指示（緊急）**	１～５のいずれかに該当する場合に、緊急的に又は重ねて避難を促すために、**避難指示（緊急）**を発令する。 １．洪水予報河川 洪水予報河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）を超えた状態で、水位予測により堤防高に到達するおそれが高い場合又は遠部・久吉ダム管理所より「非常用洪水吐越流の開始」が通知されている状況の場合（越水・溢水のおそれのある場合） **洪水予報の種類　氾濫危険情報** ２．その他河川 その他河川における洪水警報の危険度分布で「極めて危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数の値がすでに洪水警報基準を大きく超過している場合） ３．異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ４．樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合 ５．避難勧告発令下において、大雨特別警報が発表された場合
【警戒レベル５】 **災害発生情報**	次に該当する場合、**災害発生情報**を発表し、命を守る最善の行動を指示する。 １．洪水予報河川 決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等より把握） **洪水予報の種類　氾濫発生情報** ２．その他河川 決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握）
避難勧告等の解除	次に該当する場合、**避難勧告等を解除**する。 １．洪水予報河川 水位が氾濫危険水位（レベル４水位）及び堤防高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんど見込まれない場合を基本に解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本に解除する。 ２．その他河川 当該河川の水位が十分に下がり、洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本に解除する。

（2）土砂災害

避難勧告等は以下の基準を参考に気象予測や土砂災害警戒情報、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告等より総合的に判断して発令する。

○発令対象区域

大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等は市町村単位で発表されるが、避難勧告等の避難情報は一定の地域からなる発令単位ごとに発令し、発令単位に含まれる土砂災害警戒区域・危険箇所等が避難勧告等の対象となる。

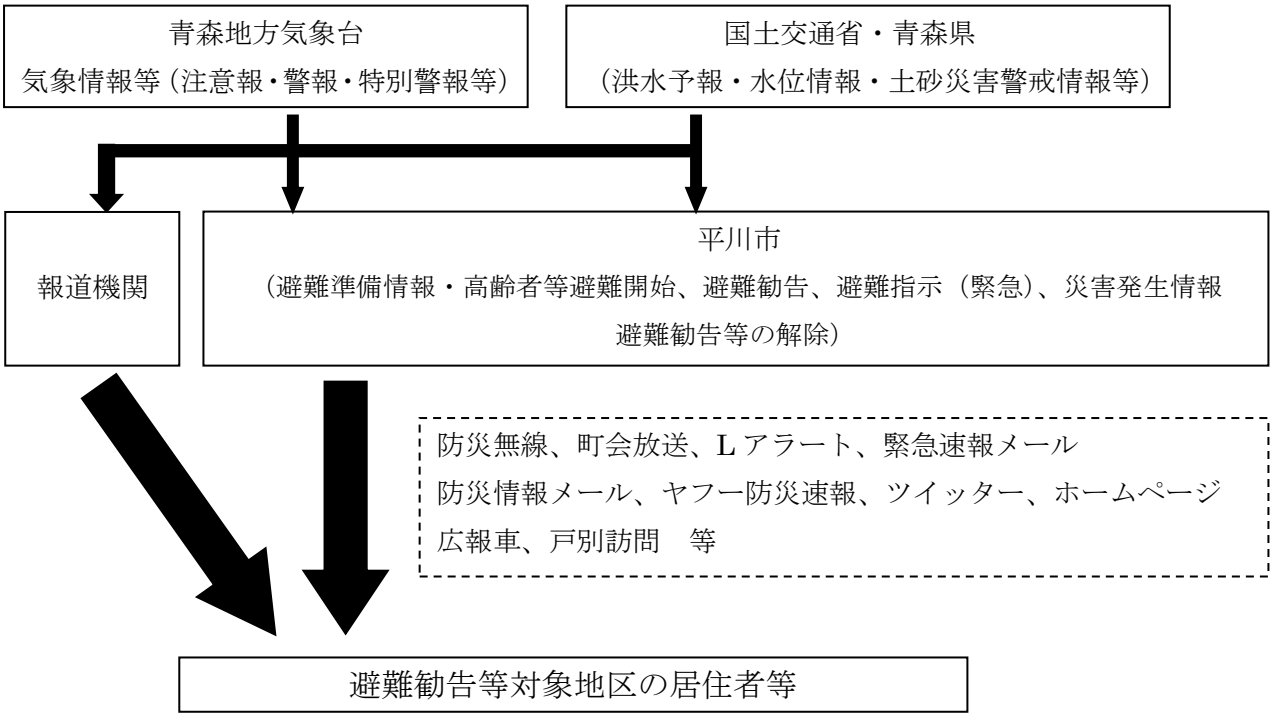
①土砂災害警戒区域
②土砂災害危険箇所
　・急傾斜地崩壊危険箇所　・土石流危険渓流　・地すべり危険箇所
③その他避難が必要とされる地域

○発令及び発令解除の判断基準

区域 ＼ 避難情報等	土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等を含む区域
【警戒レベル３】避難準備・高齢者等避難開始	１～３のいずれかに該当する場合に、**避難準備・高齢者等避難開始**を発令する。 １．大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または２時間後までの予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 ２．数時間後に、事前通行規制や冠水等により避難経路の安全な通行が困難となることが見込まれる場合 ３．大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報）に切り替える旨に言及されている場合
【警戒レベル４】避難勧告	１～３のいずれかに該当する場合に、**避難勧告**を発令する。 １．土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報）が発表された場合 ２．土砂災害に関するメッシュ情報で「２時間後までの予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ３．土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル４】避難指示（緊急）	１～２のいずれかに該当する場合に、緊急的に又は重ねて避難を促すために、**避難指示（緊急）**を発令する。 １．土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 ２．避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合

【警戒レベル５】 **災害発生情報**	次に該当する場合、**災害発生情報**を発表し、命を守る最善の行動を指示する。 １．土砂災害が発生した場合
避難勧告等の解除	土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報）が解除された段階を基本に、**避難勧告等を解除**する。 ※　土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断し決定する。この際、必要に応じ、国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることとする。

４　避難勧告等の伝達手段



チェックリストにより、伝達手段・伝達先に漏れがないか確認する。

＜住民等への伝達手段＞

□防災行政無線　□緊急速報メール　□防災情報メール
□ツイッター　□ヤフー防災速報　□広報車両・消防団車両
□市ホームページ　□戸別訪問（自主防災組織、消防団等）

＜要配慮者・福祉関係機関の伝達先＞

□危険区域内の要配慮者施設　□危険区域内の避難行動要支援者並びに支援者の事前登録者
□避難支援関係団体（市消防団、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等）

＜防災関係機関の伝達先＞

□弘前地区消防事務組合平川消防署、碇ヶ関分署
□青森県危機管理局　防災危機管理課
□黒石警察署　警備課

５．避難勧告等の伝達文（例）

防災無線放送並びに車両広報の場合は、伝達文の前に必ずサイレン音を放送する。

（１）避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル３】

～　サイレン音　～
緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難開始
緊急放送、緊急放送、警戒レベル３、高齢者等避難開始
こちらは「ぼうさいひらかわ」です。平川市からの緊急放送です。

ただいま、○○地区に対して洪水（又は土砂災害）に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。

△△川が氾濫するおそれのある水位まで、今後達する可能性があります。
（又は、○○地区で今後土砂災害が発生する可能性があります。）

○○地区のお年寄りの方など、避難に時間を要する方は、直ちに避難を開始してください。その他の方も避難の準備を始め、状況により避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

（２）避難勧告【警戒レベル４】

～　サイレン音　～
緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始
緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難開始
こちらは「ぼうさいひらかわ」です。平川市からの緊急放送です。

ただいま、○○地区に対して洪水（又は土砂災害）に関する避難勧告を発令しました。

△△川が氾濫するおそれのある水位まで達しました。
（又は、○○地区で今後土砂災害が発生する可能性が高まっています。）

○○地区の方は、速やかに全員避難してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

（３）避難指示（緊急）【警戒レベル４】

～　サイレン音　～

緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難指示
緊急放送、緊急放送、警戒レベル４、避難指示
こちらは「ぼうさいひらかわ」です。平川市からの緊急放送です。

ただいま、○○地区に対して洪水（又は土砂災害）に関する避難指示を発令しました。

△△川が氾濫するおそれのある水位まで達し、非常に危険です。
（又は、○○地区で今後土砂災害が発生する可能性が非常に高まっています。）

○○地区の方は、速やかに全員避難を完了してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

（４）災害発生情報【警戒レベル５】

～　サイレン音　～

緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、災害発生情報
緊急放送、緊急放送、警戒レベル５、災害発生情報
こちらは「ぼうさいひらかわ」です。平川市からの緊急放送です。

○○地区に対して洪水（又は土砂災害）に関する災害発生情報を発令します。

△△川が氾濫しています。（又は、○○地区で土砂災害が発生しています。）

屋内の高いところに避難するなど、命を守る最善の行動をとってください。

資料４－９－１　炊き出しの実施場所

実施場所	対象区域	炊出能力	器材等の整備状況
平賀学校給食センター	平賀地域	3,150	炊飯器、食器類
尾上学校給食センター	尾上地域	300	炊飯器、食器類
平賀公民館（文化センター）	光城地区	60	炊飯器、食器類
平賀農村環境改善センター	藤野町、雇用促進住宅地区	120	炊飯器、食器類
杉館集会施設	杉館地区	30	炊飯器、食器類
大坊コミュニティセンター	大坊地区	20	炊飯器、食器類
小和森多目的集会施設	小和森地区	13	炊飯器、食器類
石郷集会所	石郷地区	13	炊飯器、食器類
新館集落センター	新館地区	26	炊飯器、食器類
荒田農業研修センター	荒田地区	13	炊飯器、食器類
原田農業研修センター	原田地区	26	炊飯器、食器類
苗生松多目的集会施設	苗生松地区	13	炊飯器、食器類
平田森多目的集会施設	平田森地区	20	炊飯器、食器類
岩館構造改善センター	岩館地区	13	炊飯器、食器類
唐竹多目的集会施設	唐竹地区	50	炊飯器、食器類
大光寺コミュニティセンター	大光寺地区	40	炊飯器、食器類
小和森小学校	大光寺地区、光城地区	90	炊飯器、食器類
松崎小学校	館山・松崎地区、松館	52	炊飯器、食器類
柏木小学校	柏木学区	40	炊飯器、食器類
大坊小学校	大坊学区	20	炊飯器、食器類
竹館小学校	竹館学区	90	炊飯器、食器類
旧葛川小中学校	葛川学区	26	炊飯器、食器類
平賀東小学校	尾崎地区、新屋地区	40	炊飯器、食器類
平賀東中学校	新館地区、町居地区	104	炊飯器、食器類
平賀西中学校	本町地区、館田地区	104	炊飯器、食器類
金屋多目的研修施設	金屋地区	50	炊飯器、食器類
南田中ふれあいセンター	南田中地区	60	炊飯器、食器類
高木会館	高木地区	50	炊飯器、食器類
尾上地域福祉センター	猿賀地区、みなみの地区	50	炊飯器、食器類
李平町会センター	李平地区	50	炊飯器、食器類
新屋町会館	新屋町地区	50	炊飯器、食器類
尾上南田会館	尾上地区、南田地区	100	炊飯器、食器類
金田小学校	金田学区	160	炊飯器、食器類
さるか交流館	猿賀地区	60	炊飯器、食器類
中佐渡会館	中佐渡地区	50	炊飯器、食器類
尾上中学校	みなみの地区	100	炊飯器、食器類
猿賀小学校	猿賀学区	60	炊飯器、食器類
長田担い手センター	長田地区	50	炊飯器、食器類
八幡崎農業研修センター	八幡崎地区	50	炊飯器、食器類
日沼地区コミュニティ施設	日沼地区	40	炊飯器、食器類
蒲田交流センター	蒲田地区	40	炊飯器、食器類
新山ふれあいセンター	新山地区	30	炊飯器、食器類
碇ヶ関公民館	駅前地区、高田地区、山の上地区、下町地区、三笠地区、川向地区、いざよい地区、おかりや地区、上一地区、上二地区、仲町地区	300	炊飯器、食器類
碇ヶ関地域福祉センター		240	炊飯器、食器類
碇ヶ関小学校		120	炊飯器、食器類
碇ヶ関中学校		240	炊飯器、食器類
古懸地区公民館	古懸地区	150	炊飯器、食器類
久吉地区集会所	久吉地区、船岡地区、湯ノ沢地区	150	炊飯器、食器類

資料４－９－２　食料品の調達先

令和２年１月１日現在

弁当、パン、うどん麺類等製造所、インスタント食品調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
高砂食品㈱	日沼富田36	57-5225	うどん、そば
マックスバリュ東北㈱ マックスバリュ平賀店	小和森上松岡193-1	44-0198	
㈱佐藤長 平賀店	柏木町東田110-1	44-0422	
㈱佐藤長 尾上店	尾上栄松128	57-5533	
㈱伊徳 平賀店	本町平野12-4	44-8525	
㈲田本商店	本町平野95	44-2136	
ルミエール 平賀店	本町北柳田23-5	44-3456	
ファミリーマート 平川蒲田店	蒲田玉田22-3	43-5166	
デイリーヤマザキ 平賀バイパス店	本町平野8-17	44-1644	
デイリーヤマザキ 平賀松崎店	館山前田12-8	44-0737	
ローソン 尾上町店	日沼富田28-2	57-3306	
ローソン 平賀店	町居南田595	44-0023	
ファミリーマート 平川大光寺店	大光寺三早稲田52-1	43-1043	
ファミリーマート 平川平賀駅前店	本町北柳田12-1	43-1561	
ローソン 平川高木原富店	高木原富215	43-5467	
ローソン 平川碇ヶ関店	碇ヶ関雷林4-1	46-2235	
ホーマックニコット 碇ヶ関店	碇ヶ関湯向川添29-15	49-5310	

資料４－１３－１　障害物除去に要する機械、器具等の状況

種　　別	ブルドーザー	グレーダー	トラック	ダンプ	備　　考
建設課	１１	1	1	2	
管財課			3		

資料４－１４－１　被服、寝具、その他生活必需品調達先

平成３０年１月１日現在

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
被服、寝具	昭伸家具	光城3-27-1	44-7382	
	㈲サイセイ	新館野木和86-1	44-2351	
	ﾌｧｯｼｮﾝｾﾝﾀｰしまむら 平賀店	柏木町東田265-1	43-1357	
	ﾌｧﾐﾘｰ衣料あぼ	本町北柳田8-51	44-2343	
	ﾌｧﾐﾘｰｼｮｯﾌﾟうめや	尾上栄松85-1	57-2139	
	ﾌｧﾐﾘｰｼｮｯﾌﾟかねさだ	尾上栄松84-1	57-4555	
	西松屋ｲｵﾝﾀｳﾝ平賀店	小和森上松岡193-1	44-7115	
日用雑貨	マックスバリュ東北㈱　マックスバリュ平賀店	小和森上松岡193-1	44-0198	
	㈱佐藤長 平賀店	柏木町東田110-1	44-0422	
	㈱佐藤長 尾上店	尾上栄松128	57-5533	
	㈱伊徳 平賀店	本町平野8-7	44-8525	
	ルミエール 平賀店	本町北柳田23-5	44-3456	
	ホーマックスーパーデポ 平賀店	小和森上松岡182-1	43-0261	
	ホーマックニコット 碇ヶ関店	碇ヶ関湯向川添29-15	49-5310	

資料４－１５－１　医薬品等の主な調達先

令和２年１月１日現在

調達先	所在地	電話番号	備考
マルチ薬局	本町北柳田12-20	44-2711	医薬品のみ
中央薬店	新館藤山18-1	44-3045	〃
小田切薬店	南田中村内98-2	57-2118	〃
三浦薬店	高木原富50-2	57-2285	〃
松井薬店	尾上栄松29	57-2220	〃
ハッピードラック平川平賀店	本町平野12－9	88-8755	〃
ツルハドラック平賀店	小和森上松岡216	43-1120	〃

平川診療所

㈱バイタルネット弘前支店	弘前市大字扇町2丁目3-1	27-8723	医薬品及び医療材料
東北化学薬品㈱	弘前市大字神田1丁目3-1	33-8131	医療材料のみ
㈱シバタ医理科	弘前市大字高田3丁目7-1	27-2221	〃

葛川診療所

㈱バイタルネット弘前支店	弘前市大字扇町2丁目3-1	27-8723	医薬品
東邦薬品㈱	弘前市大字扇町1丁目1-11	27-8341	医薬品
㈱北斗医理科	弘前市大字城東中央3-3-3	28-5161	医療材料
㈱メディセオ	弘前市大字田町1丁目7-3	33-7111	医療材料

碇ヶ関診療所

東邦薬品㈱	弘前市大字扇町1丁目1-11	27-8341	医薬品
㈱バイタルネット弘前支店	弘前市大字扇町2丁目3-1	27-8723	医薬品
東北化学薬品㈱	弘前市大字神田1丁目3-1	33-8131	医療材料
㈱シバタ医理科	弘前市大字高田3丁目7-1	27-2221	医療材料

資料４－１５－２　医療機関等の状況

令和２年１月１日現在

施　設　名	所　　在　　地	電話番号	診療科目	備考
国保平川診療所	柏木町藤山23-2	44-3101	内科、整形外科	
阿部医院	柏木町藤山37-8	44-3155	内科	
須藤病院	柏木町藤山37-5	44-3100	内科、整形外科 リハビリテーション科	
菊池医院	本町村元71	44-2645	内科､外科､整形外科	
櫛引医院	町居山元95-3	43-1277	内科、呼吸器科 消化器科、循環器科	
しらと医院	柏木町藤山7-18	44-5111	内科､小児科、皮膚科 アレルギー科	
まるも泌尿器科内科 クリニック	大光寺三村井31-1	43-0901	内科、泌尿器科、外科、 皮膚科	
国保葛川診療所	葛川田の沢口5-1	55-2404	内科、小児科	
ふくしまクリニック	小和森種取23-2	43-1215	内科、消化器科 小児科、整形外科 皮膚科、胃腸科、外科	
齋藤医院	八幡崎本林11	57-3308	内科、小児科	
おのえ診療所	中佐渡南田15-10	43-5885	内科	
いとう外科内科クリニック	尾上栄松132-6	57-5850	内科、外科、小児科	
国保碇ヶ関診療所	碇ヶ関三笠山120-1	45-2780	内科	

資料４－１７－２　防災ヘリコプター場外離着陸場

（航空法第７９条）

名　　称	所　在　地	緯度（N）	経度（E）
柏木農業高校	荒田上駒田１３０（野球場）	40-35-39	140-34-38
平賀西中学校	大光寺白山１３－２（グラウンド）	40-35-02	140-33-18
平賀・大坊	大坊地内　平川河川敷内（平川河川広場）	40-33-29	140-32-30
平賀・松崎	松崎地内　平川河川敷内（陸上競技場）	40-35-34	140-31-52
碇ヶ関小学校	碇ヶ関三笠山１２７－２３（グラウンド）	40-28-34	140-37-58

資料４－２０－１　防疫用薬剤の調達先

令和２年１月１日現在

調達先	所在地	電話番号	備考
マルチ薬局	本町北柳田12-20	44-2711	
東邦薬品株式会社　弘前営業所	弘前市大字扇町1-1-11	27-8341	
津軽みらい農業協同組合 平賀基幹グリーンセンター	小和森上松岡211-1	44-1201	
津軽みらい農業協同組合 尾上基幹グリーンセンター	猿賀南野1-3	57-2323	
つがる弘前農業協同組合 碇ヶ関支店	碇ヶ関阿原30	45-2200	
トヤマ農材株式会社	弘前市大字城東北4丁目1-2	27-1661	
株式会社町田アンド町田商会	弘前市大字境関字西田28-1	31-1700	

資料４－２４－１　教育施設の状況

令和２年５月１日現在

学校名	所在地	教室数（室）	応急教室数（室）	教員数		学年別児童生徒数（名）		校庭面積（㎡）	屋内体育施設面積（㎡）	応急の教育時収容可能人数	備考
				男	女						
金田小学校	南田中北原120-1	13	16	7	16	1年	40	18,040	1,010	320	
						2年	39				
						3年	42				
						4年	41				
						5年	51				
						6年	43				
						合計	256				
猿賀小学校	猿賀明堂136-2	9	9	4	8	1年	19	11,711	889	180	
						2年	28				
						3年	23				
						4年	22				
						5年	21				
						6年	24				
						合計	137				
柏木小学校	柏木町柳田8-2	8	6	3	9	1年	20	19,079	841	120	
						2年	31				
						3年	31				
						4年	19				
						5年	28				
						6年	31				
						合計	160				
大坊小学校	岩館下り松72-2	7	4	4	9	1年	10	9,463	625	80	
						2年	11				
						3年	15				
						4年	7				
						5年	5				
						6年	14				
						合計	62				
小和森小学校	大光寺ニ村井166	13	7	7	13	1年	43	14,960	1,092	140	
						2年	41				
						3年	55				
						4年	54				
						5年	45				
						6年	45				
						合計	283				
松崎小学校	館山上亀岡5-1	8	6	4	8	1年	26	9,065	708	120	
						2年	18				
						3年	22				
						4年	15				
						5年	21				
						6年	16				
						合計	118				
竹館小学校	沖館永田34-3	8	8	3	9	1年	13	12,441	981	160	
						2年	17				
						3年	18				
						4年	10				
						5年	15				
						6年	18				
						合計	91				

学校名	所在地	教室数（室）	応急教室数（室）	教員数		学年別児童生徒数（名）		校庭面積（㎡）	屋内体育施設面積（㎡）	応急の教育時収容可能人数	備考
				男	女						
平賀東小学校	尾崎川合69	12	5	4	11	1年	44	23,296	1,011	100	
						2年	29				
						3年	30				
						4年	38				
						5年	44				
						6年	35				
						合計	220				
碇ヶ関小学校	碇ヶ関三笠山127-23	7	12	5	5	1年	11	15,000	937	240	
						2年	5				
						3年	9				
						4年	11				
						5年	6				
						6年	11				
						合計	53				
尾上中学校	中佐渡南田49	10	12	12	9	1年	71	24,900	1,261	240	
						2年	89				
						3年	57				
						合計	217				
平賀西中学校	大光寺白山13-2	11	16	14	12	1年	81	30,727	1,645	320	
						2年	95				
						3年	91				
						合計	267				
平賀東中学校	新館後野104-1	9	13	8	10	1年	64	25,528	1,489	260	
						2年	68				
						3年	50				
						合計	182				
碇ヶ関中学校	碇ヶ関三笠山100-2	4	11	6	5	1年	6	13,627	1,361	220	
						2年	14				
						3年	8				
						合計	28				

資料４－２７－１
青森県災害対策合同指揮本部ライフライン対策部運営マニュアル

県商工労働部商工政策課

平成25年3月25日付青商第1101号

大規模災害時の重要施設への燃料供給について

１．趣　　旨

大規模災害時において、県民の生命や生活の維持、ライフライン等の迅速な応急復旧を図るため、業務を継続することが必要な施設のうち、自家発電施設等の備蓄燃料が枯渇、又は枯渇する恐れがある場合に優先供給しなければならない施設を重要施設と定めるとともに、石油燃料供給対策の手順を定め、関係者間で情報共有を図る。

２．重要施設の定義

① 病院、有床診療所、人工呼吸器等の生命維持装置及び透析装置を継続して稼働させる必要がある診療所、休日夜間急患診療所並びに青森県赤十字センター
② 特別養護老人ホーム等の福祉施設
③ 避難所に指定されている施設
④ 上下水道施設、ごみ処理施設、通信施設等の県民生活の維持を図るために必要な施設
⑤ ダム等停電により災害の防止が不可能となるため、継続して通電する必要がある施設
⑥ 公共交通機関及び支援物資等の運搬を主な目的として運行される車両の事業所
⑦ 消防・警察等の災害対策業務を行う施設
⑧ 県及び市町村の災害対策業務等を行う施設
⑨ その他、青森県災害対策合同指揮本部等が必要と認めた施設

３．重要施設の役割

① 重要施設は、大規模災害時においても業務を継続できるよう、自家発電設備の整備に努める。
② 重要施設は、自家発電用燃料等の備蓄に努める。
③ 重要施設は、災害時の燃料対策について、平時から通常取引のある給油所等と調整を行っておく。

４．重要施設への燃料供給対策

① 重要施設が３．重要施設の役割の対策を行っても燃料が枯渇し、又は枯渇する恐れがある場合、県は供給を受けようとする者からの要請に応じ、青森県石油商業協同組合・青森県石油商業組合（以下、「県石商」という。）又は内閣府に対し、燃料供給の協力要請を行う。

② 県石商は、県から協力要請があった場合、組合員の給油所等に燃料供給を依頼する。

③ 石油燃料の供給に要した費用は、原則、供給を受けた者が負担することとする。

④ 燃料供給を受けた者は、当該供給事業者とその供給に要した費用及び支払方法について協議のうえ、速やかに支払うものとする。

5．燃料供給を受けようとする者の手続き

（1）民間施設及びその他の施設

当該施設運営者は、斡旋要請書（様式1）を商工政策係へ提出するものとする。

（2）市町村施設、一部事務組合施設、広域連合施設（市町村等）

市町村等は、それぞれの地域防災計画に基づき石油燃料を調達するものの、それでも石油燃料が不足し又は確保できない場合は、斡旋要請書（様式2）を、所管施設分を取りまとめのうえ、商工政策係へ提出するものとする。

（3）県施設（警察、教育委員会を含む）

当該施設運営者は、供給要請書（様式3）を商工政策係へ提出するものとする。

6．要請書の提出方法

① 各施設運営者は、原則ＦＡＸによる提出とし、電子メールも可能とする。提出後は、受信確認の電話連絡を行う。これらが使用できない場合は、電話による要請も可能とする。

② なお、停電等によりＦＡＸが使用できない場合は、所在市町村の青森県防災情報ネットワークを利用することも可能とする。

7．優先供給の決定

① 商工政策係は、合同指揮本部等が決定した石油燃料供給の基本的方針に合致している施設かどうか要請書の内容を確認のうえ、県石商と調整し、優先供給を決定する。

また、合致していないと認められる場合は、当該燃料供給を受けようとする者に対応できない旨を説明し、理解を得る。

なお、在庫量等を勘案し、必要に応じて内閣府への要請を行う。

② 例外的取扱いを求める要請については､その可否についてライフライン対策部で判断し、優先供給が必要と認められる場合は①に準じて決定する。

なお、認められない場合は、当該燃料供給を受けようとする者に対応できない旨を説明し、理解を得る。

③ 商工政策係は、優先供給を決定した場合、燃料供給を受けようとする者に対し、その旨通知する。

8．事前対応事項

県は、重要施設及び県石商・石油連盟と予め連絡先、連絡手段及び情報収集の方法等を確認しておく。

大規模災害時の緊急車両への優先給油について

１．趣　　旨

大規模災害時において、県民の生命や生活の維持、ライフライン等の迅速な応急復旧を図るために必要な車両のうち、優先給油しなければならない車両を緊急車両と定め、大規模災害時に優先給油所において混乱を招かないよう、県民に対し、緊急車両に係る基準及び優先給油についての周知を図るとともに、石油燃料供給対策の手順を定め、関係者間で情報共有を図る。

２．緊急車両の定義

①　赤色灯付の車両

②　医療機関の車両、医薬品、医療材料等を搬送する車両（医療機関等の名称が表示されている車両）

③　訪問看護、訪問介護、居宅療養管理指導を実施するための車両

④　電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインの応急復旧を行う車両

⑤　道路、河川、港湾、鉄道等の公共施設の応急復旧を行う車両

⑥　給水車、ごみ収集車、除雪車等の県民生活の維持を図るために必要な車両

⑦　行政機関の依頼に基づき、支援物資等の運搬及び災害防止活動を行う車両

⑧　県、市町村、一部事務組合、広域連合の公用車

⑨　その他、青森県災害対策合同指揮本部等が必要と認めた車両

３．緊急車両使用（管理）者の役割

①　緊急車両は、平時から燃料を満量近くで保管するよう努める。

②　緊急車両は、災害発生時は指定された目的でのみ車両を使用する。

③　県民の理解を得るため、優先給油を受ける場合は、所定のステッカーを貼り付けて給油を行うこととする。（道路交通法施行令第１３条の規定に基づく緊急自動車のうち、赤色の警光灯を備えた車両を除く。）

４．緊急車両の指定

①　緊急車両は、県庁各部局長、市町村長、一部事務組合・広域連合の長、指定（地方）公共機関の長が、大規模災害時石油燃料供給対策に係る緊急車両情報報告書（様式１又は様式２）により指定する。

②　赤色灯付の車両は、指定されたものとする。

③　事前に指定することのできない支援物資等の運搬車両、応援車両及び応急復旧工事や災害防止活動を実施する民間事業者等の車両については、当該車両が給油を受けようとする時に応援等の要請を行った県庁各部局、市町村、一部事務組合・広域連合、指定（地方）公共機関の長が①に準じて指定する。

④　緊急車両を指定した者は、速やかに青森県知事に報告する。

５．車両への優先給油対策

（１）優先給油の開始日

①　２．緊急車両の定義③以外の緊急車両には、合同指揮本部等が石油燃料供給対策の実施を決定した時から優先給油を行う。

②　２．緊急車両の定義③の緊急車両には、合同指揮本部等が石油燃料供給対策の実施を決定した後概ね４日目以降から優先給油を行う。

（２）緊急車両の表示（赤色灯付の緊急車両を除く）

①　２．緊急車両の定義③以外の緊急車両は、「赤色」の所定のステッカーを貼付する。

②　２．緊急車両の定義③の緊急車両は、「黄色」の所定のステッカーを貼付する。

（３）経費負担

石油燃料の給油に要した費用は、原則、給油を受けた者が負担することとする。

（４）優先給油の手続き

①　商工政策係は、青森県石油商業協同組合・青森県石油商業組合（以下、「県石商」という。）と協議・調整のうえ、優先給油に協力可能な給油所リストを作成する。

②　商工政策係は、当該リストを緊急車両の指定者（県庁各部局長、市町村長、一部事務組合・ 広域連合の長、指定公共機関の長）に対し、電子メール、ＦＡＸ、電話のいずれかの方法により随時情報提供を行う。

③　緊急車両の指定者は、必要に応じて、緊急車両の使用者へ情報提供を行う。

④　緊急車両の使用者は、所定のステッカーを貼付のうえ、優先給油を受ける。

⑤　給油を受けた者は、当該給油所とその給油に要した費用及び支払方法について協議のうえ、速やかに支払うものとする。

⑥　県公用車の給油については、「公用車給油カード取扱要領」に定める手順によるほか、青森県石油商業協同組合と毎年度締結する「物品供給契約書」による。

６．緊急車両の指定を受けていない車両の場合

緊急車両の指定を受けていない車両を有する者が給油を受けようとする時は、４．緊急車両の指定③に基づき指定を受けた後、５．緊急車両への優先給油対策に準じて優先給油を受けることとする。

７．事前対応事項

①　緊急車両への優先給油対策の実施に当たって必要な情報については、県石商と予め情報共有を図っておく。

②　緊急車両が優先給油を受ける際に貼り付ける所定のステッカーは、大規模災害時に備え、緊急車両の指定者に予め配付しておく。

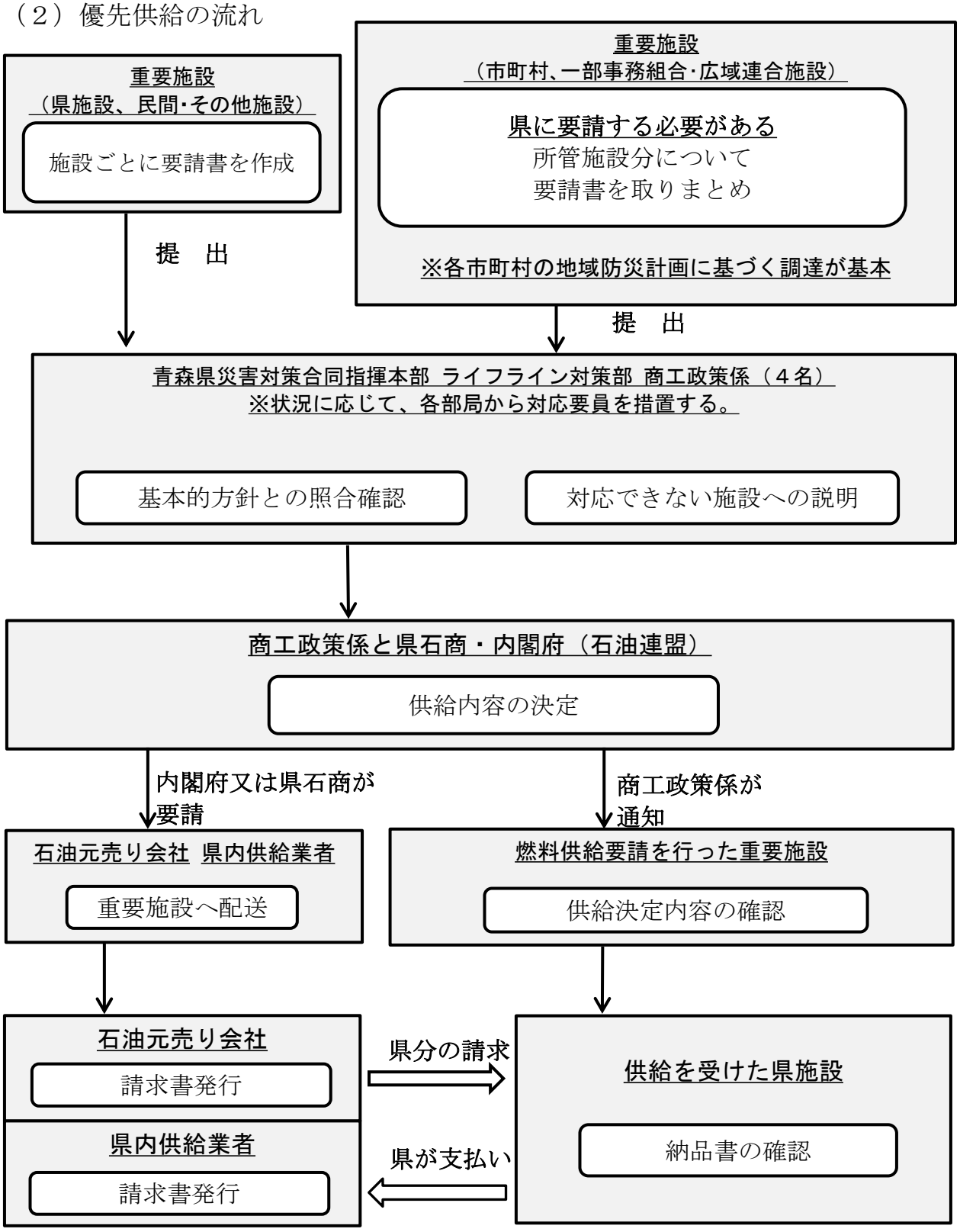
③　緊急車両の指定者は、災害発生時に緊急車両の使用者が所定のステッカーを円滑に使用できるよう努める。

重要施設への優先供給について

（１）経費負担

・　原則、供給を受けた者が負担することとする。

（２）優先供給の流れ



※市町村、一部事務組合･広域連合、民間施設の場合は、各々の手順で支払う。

緊急車両への優先給油について

（１）優先給油の開始日

① ２．緊急車両の定義③以外の緊急車両には、合同指揮本部等が石油燃料供給対策の実施を決定した時から優先給油を行う。

② ２．緊急車両の定義③の緊急車両には、概ね４日目以降から優先給油を行う。

（２）緊急車両の表示（赤色灯付の緊急車両を除く）

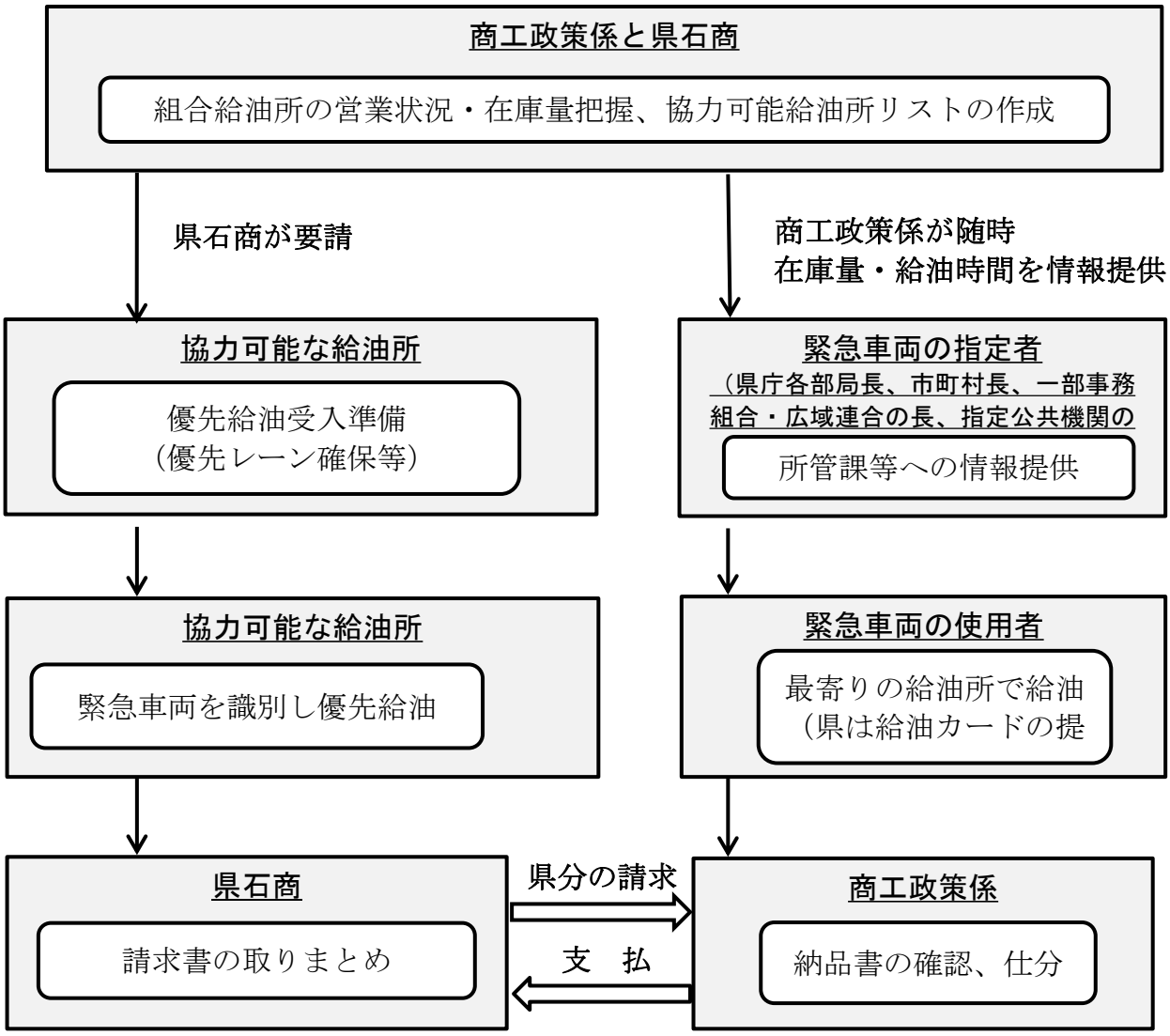
① ２．緊急車両の定義③以外の緊急車両は、「赤色」の所定のステッカーを貼付する。

② ２．緊急車両の定義③の緊急車両は、「黄色」の所定のステッカーを貼付する。

（３）経費負担

・ 原則、給油を受けた者が負担することとする。

（４）優先給油の手続き



※使用者が市町村、一部事務組合・広域連合、民間施設の場合は、各々の手順で支払う。

（様式１）　【要請経路】**民間施設及びその他の施設→** 商工政策係→ 県石商

＜要請先（商工政策係）＞

FAX番号	017-773-6921
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	shoko@pref.aomori.lg.jp
電話番号	017-734-9577

平成　　年　　月　　日

石油燃料供給斡旋要請書

１．要請する者の情報

施　設 の名称		(ふりがな) 担当者名	
住　所		電話番号	
		FAX番号	
平時供給者の名称			
平時供給者以外に要請を行った事業者名称			

２．要請内容

品目	数量（L）	用　途		
ガソリン		自家発電		その他（　　）
Ａ重油 Ｃ重油		自家発電	暖房	その他（　　）
灯油		自家発電	暖房	その他（　　）
軽油		自家発電	暖房	その他（　　）

３．決定内容

決定数量	供給予定日

商工政策係、青森県石油商業協同組合・商業組合記入欄

平成　　年　　月　　日
青森県災害対策合同指揮本部等決定

４．対応供給者の情報

事業者 の名称		(ふりがな) 担当者名	
住　所		電話番号	
		FAX番号	
		供給日時	平成　　年　　月　　日　　時

（様式２）　【要請経路】**市町村施設等→市町村等**→商工政策係→県石商

＜要請先（商工政策係）＞

FAX番号	017-773-6921
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	shoko@pref.aomori.lg.jp
電話番号	017-734-9577

平成　　年　　月　　日

石油燃料供給斡旋要請書

１．要請する者の情報

施　設 の名称		(ふりがな) 担当者名	
住　所		電話番号	
		FAX番号	
平時供給者の名称			
平時供給者以外に要請を行った事業者名称			

２．要請内容

品目	数量（L）	用　途		
ガソリン		自家発電		その他（　　）
Ａ重油 Ｃ重油		自家発電	暖房	その他（　　）
灯油		自家発電	暖房	その他（　　）
軽油		自家発電	暖房	その他（　　）

３．決定内容

決定数量	供給予定日

商工政策係、青森県石油商業協同組合・商業組合記入欄

平成　　年　　月　　日
青森県災害対策合同指揮本部等決定

４．対応供給者の情報

事業者 の名称		(ふりがな) 担当者名	
住　所		電話番号	
		FAX番号	
		供給日時	平成　　年　　月　　日　　時

（様式３）

【要請経路】**県施設** → 商工政策係 → 県石商

＜要請先（商工政策係）＞

FAX番号	017-773-6921
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	shoko@pref.aomori.lg.jp
電話番号	017-734-9577

平成　　年　　月　　日

石油燃料供給要請書

１．要請する者の情報

施　設 の名称		(ふりがな) 担当者名	
住　所		電話番号	
		FAX番号	
平時供給者の名称			
平時供給者以外に要請を行った事業者名称			

２．要請内容

品目	数量（L）	用　途		
ガソリン		自家発電		その他（　　）
Ａ重油 Ｃ重油		自家発電	暖房	その他（　　）
灯油		自家発電	暖房	その他（　　）
軽油		自家発電	暖房	その他（　　）

３．決定内容

決定数量	供給予定日

商工政策係、青森県石油商業協同組合・商業組合記入欄

平成　　年　　月　　日
青森県災害対策合同指揮本部等決定

４．対応供給者の情報

事業者 の名称		(ふりがな) 担当者名	
住　所		電話番号	
		FAX番号	
		供給日時	平成　　年　　月　　日　　時

資料４－２７－２
青森県大規模災害時石油燃料供給対策に係る指定重要施設

令和２年１月１日現在

１．石油連盟及び青森県石油商業組合の供給対象施設

NO	施設名称	用　　途
1	平川市役所本庁舎	暖房設備、空調用ボイラー、自家発電
2	平川市尾上総合支所	暖房設備、空調用ボイラー
3	平川市立小和森小学校	暖房設備
4	平川市立柏木小学校	暖房設備
5	平川市立平賀東小学校	暖房設備
6	平川市立葛川小中学校	暖房設備
7	平川市立金田小学校	暖房設備
8	平川市立猿賀小学校	暖房設備
9	平川市立平賀東中学校	暖房設備
10	平川市立平賀西中学校	暖房設備
11	平川市立尾上中学校	暖房設備
12	平川市立碇ヶ関中学校	暖房設備

２．青森県石油商業組合のみの供給対象施設

NO	施設名称	用　　途
1	平川市葛川支所	暖房設備
2	平川市碇ヶ関総合支所	暖房設備
3	平川市健康センター	暖房設備、空調用ボイラー
4	金屋配水場	自家発電
5	新屋配水場	自家発電
6	碇ヶ関浄化センター	自家発電
7	尾崎増圧ポンプ場	自家発電
8	グループホーム　あいのり	暖房設備
9	グループホーム　あすか	暖房設備
10	グループホーム　いずみ	暖房設備、空調用ボイラー
11	つがる三和会　おのえ	暖房設備
12	特別養護老人ホーム　おのえ荘	暖房設備
13	グループホーム　サンライフ三笠	暖房設備

14	グループホーム　サンライフ碇ヶ関	暖房設備
15	グループホーム　なごみ	暖房設備、空調用ボイラー
16	グループホーム　もみじの森	暖房設備
17	グループホーム　岩木望おのえ	暖房設備
18	特別養護老人ホーム　慶游荘	暖房設備
19	グループホーム　太陽の家	暖房設備
20	グループホーム　からたけ	暖房設備
21	避難所に指定されている施設 （石油連盟対象施設以外51施設）	暖房設備

資料４－２７－３
青森県大規模災害時石油燃料供給対策に係る緊急車両

令和３年１月１日現在

所属名	車名	油種
総務部総務課	トヨタハイエース	ガソリン
総務部総務課	ｱﾙﾌｧｰﾄﾞﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ	ガソリン
総務部総務課	トヨタノア	ガソリン
総務部総務課	ホンダインサイト	ガソリン
総務部総務課	ダイハツハイゼットカーゴ	ガソリン
総務部総務課	ホンダシャトル	ガソリン
総務部総務課	ニッサンエクストレイル	ガソリン
総務部総務課	ﾄﾖﾀｶﾛｰﾗﾌｨｰﾙﾀﾞｰ	ガソリン
総務部総務課	トヨタエスティマ	ガソリン
総務部管財課	イスズエルフ	軽油
総務部管財課	スズキエブリー	ガソリン
総務部管財課	スズキキャリー	ガソリン
総務部管財課	スバルサンバー	ガソリン
市民生活部市民課	トヨタタウンエースバン	ガソリン
市民生活部市民課	ダイハツデッキバン	ガソリン
市民生活部福祉課	スズキエブリー	ガソリン
市民生活部福祉課	スズキアルト	ガソリン
尾上総合支所市民生活課	トヨタハイエース(ﾄﾗｯｸ)	軽油
尾上総合支所市民生活課	ニッサンセレナ	ガソリン
碇ヶ関総合支所市民生活課	ホンダインサイト	ガソリン
碇ヶ関総合支所市民生活課	ｽｽﾞｷジムニー	ガソリン
碇ヶ関総合支所市民生活課	ニッサンセレナ	ガソリン
碇ヶ関総合支所市民生活課	ニッサンバネット	ガソリン
碇ヶ関診療所	日産マーチ	ガソリン
葛川支所	スバルフォレスター	ガソリン
葛川診療所	トヨタハイエース	ガソリン
経済部商工観光課	ニッサンセレナ	ガソリン
経済部農林課	スバルフォレスター	ガソリン
経済部農林課	ダイハツハイゼットカーゴ	ガソリン
経済部農林課	スズキエブリー	ガソリン
経済部農林課	ニッサンエクストレイル	ガソリン
経済部農林課	スズキジムニー	ガソリン
建設部建設課	トヨタヴァンガード	ガソリン
建設部建設課	三菱ファイター	軽油
建設部建設課	スバルサンバー	ガソリン

所属名	車名	油種
建設部建設課	三菱パジェロ	軽油
建設部建設課	トヨタ　カローラフィルダー	ガソリン
建設部建設課	ニッサンダットサントラック	軽油
建設部建設課	ミツビシキャンター	軽油
建設部建設課	ヒノレンジャー	ガソリン
建設部建設課	トヨタプリウス	ガソリン
建設部施設建築課	ニッサンADワゴン	ガソリン
建設部施設建築課	ニッサンエクストレイル	ガソリン
建設部上下水道課	ｽﾊﾞﾙﾚｶﾞｼｨｰ	ガソリン
建設部上下水道課	エクストレイル	ガソリン
建設部上下水道課	ニッサンバネット(1t車)	ガソリン
企画財政部税務課	スズキアルト	ガソリン
企画財政部税務課	スズキエブリー	ガソリン
企画財政部税務課	ダイハツミラ	ガソリン
健康福祉部高齢介護課	スズキアルト	ガソリン
健康福祉部高齢介護課	スズキワゴンアール	ガソリン
健康福祉部子育て健康課	スズキアルト	ガソリン
健康福祉部子育て健康課	スズキエブリー	ガソリン
健康福祉部子育て健康課	ダイハツミラ	ガソリン
教育委員会学校教育課	プリウスアルファ	ガソリン
教育委員会学校教育課	トヨタカローラツーリングワゴン	ガソリン
教育委員会生涯学習課	トヨタアルファードHV	ガソリン
教育委員会平賀公民館	スバルステラ	ガソリン
教育委員会スポーツ課	トヨタノア	ガソリン
教育委員会スポーツ課	イスズエルフ	軽油
教育委員会スポーツ課	ダイハツハイゼットトラック	ガソリン

資料４－３０－１

青森県消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

（対象災害）

第２条　この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

(1)　大規模な地震又は風水害等の自然災害

(2)　林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災

(3)　武力攻撃による災害

(4)　放射性物質、生物剤又は化学剤による災害

(5)　航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故

(6)　前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

（応援及び区域）

第３条　この協定に基づく消防の応援は、法第９条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

（地域ブロックの区分及び代表消防機関等）

第４条　この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

(1)　青森地域ブロック

青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、
下北地域広域行政事務組合消防本部管内

(2)　弘前地域ブロック

弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、
つがる市消防本部管内、鰺ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内

(3)　八戸地域ブロック

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部
管内、三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内

２　この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

(1)　代表消防機関

青森地域広域事務組合消防本部

(2)　代表消防機関代行

ア　弘前地区消防事務組合消防本部
イ　八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
(3)　地域ブロック代表消防機関
ア　青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部
イ　弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部
ウ　八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

（応援隊の登録）
第５条　各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

（報告及び連絡調整等）
第６条　第２条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

（応援要請）
第７条　この協定に基づく応援要請は、第２条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。
(1)　第１要請
同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請
(2)　第２要請
他地域ブロックの市町村等に対する応援要請
(3)　第３要請
県内全域の市町村等に対する応援要請

２　代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。
３　応援側の長は、第２条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第１項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。
４　前項の規定により応援を行おうとする応援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

（応援出動準備体制）
第８条　各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

（応援隊の派遣等）
第９条　応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

2　応援側の長は、第７条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。
3　代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。
4　県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。
5　応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

（先遣隊の派遣）
第 10 条　先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

（応援隊の指揮）
第 11 条　応援出動した応援隊は、法第４７条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

（指揮体制）
第 12 条　県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。
2　地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

（応援隊の引揚げ）
第 13 条　受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

（経費の負担）
第 14 条　応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。
(1)　受援側の負担
ア　現地における車両及び機械器具の燃料費
イ　宿泊費及び食糧費
ウ　化学消火薬剤等の資機材費
エ　現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等
ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。
(2)　応援側の負担
ア　車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
イ　車両及び機械器具の修理費
ウ　旅費及び出動手当等の人件費
エ　公務災害補償に要する経費

オ　受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

(3)　前２号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。

(4)　経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。

(5)　応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。

（他協定との関係）

第 15 条　この協定は、市町村等の長が、法第３９条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

（連絡会議）

第 16 条　協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　消防相互応援に関すること。

(2)　市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。

(3)　市町村等間の消防訓練に関すること。

(4)　警防技術に関すること。

(5)　消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。

(6)　その他必要な事項

（委任）

第 17 条　この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

（協定市町村等の変更に伴う取扱い）

第 18 条　市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

（疑義の協議）

第 19 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書４９通を作成し、記名押印の上、各１通を保有するものとする。

附　則

１　この協定は、平成２８年３月１日から施行する。

２　平成５年２月２５日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成２８年２月２９日付けもって廃止する。

資料４－３０－２

消防相互応援協定書

（目　的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第３９条第２項の規定に基づき、災害の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて、住民の安心、安全を図るため、市町村の消防の相互協力体制を確立し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（実施区域）

第２条　この協定の実施区域は、青森市、黒石市、五所川原市、十和田市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、中泊町、藤崎町、板柳町及び七戸町（以下「関係市町村」という。）とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定における災害の範囲は、火災、その他の災害及び救急・救助業務で応援活動を必要とするもの（以下「災害」という。）とする。

（応援の種別）

第４条　この協定による応援の種別は、次に掲げるとおりとする。

(1)　普通応援　関係市町村に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村長（一部事務組合（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８４条第１項に規定する一部事務組合をいう。）が事務（消防団に関する事務を含む。）を行う場合にあっては、当該一部事務組合の管理者。以下同じ。）の要請を待たずに出動する応援

(2)　特別応援　関係市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村長の要請に基づいて出動する応援

（応援要請の方法）

第５条　応援の要請は、災害発生地の市町村長から電話等の方法により、次の事項を明確にして応援側市町村長に対して行うものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生日時及び場所並びに災害の状況

(3)　要請人員、車両等の種別並びに資機材等の種別及び数量

(4)　応援隊の到着希望日時及び集結場所

(5)　その他の必要事項

２　普通応援で出動した場合、応援側市町村長は必要事項を速やかに受援側市町村長に通報するものとする。

（応援隊の派遣）

第６条　前条第一項の規定により応援要請を受けた市町村長は、管轄区域内の消防活動に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

２　応援側市町村長は、応援隊の派遣を決定したときは、出発時刻、出動人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量並びに到着予定時刻その他の必要事項を受援側市町村長に通報するものとする。

３　前条第一項の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに受援側市町村長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第７条　受援側市町村（一部事務組合が事務（消防団に関する事務を含む。）を行う場合にあっては、当該一部事務組合。以下同じ。）の消防長及び消防団長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

第８条　応援隊の指揮は、消防組織法第４７条の規定に基づき、受援側市町村の消防長又は消防団長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第９条　応援隊の長は、自隊の活動状況等について速やかに現場指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第10条　この協定に基づく応援に要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次の区分により負担するものとする。

(1)　車両等又は資機材等の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費用　応援側市町村

(2)　消防職（団）員の手当等に関する費用　応援側市町村

(3)　消防職（団）員の負傷、疾病又は死亡による災害補償等の費用　応援側市町村

(4)　消防職（団）員の重大な過失により第三者に与えた損害の賠償に関する費用　応援側市町村

(5)　消防職（団）員の出動又は帰路途上において発生した事故の損害賠償に関する費用　応援側市町村

(6)　前各号に該当しない費用　受援側市町村

２　前項の区分について疑義が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

（委　任）

第11条　この協定に定めるもののほか、必要な事項は、別途協議のうえ定める。

附　則

１　この協定は、平成１８年９月１日から施行する。

資料４－３０－３

災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援調整）

第２条　市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第４条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

２　県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

（応援要請事項）

第３条　被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

(1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

(2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその他供給に必要な資機材の提供並びにあっせん

(3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん

(4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん

(5) 災害応急活動に必要な職員の派遣

(6) 避難者の受入れ

(7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

（応急要請及び応援の実施）

第４条　被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 前条第２号から第４号までに掲げる物の品名、数量等

(3) 前条第５号に掲げる職員の職種別人員数

(4) 応援場所及び応援場所の経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2　県は、前項の要請を受けた場合には直地に応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。

3　前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

（自主応援）

第５条　各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第２項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2　前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　前２条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めががあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

イ　機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費

ロ　応援人員の手当等に関する経費

ハ　応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

ニ　応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費

ホ　応援人員の災害地への出動又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費　前号に定める経費以外の経費

2　被災市町村は、前号第２号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

（事務局の設置）

第７条　本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

（平時の取り組み）

第８条　県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 災害時に必要な物資の備蓄

(2) 定期的な訓練の実施

(3) その他必要と認める事項

（担当者及び備蓄状況の報告）

第９条　市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

２　事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

（協議事項）

第１０条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附　則

１　この協定は平成３０年１２月６日から施行する。

２　平成１８年９月２９日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書４１通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上各１通を所持する。

資料４－３０－４

青森県平川市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定

青森県平川市及び岩手県山田町（以下「協定自治体」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）の応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第１条　応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　応急措置等を行なうに当たって必要となる情報の収集及び提供

（２）　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（３）　被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

（４）　被災者を一時受入れるための施設の提供

（５）　救護及び応急復旧等に必要な職員の派遣

（６）　前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　災害の発生により応援を要請する被災自治体は、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により援助の要請ができるものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第２号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等

（３）　前条第５号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、職員の職種、人数及び業務内容

（４）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援活動の実施）

第３条　応援の要請を受けた協定自治体は、当該応援の要請に応じるものとする。ただし、被災自治体との連絡が取れない場合は、収集した情報に基づき第２条に掲げる応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として被災自治体が負担するものとし、これにより難い場合は、協定自治体が協議して定めるものとする。

（連絡体制等）
第５条　第３条の規定による応援の手続きを確実かつ円滑に行なうため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。
（１）青森県平川市総務部総務課長
（２）岩手県山田町総務課長
（災害対策連絡会議の設置）
第６条　協定自治体は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するもとする。
２　連絡会議は、必要に応じて開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するものとする。
３　協定自治体は、協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう地域防災計画その他参考となる資料を相互に提供するものとする。
（協議）
第７条　この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。
（適用期日）
第８条　この協定は、平成２４年６月２１日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、当事者押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２４年　６月２１日

青森県平川市柏木町藤山２５番地６

平川市長

岩手県下閉伊郡山田町八幡町３番２０号

山田町長

資料４－３０－５

青森県平川市と鹿児島県南九州市との間における
災害時等の相互応援に関する協定書

青森県平川市（以下「甲」という。）と鹿児島県南九州市（以下「乙」という。）は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害が発生した場合に、法第 67 条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
(2)　被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
(4)　ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
(5)　被災者を一時収容するための施設の提供
(6)　被災児童・生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
(7)　救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
(8)　ボランティアの斡旋
(9)　被災者に対する住宅の提供及び斡旋
(10)　前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援要請の手続）

第３条　甲及び乙は、応援を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式１）を提出するものとする。

(1)　被害の状況
(2)　前条第１号から第４号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
(3)　前条第５号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
(4)　前条第６号に掲げる一時受け入れに要する被災児童、生徒等の学年及び人員
(5)　前条第７号に掲げる職員の職種別人員
(6)　前条第８号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
(7)　応援を受ける場所及びその経路並びに期間
(8)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の実施）

第４条　甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

２　甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合は、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

（応援に要した経費の負担）

第５条　応援に要した経費の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

２　前条第２項に定める応援に要した経費の負担は、別途協議して定める。

３　派遣職員が公務執行中、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受ける市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

４　前３項の規定により難い場合には、別途協議して定める。

（情報等の交換）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（その他）

第８条　この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自１通を保有するものとする。

２　この協定の締結後、甲乙どちらか一方がこの協定を破棄しようとする場合は、相手方に対し、この協定を破棄しようとする日から起算して６か月前までに、文書をもってその旨を通知しなければならない。

附　則

この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

平成２４年　７月２１日

甲　青森県平川市柏木町藤山２５番地６
　　青森県平川市長

乙　鹿児島県南九州市知覧町郡６２０４番地
　　鹿児島県南九州市長

資料４－３０－６

水道災害相互応援協定

（相互応援）

第１条　市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保をはかるための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

（水道災害救援本部）

第２条　前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

２　救援本部は、青森県環境保健部生活衛生課内に置く。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第３条　救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

２　救援本部長は、青森県環境保健部長とする。

３　救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

⑴　青森県環境保健部生活衛生課長

⑵　青森市水道事業管理者

⑶　弘前市水道部長

⑷　八戸圏域水道企業団企業長

第４条　救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

２　救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

（応援隊の派遣要請）

第５条　被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

⑴　災害発生の場所及び状況

⑵　必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数

⑶　応援隊及び機械器具等を受領する場所

⑷　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第６条　救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

２　前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援体制をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

３　前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出動人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第７条　応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

⑴　応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。

⑵　応援資料の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。

⑶　工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当っては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

（事務局）

第８条　救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

２　事務局に、事務局長その他の職員を置き、青森県環境保健部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。

３　事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

（この協定に定めるもののほか必要な事項）

第９条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

附 則

この協定は、昭和４４年４月１日から施行する。

附 則

この協定は、昭和５７年９月１日から施行する。

資料４－３０－７

災害復旧時の協力に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに平川市地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が堅密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第２条　甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

２　乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第３条　災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

２　連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第４条　災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

２　前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第５条　なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第６条　災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第７条　乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

（損害賠償）

第８条　乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

（災害訓練時の協力）

第９条　乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第６条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

２　前項の資材置場等の利用にあたっては、前２条の規定を準用する。

（連絡責任者）

第１０条　本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

２　連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第１１条　本協定の履行にあたり疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第１２条　本協定の有効期間は、平成23年4月1日より平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の３０日間までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２３年　４月２６日

甲　青森県平川市柏木町藤山25番地6
平川市長　　大川　喜代治　印

乙　青森県青森市橋本２丁目１番６号
東日本電信電話株式会社青森支店
支店長　　上西　祐司　　印

資料４－３０－８

災害時における応急対策業務の協力に関する協定

平川市（以下「甲」という。）と平川市建設協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び平川市地域防災計画に基づき、平川市内において災害が発生し、又はその恐れがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う応急対策業務を迅速かつ的確に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）　「災害」とは、災害対策基本法第2条第1項に定める災害をいう。

（2）　「応急対策業務」とは、道路、河川等の公共土木施設及び公共的農業用施設の機能確保及び回復のため、障害物及び施設の応急復旧に係る業務をいう。

（協力要請）

第3条　甲は、平川市地域防災計画に基づき、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

2　乙は、甲から協力要請があったとき、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

（応急対策業務の実施）

第4条　乙は、応急対策業務を実施する際は、甲が指定する現場責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現場責任者の指導を受けられないときは、この限りではない。

（報告）

第5条　乙は、応急対策業務を完了したときは、書面により速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条　応急対策業務のために要する費用は、甲が負担するものとする。

（実施細目）

第7条　この協定に定めるもののほか、実施に関し必要な細目は別に定める。

（協議）

第8条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定期間と更新）

第9条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年　3月31日までとし有効期間満了の1箇月前までに甲及び乙から何らの意思表示がないときは同一内容をもって更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月17日

甲　　青森県平川市柏木町藤山25番地6

平 川 市 長

乙　　青森県平川市新館藤山135番地

平川市建設協会
会　　長

資料４－３０－９

災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

災害時における燃料等（ガソリン、軽油、オイル、混合油、灯油及び重油をいう。以下同じ。）の供給協力に関し、平川市（以下「甲」という。）と青森県石油商業組合南黒支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び平川市地域防災計画に基づき、平川市内において災害が発生し、又はその恐れがある場合に、災害応急対策業務に必要な燃料等を市内燃料等販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策業務を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、庁舎施設等及び応急対策用資器材の燃料等が必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。

２　甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の供給を依頼する場合は車両台数を明らかにして口頭で行うものとし、乙は給油所の安全点検に努めるとともに、これに協力するものとする。

３　甲は、乙に庁舎施設等又は応急対策用資器材の燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書（様式第１号）により品目、数量、納入時期、納入場所その他必要事項を明らかにして行うものとし、乙は、甲の指定する場所へ燃料等を納入するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日燃料等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

（費用負担）

第３条　甲は、前条による乙の供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。この場合の燃料等の価格は、災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第４条　乙は、燃料等の供給及び納入が完了したときは、前条の価格による燃料等代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して３０日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

（災害補償）

第５条　甲は、甲の協力依頼に基づいて第２条に規定する業務に従事した者についてその者の責に帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病等

にかかり、又は死亡した場合には、速やかに事故報告書（様式第２号）の提出を受け、その都度、甲乙協議の上誠意をもって対処するものとする。

（連絡責任者）

第６条　本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

２　連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第７条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間と更新）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとし、有効期間満了の１箇月前までに甲及び乙から何らかの意思表示がないときは、同一内容をもって更に１年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年１０月３１日

甲　　青森県平川市柏木町藤山２５番地６

平川市長　大　川　　喜　代　治

乙　　青森県平川市本町北柳田１３番地１

青森県石油商業組合南黒支部

支 部 長　成　　田　　達　　也

資料４－３０－１１

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と青森県建設機械リース業協会弘前支部（以下「乙」という。）は、災害時における乙の保有するレンタル機材（以下「レンタル機材」という。）の甲への提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、平川市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材の提供に関し乙の甲に対する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　乙は、災害時において、甲から要請があったときは、レンタル機材の優先的な提供及び運搬による協力を行うものとする。

２　甲が乙に提供を要請するレンタル機材は、おおむね別表に掲げるもので、災害時において乙が提供可能なものとする。

３　乙は、前項の協力に的確に対応するため、レンタル機材の供給可能な体制を保持するものとする。

４　乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（要請の手続き）

第３条　甲は、前条の要請を行うときは、災害時におけるレンタル機材提供要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（引き渡し）

第４条　レンタル機材の引き渡し場所は、甲乙が協議し決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、当該レンタル機材を確認の上、引き渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、レンタル機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとする。この場合において、甲が負担する費用の額は、災害発生直前時における料金を基準とした額とする。

（期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の１ケ月前までに、甲乙いずれからも何ら

の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は更新されるものとし、以降もまた同様とする。

（協議）

第７条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２４年　１月１９日

甲　青森県平川市柏木町藤山２５番地６
平　川　市
市　長　大　川　　喜　代　治

乙　青森県平川市新山柳田９１番地１
株式会社カナモト弘前営業所内
青森県建設機械リース業協会弘前支部
支部長　須　藤　　廣　光

資料４－３０－１２

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、平川市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　平川市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき

二　平川市災害対策本部が設置されたとき

三　その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること

三　その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第５条　乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第６条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協　議）

第７条　本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は２通作成し、甲及び乙が各１通を保有する。

平成２４年　２月１７日

甲　仙台市青葉区二日町９番１５号
国土交通省　東北地方整備局長　　徳山　日出男

乙　平川市柏木町藤山２５番地６
平川市長　　大川　喜代治

資料４－３０－１３

災害時における物資供給に関する協定書

青森県平川市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、被害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次にあげるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（１）別表に掲げる物資

（２）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）
第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）
第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。
（有効期間）
第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年　3月２８日

甲　青森県平川市柏木町藤山２５番地６
平　川　市
市　長　大　川　　喜　代　治

乙　新潟市南区清水４５０１番地１
ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
理事長　捧　　賢　一

資料４－３０－１４

災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに平川市地域防災計画に基づく災害復旧時における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が堅密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第２条　甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するよう努めるものとする。

２　乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第３条　災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

２　連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第４条　災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティドコモグループ（以下ドコモグループ）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するよう努めるものとする。

２　前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第５条　なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第６条　災害時において、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第７条　乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

（損害賠償）

第８条　乙を含むドコモグループが、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

（災害訓練時の協力）

第９条　乙を含むドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第６条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

２　前項の資材置場等の利用にあたっては、前２条の規定を準用する。

（連絡責任者）

第１０条　本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

２　連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第１１条　本協定の履行にあたり疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第１２条　本協定の有効期間は、協定締結の翌日から１年間継続とする。ただし、期間満了の３０日間までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に１年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年　３月２９日

甲　青森県平川市柏木町藤山25番地6
平川市　市長　大川　喜代治　　印

乙　青森県青森市中央３丁目１９番１号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
東北支社青森支店　支店長　吉澤　啓介　　印

資料４－３０－１５

災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

平川市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　　旨）

第１条　この協定は、平川市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達において、乙が協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要　　請）

第２条　甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

３　石油備蓄法第３３条第３項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

（手　　続）

第３条　甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（１）要請の理由

（２）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量

（３）調達を必要とする日時及び場所

（４）その他必要な事項

２　乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

３　乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

（費用負担）

第４条　乙又は乙に加盟する会員が第２条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車料使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

２　前項に適用する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（報　　告）

第５条　乙又は乙に加盟する会員は、第２条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

（１）調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量

（２）調達を実施した日時及び場所

（３）その他必要な事項

（事故報告）

第６条　乙又は乙に加盟する会員は、第２条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

（情報収集　報告及び周知）

第７条　甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第２条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

２　乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

３　甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

（連絡窓口）

第８条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては、平川市総務課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

（協　　議）

第９条　この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２６年５月２日

甲　平川市柏木町藤山２５番地６
平川市長　　長尾忠行

乙　青森市本町二丁目４番１０号
一般社団法人青森県エルピーガス協会
会　　長　　黒澤吉典

資料５－２－１

八甲田山火山防災協議会規約

（目　的）

第１条　八甲田山火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、八甲田山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、青森県、青森市及び十和田市が共同で設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）八甲田山に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項

（２）青森県の県防災会議が法第５条第２項の規定により同条第１項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

（３）青森市及び十和田市の市防災会議が法第６条第３項の規定により同条第１項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

（４）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

（協議会の組織）

第３条　協議会は、別表１に掲げる者で構成する。

２　協議会に、会長及び副会長を置く。

３　会長は、青森県知事ももって充てる。

４　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

５　副会長は、青森県危機管理局長とする。

６　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（コアグループ会議）

第４条　協議会の下に、コアグループ会議を置き、別表２に掲げる者で構成する。

２　コアグループ会議は、協議会の会議に付すべき事項をあらかじめ検討するほか、会長の支持する事項を処理する。

３　コアグループ会議に、幹事長を置く。

４　幹事長は、青森県危機管理局防災危機管理課長をもって充てる。

５　幹事長は、コアグループ会議を代表し、その会務を総理する。

（協議会の開催）
第５条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議の議決方法は出席した委員の過半数の同意をもって決する。
３　委員は、会議への出席が困難であるときは、委員の指名した職員を代理出席させることができる。
４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、協議会へ資料を提出又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
５　会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

（準用）
第６条　前条の規定は、コアグループ会議に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と、それぞれ読み替えるものとする。

（専決処分）
第７条　会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について、副会長の合意を得て、専決処分することができる。
（１）協議会を招集するいとまがないとき。
（２）軽微な事項について協議するとき。
２　会長は、前項の専決処分をしたときは、速やかに委員に報告しなければならない。

（事務局）
第８条　協議会及びコアグループ会議の事務処理のため、事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

（委任）
第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
１　この規約は、平成２８年４月１日から施行する。
２　八甲田火山防災協議会規約（平成２７年７月１６日策定）は、廃止する。
３　この規約は、平成３１年４月１日から施行する。

（別表１）八甲田山火山防災協議会　委員名簿

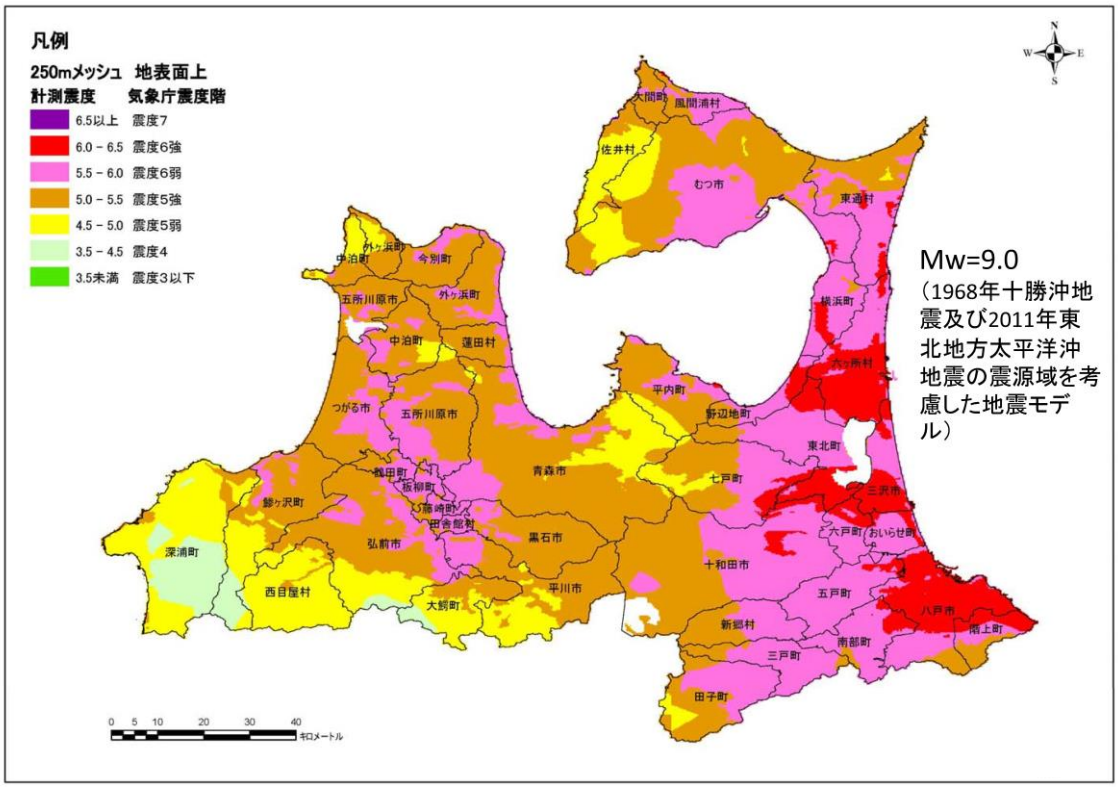
区　分 （法第４条第２項中該当する号）	所属	職名	備　考
都道府県 （第１号）	青森県	知事	会長
市町村 （第１号）	青森市	市長	
	十和田市	市長	
地方気象台等 （第２号）	仙台管区気象台	台長	
	青森地方気象台	台長	
地方整備局 （第３号）	東北地方整備局	局長	
陸上自衛隊 （第４号）	陸上自衛隊第９師団	師団長	
警察（第５号）	青森県警察本部	本部長	
消防 （第６号）	青森地域広域事務組合消防本部	消防長	
	弘前地区消防事務組合消防本部	消防長	
	十和田地域広域事務組合消防本部	消防長	
火山専門家 （第７号）	東北大学大学院理学研究科	教授	
	弘前大学理工学部	教授	
	弘前大学理工学部	講師	
	秋田大学国際資源学部	教授	
その他 （第８号）	東北森林管理局青森森林管理署	署長	
	東北森林管理局三八上北森林管理署	署長	
	国土地理院東北地方測量部	部長	
	環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	所長	
	青森県危機管理局	局長	副会長
	青森県農林水産部	部長	
	青森県県土整備部	部長	
	青森県観光国際戦略局	局長	
	黒石市	市長	
	平川市	市長	

１－９－１　震度分布図

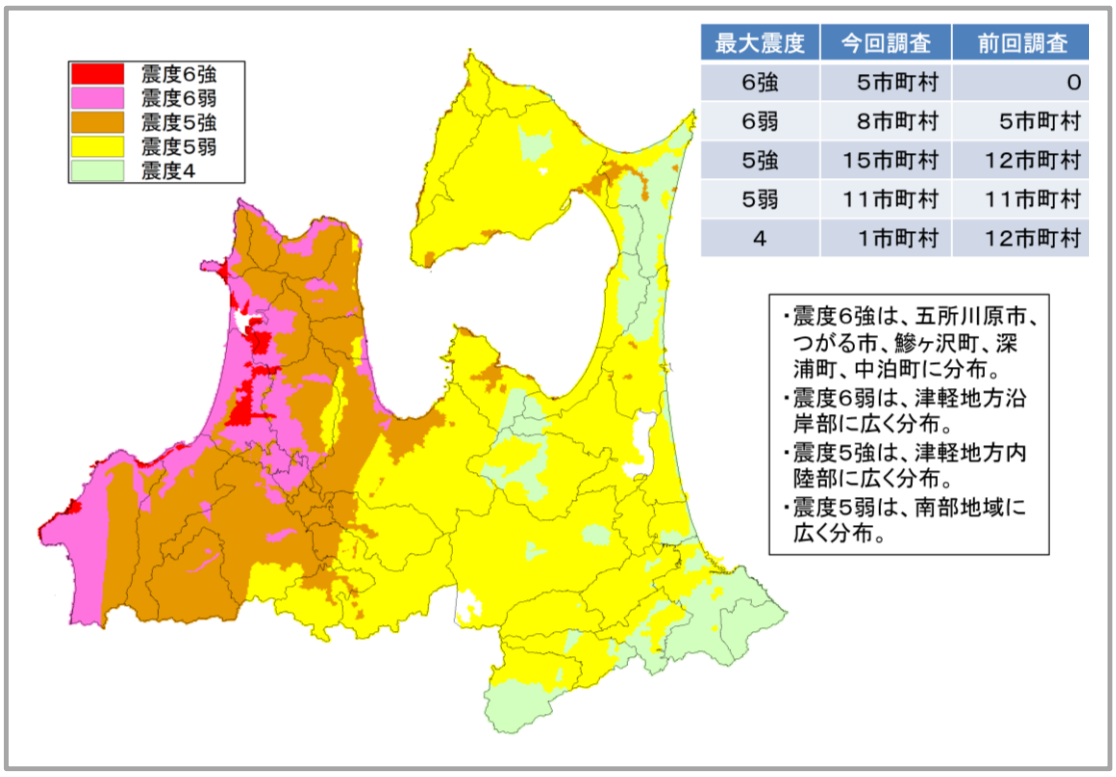
震度分布図

地震の揺れの強さ（震度）

①太平洋側海溝型地震

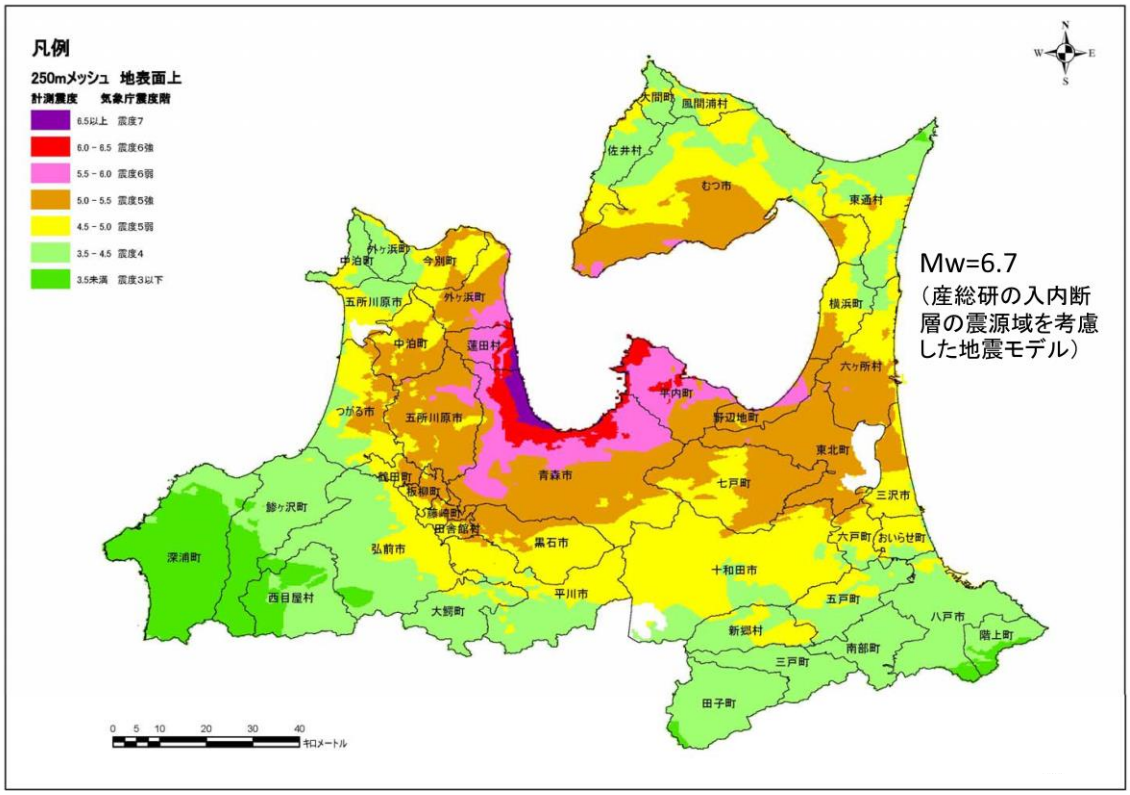


②日本海側海溝型地震

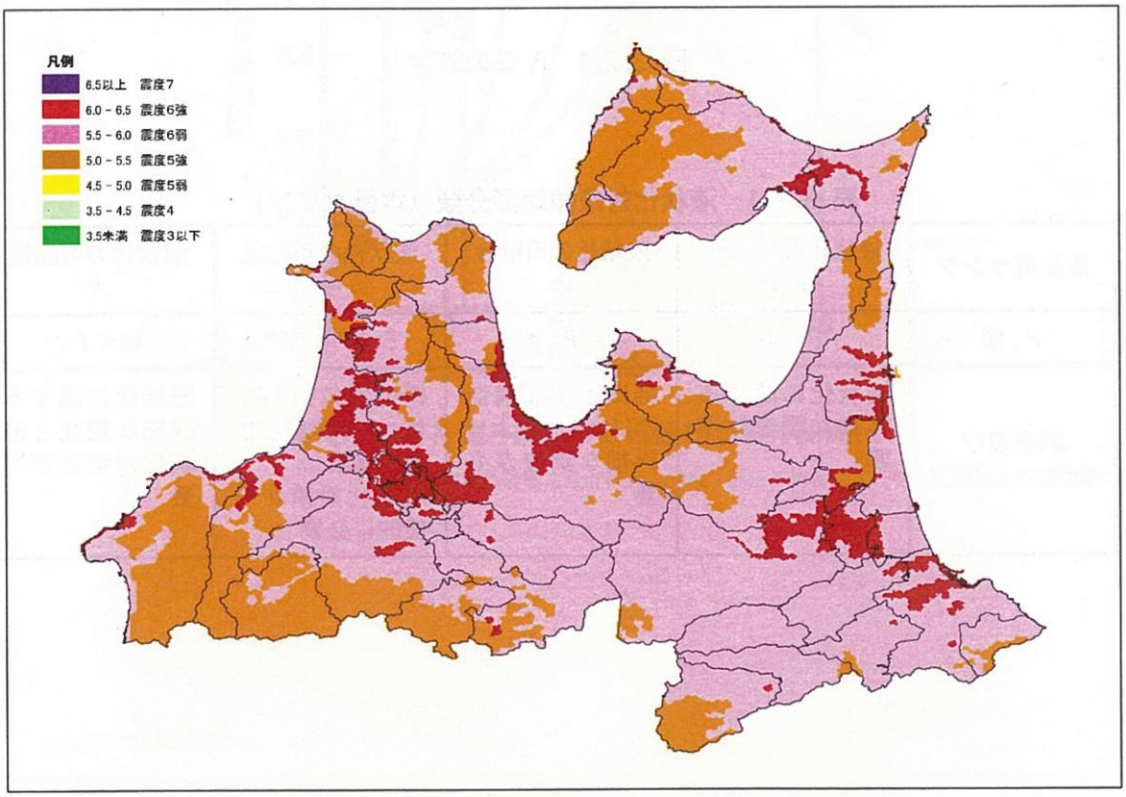


最大震度	今回調査	前回調査
6強	5市町村	0
6弱	8市町村	5市町村
5強	15市町村	12市町村
5弱	11市町村	11市町村
4	1市町村	12市町村

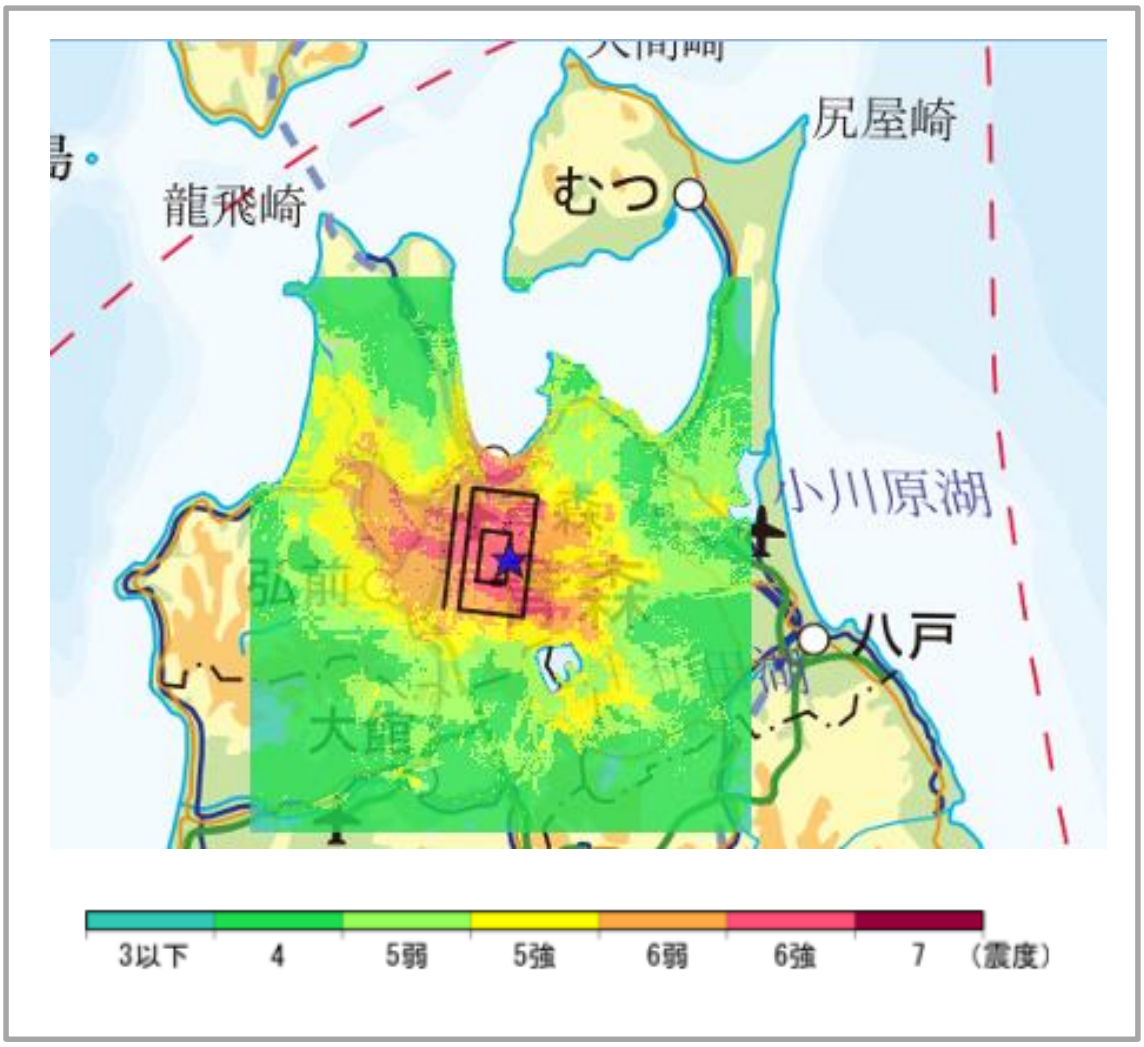
③内陸直下型地震



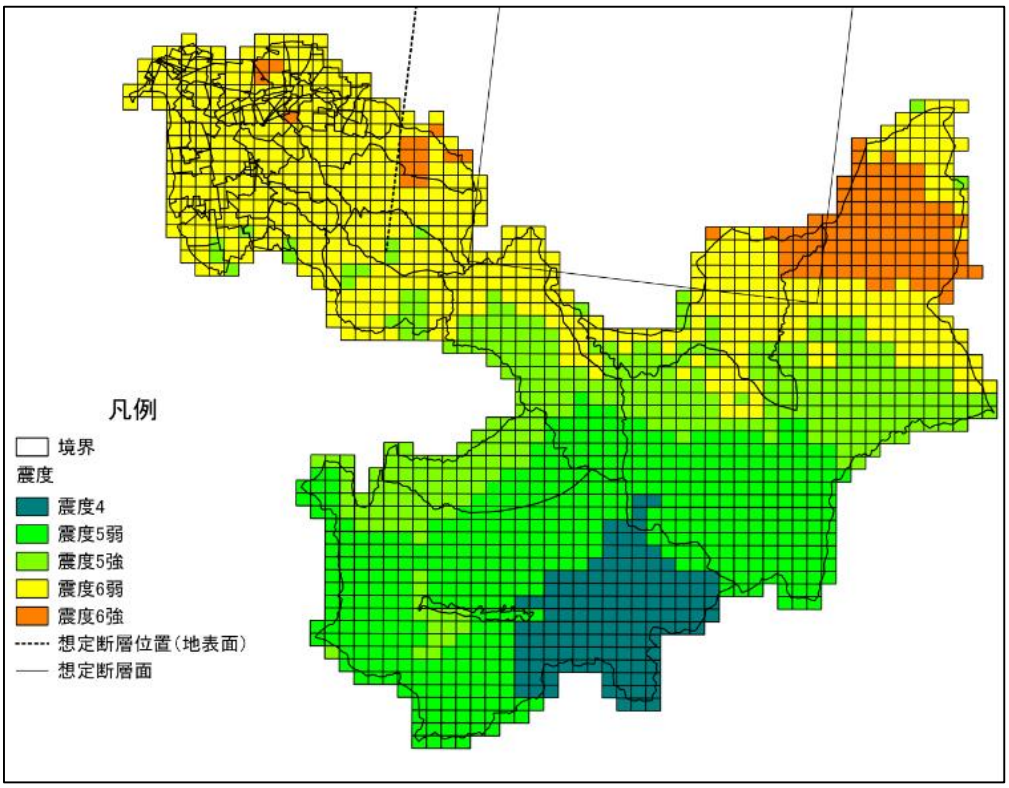
④どこにでも起こりうる直下型地震



⑤津軽山地西縁断層帯南部



⑥津軽山地西縁断層帯南部（平川市のみ）　※新規追加



（引用文献）

平成２５年度青森県地震・津波被害想定調査（①・②・④）

平成２７年度青森県地震・津波被害想定調査（日本海側海溝型地震）（③）

防災科学技術研究所　地震ハザードステーション（⑤）

※⑥は⑤（250m メッシュ）を平川市に着目し拡大したものであり、その際に 500mメッシュに変換している。そのため、震度は 250m メッシュの平均値としている。（弘前大学大学院理工学研究科 片岡 俊一教授　作成）

１－９－２　津軽山地西縁断層帯について

津軽山地西縁断層帯の概要について、平成１６年４月１４日地震調査研究推進本部地震調査委員会「津軽山地西縁断層帯の評価」では以下のとおりである。

１．断層帯の位置及び形態

津軽山地西縁断層帯は、青森県五所川原（ごしょがわら）市から南津軽郡浪岡（なみおか）町に至る津軽山地西縁断層帯北部と、青森市西部から南津軽郡平賀（ひらか）町に至る津軽山地西縁断層帯南部からなる。

津軽山地西縁断層帯北部は長さが約 16km で、北北西－南南東方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層である可能性があり、大平（おおたい）断層、山越（やまこし）断層、飯詰（いいづめ）断層などの西側隆起の副次的な断層が伴われている。（図１、２）

津軽山地西縁断層帯南部は長さが約 23km で、南北方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層である可能性がある。（図１、２）

２．断層帯の過去の活動

（１）津軽山地西縁断層帯北部

最新活動時期は 1766 年（明和３年）の地震であった可能性がある。平均的な上下方向のずれの速度は 0.2m－0.3m／千年程度であったと推定される。（図３）

（２）津軽山地西縁断層帯南部

最新活動時期は 1766 年（明和３年）の地震であった可能性がある。しかし、信頼できる過去の活動に関する資料が乏しく、活動履歴については明らかにされていない。（図３）

３．断層帯の将来の活動

（１）津軽山地西縁断層帯北部

全体が１つの区間として活動した場合、マグニチュード 6.8－7.3 程度の地震が発生する可能性があり、その時、断層の近傍の地表面では東側が西側に対して相対的に１－３ｍ程度高まる段差や撓（たわ）みが生ずる可能性がある。最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確立は不明である。

（２）津軽山地西縁断層帯南部

津軽山地西縁断層帯南部は、全体が１つの区間として活動した場合、マグニチュード 7.1－7.3 程度の地震が発生する可能性があり、その時、断層の近傍の地表面では東側が西側に対して相対的に２－３ｍ程度高まる段差や撓（たわ）みが生ずる可能性がある。最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確立は不明である。

なお、津軽山地西縁断層帯南部に係る被害想定について、弘前大学大学院理工学研究科 教授片岡俊一氏による独自試算では、以下のとおりである。

（被害想定算定の基本方針）

・地震動は地震調査研究推進本部（文部科学省）が公表するデータを利用
・被害の予測手法及び予測式は、青森県地震・津波被害想定検討委員会が使用したものを準用
・揺れによる建物被害及びそれに伴う人的被害のみを算定
・使用データは全てオープンデータ
・平川市の範囲と人口メッシュとの対応は総務省統計局で示すデータによる。

（建物被害の算定方法）

・建物は全て木造と仮定
・建物の建築年代については、平川市耐震改修促進計画（平成２８年３月公表）で示す耐震化率に基づき、２区分に整理

（人的被害の算定方法）

・人口等は平成２７年国勢調査結果を使用
・死者、負傷者数は、小数点以下も含めたメッシュ単位の総和で求める。

（被害想定の試算結果）

建物被害　全壊４０棟　半壊４６０棟
人的被害　死者数名（５名未満）　負傷者８０名

家屋被害算定図（参考）

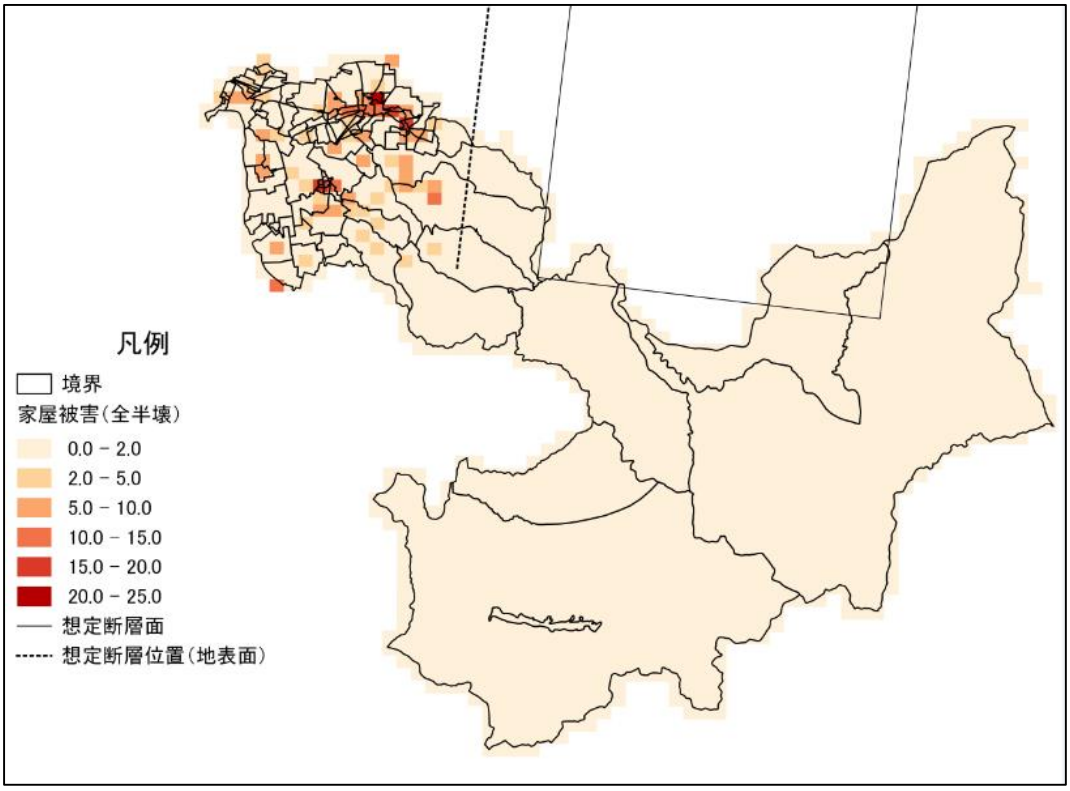


図１　津軽山地西縁断層帯の概略位置図

（長方形は図２の範囲）

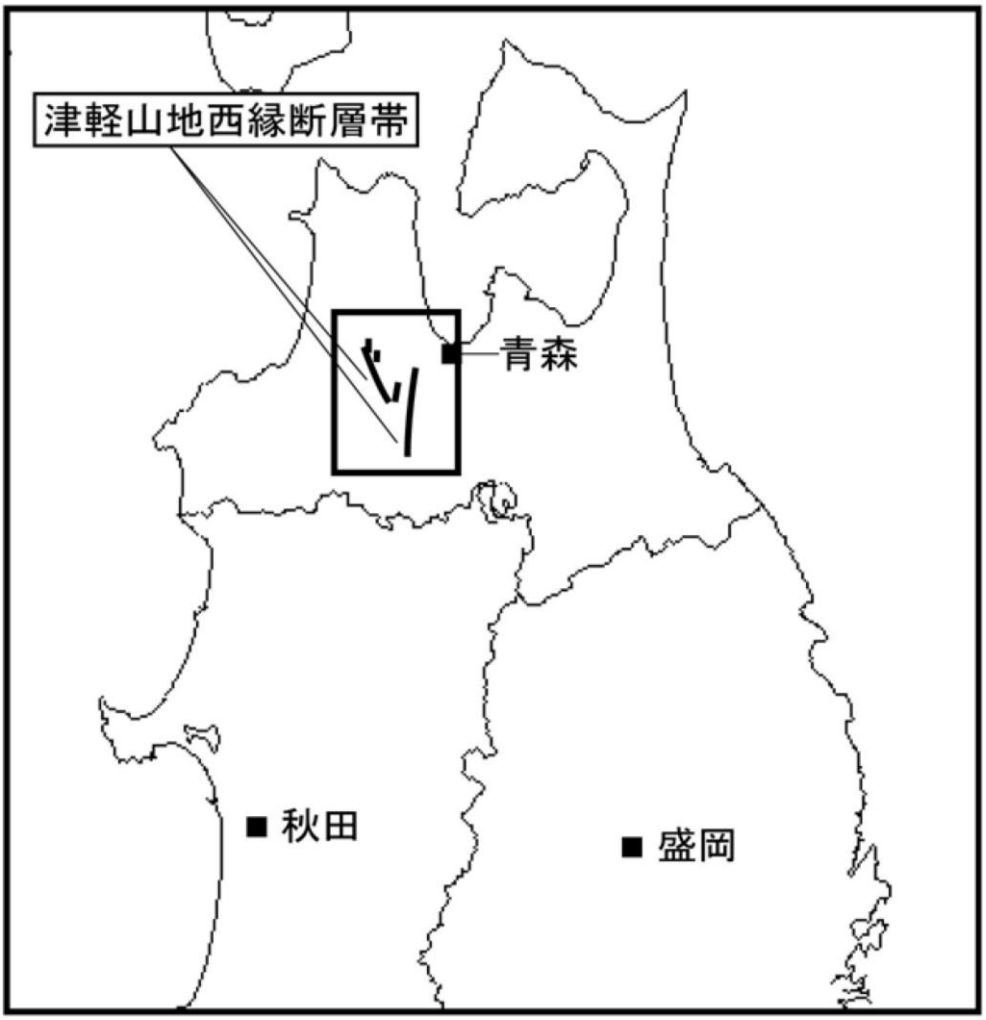
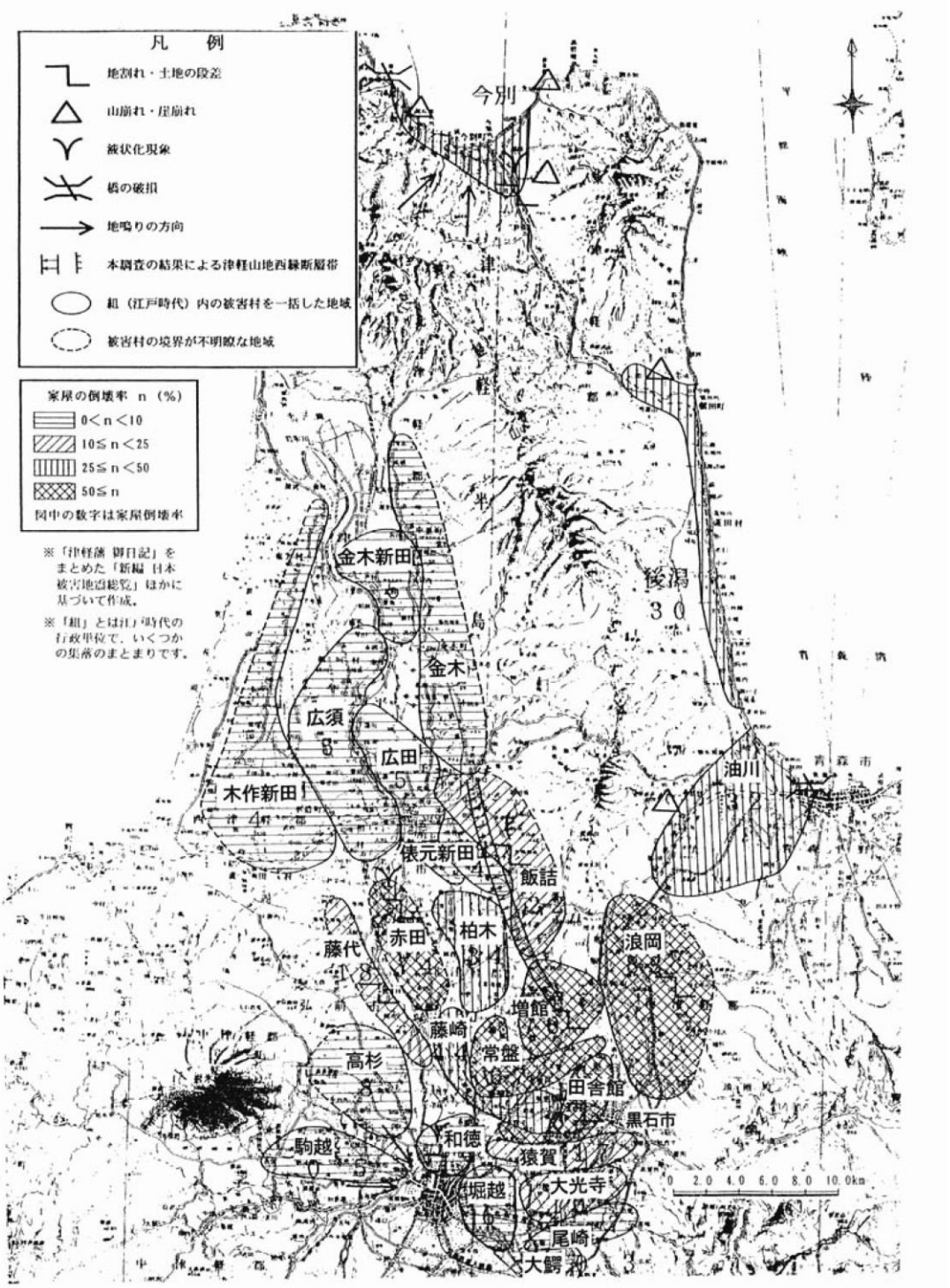


図２　津軽山地西縁断層帯の活断層位置



図３　１７６６年の地震の被害分布図

（青森県総務部消防防災課【1997】に一部加筆）



資料４－３０－１６

平川市防災行政無線遠隔制御装置等の設置に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と弘前地区消防事務組合（以下「乙」という。）は平川市防災行政無線について有効かつ適正な利用が行えるよう、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が相互に協力して、災害及び火災情報等を住民及び防災関係機関に対し、速やかに伝達し、災害等の未然防止、迅速な初動体制の確立を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（設備の設置）

第２条　甲は、平川消防署及び平川消防署碇ヶ関分署に平川市防災行政無線遠隔制御装置等（以下「設備」という。）を設置する。

（管理の基準）

第３条　設備の維持管理は、甲が行う。

２　維持管理に要する経費については、甲が負担する。ただし、電気料及び、乙の行為又は使用により生じた損害に係る費用で、甲の責めに帰すべき事由でないことが明らかな場合は、乙の負担とする。

３　乙は関係法令及び協定の定めるところに従い、設備を使用しなければならない。

（協議事項）

第４条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成２７年　４月２７日

甲　　青森県平川市柏木町藤山２５番地６
　　平川市長　長　尾　忠　行

乙　　弘前市大字本町２番地１

　　弘前地区消防事務組合
　　管理者　葛　西　憲　之

資料４－３０－１７

福祉避難所の確保に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と特別養護老人ホーム 緑青園ほか 38 施設（以下「乙」という。）は、平川市内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、要援護者を福祉避難所に受け入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第２条　甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は別表のとおりとする。

（要援護者の受入等）

第３条　甲は、要援護者があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者の受入れを要請するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受入れの可否を速やかに判断し、受入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

３　乙は、前項の判断をするに当たり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）を一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

４　乙は、要援護者の受入れに当たり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

５　乙は、第１項の要請がない場合において、避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）を乙の判断により別表に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第１項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受入期間）

第４条　前条第１項の要請に基づく要援護者の受入期間は、受入れの日から起算して７日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、７日以内で延長することができるものとし、更に受入期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（物資の提供等）

第５条　乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（費用の負担）

第６条　甲は、乙に対し、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（秘密の保持）
第８条　乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。
（個人情報の保護）
第９条　乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。
（甲の解除権）
第１０条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。
(1)　受け入れた要援護者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
(2)　乙が福祉避難所を維持することができないと認められるとき。
（有効期間）
第１１条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２６年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。
２　乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により甲に通知するものとする。
（その他）
第１２条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年３月２６日

（甲）平川市柏木町藤山２５－６
平川市長

（乙）平川市沖館和田 84
特別養護老人ホーム 緑青園
他３８施設

資料４－３０－１８

災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

平川市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県解体工事業協会津軽支部（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び平川市地域防災計画に基づき、平川市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　「災害」とは、災害対策基本法第２条第１号に定める災害をいう。

⑵　「建築物等」とは、住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。

⑶　「解体撤去」とは、建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。

⑷　「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第３条　解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

⑴　応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体

⑵　被害者の救出を目的とした建築物等の解体

⑶　前２号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去

⑷　前３号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第４条　甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（解体撤去の実施）

第５条　乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものする。

２　乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

３　甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。

４　甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報告）

第６条　乙は、前条第１項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第７条　解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）
第８条　第４条の規定による協力要請により解体撤去に従事した者が、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）その他の法令の定めるところによる。

（防災訓練等）
第９条　甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

（実施細目）
第 10 条　この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協議）
第 11 条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、有効期間満了の１か月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から１年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書を２通作成し、甲乙署名の上、各自その１通を保有する。

平成２９年８月１７日

甲　　平川市柏木町藤山２５番地６

平川市長　長尾　忠行

乙　　南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田３５番地

一般社団法人　青森県解体工事業協会津軽支部

支 部 長　　工藤　昭義

資料４－３０－１９

公共土木施設パトロールに関する覚書

平川市（以下「甲」という。）と平川市建設協会（以下「乙」という。）は、公共土木施設パトロールに関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設の機能確保及び回復のため、乙の協力を得て行う公共土木施設パトロール（以下「パトロール」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（パトロール内容）

第２条　乙は、通常の業務中に確認できる範囲内においてパトロールを実施し、次のことについて把握に努めるものとする。

（１） 道路の陥没や倒木等、道路の通行に支障を及ぼすもの。

（２） 河川の堤防や護岸の損傷等、河川の機能に支障を及ぼすもの。

（３） その他、公共土木施設において、市民に危険が及ぶと思われるもの。

２　乙は、平川市内において災害が発生し、又はその恐れがある場合、甲の要請により、災害時パトロールを実施するものとする。

（担当区間）

第３条　乙は、パトロールを円滑に実施するため、甲と協議の上、加入する建設業者の担当区間又は地域をあらかじめ定めるものとする。ただし、災害の状況その他の理由により止むを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができるものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条各項によるパトロールを実施したときは、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

（応急対策要請）

第５条　甲は、前条による報告を受け早急な対策が必要であると認められるときは、平成２３年１０月１７日締結の「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、乙に対し応急対策業務の協力を要請するものとする。

（費用負担）

第６条　パトロールのために要する費用は、乙が負担するものとする。

（第三者に対する損害）

第７条　乙が、パトロールの実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任において賠償をするものとする。

（災害補償）

第８条　この覚書に基づいてパトロールに従事した者（以下「従事者」という。）が、そのパトロールにおいて負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（協議）

第９条　この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成３０年３月３１日までとし、有効期間満了の１箇月前までに甲及び乙から何ら意思表示がないときは同一内容をもってさらに１年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２９年　９月　７日

甲　　青森県平川市柏木町藤山２５番地６

平川市長　長尾　忠行

乙　　青森県平川市新館藤山１３５番地

平川市建設協会
会　長　乗田　伸一

資料４－３０－２０

災害に係る情報発信等に関する協定

青森県平川市（以下「平川市」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、平川市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、平川市が平川市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ平川市の行政機能の低下を軽減させるため、平川市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、平川市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、平川市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、平川市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 平川市が、平川市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 平川市が、平川市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 平川市が、災害発生時の平川市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 平川市が、平川市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) 平川市が、平川市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 平川市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、平川市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく平川市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの

とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、平川市から提供を受ける情報について、平川市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、平川市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、平川市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、平川市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2019 年 6 月 28 日

平川市：青森県平川市柏木町藤山２５番地６

青森県平川市長　長尾　忠行

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健　太　郎

資料４－３０－２１

災害時における飲料の確保に関する協定

青森県平川市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、平川市における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めるものとする。

（飲料水の確保）

第２条　甲は、災害時等における応急対策のため緊急に飲料を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第３条　甲は、前条の要請をする場合は、「救援物資供給要望書」（様式第１号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において救援物資供給要望書を提出するものとする。

（飲料水の運搬及び納入）

第４条　飲料の納入場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、納入場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。

２　甲は当該場所において、乙の提供する「飲料受領書」（様式第２号）により数量等を確認の上、納品書とともに飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第５条　乙が甲に供給した飲料の代金及び運搬等に要した費用等、甲が必要と認めるその他の経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

２　代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）
第６条　乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

（情報交換及び提供）
第７条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、平川市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者等）
第８条　甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。
２　甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（確認書の提出）
第９条　乙は、この協定締結の後、毎年４月１日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等を記した「確認書」（様式第３号）を甲に提出するものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和３年３月３１日までとする。
２　前項の有効期間満了の日の１箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合が、当該有効期間はさらに１年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年３月３０日

甲　青森県平川市柏木町藤山２５番地６

平川市長　長　尾　忠　行

乙　岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第１地割２７９番地

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長　谷　村　広　和

資料４－３０－２２

大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と平川市（以下「乙」という。）は、県内で大規模かつ 広域的な災害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地域を支援する活動に従事する自衛隊、消防、警察等の支援部隊のための活動拠点、国からの支援物資や協定等による流通備蓄等の支援物資を効率的に受け入れ、被災地域へ輸送するための一次物資拠点等の防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保及び使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲の管轄地域内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の施設を広域防災拠点として使用するときに、その適正かつ円滑な運営を期するために必要な事項を定めるものとする。

（使用する施設）

第２条 この協定において甲が広域防災拠点として使用する乙の施設は、別に定める青森県広域防災拠点リスト（以下「リスト」という。）のとおりとする。

（使用の手続等）

第３条 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の施設を広域防災拠点として使用することを必要と認め、かつ、甲乙が協議して合意したときは、次に掲げる事項を広域防災拠点使用通知書（第１号様式）に明示し、乙に使用の通知を行うものとする。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭により要請し、その後速やかに書面を提出することとする。

(1) 使用目的
(2) 使用する施設
(3) 使用の範囲
(4) 使用開始日時
(5) 乙の職員及び施設管理者の協力
(6) その他必要な事項

２ 乙は、当該施設が使用不能等、やむを得ない場合を除き協力するものとする。

（費用負担等）

第４条 乙の施設の使用料は、原則として無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費及び通信費については、実績に応じて甲が負担するものとする。

２　施設の使用が終了したときは、甲の責任により使用開始前の状態に戻すこととし、その範囲、方法等は甲乙が協議した上で決定するものとする。

３　乙又は乙が地方自治法第２４４条の２第３項等により施設の管理を行わせている法 人その他の団体に対し、甲が施設を使用することにより前２項に定めるもの以外の損 失等が発生したときは、原則として甲が負担することとし、その範囲、方法等については甲乙が協議の上で決定するものとする。

４　施設の営業時間外において、施設管理者に協力を求めた際の人件費については、甲乙が協議の上で決定するものとする。

（使用終了の手続）

第５条 甲は、広域防災拠点の使用を終了したときは、広域防災拠点使用通知書（第１号様式）に使用終了日時を記入し、乙に通知するものとする。

（連絡窓口）

第６条 この協定に係る事務を円滑に進めるため、甲及び乙に連絡窓口を置く。 ２ 前項の連絡窓口は、連絡先一覧（第２号様式）による。

（平時からの連携・協力）

第７条 甲及び乙は、広域防災拠点として使用する施設の運用を円滑に実施するため、施設の特性を生かした訓練を実施するなど、平時から緊密に連携・協力するものとする。

（使用する施設の変更等）

第８条 乙は、リストに掲げる施設について変更等が生じた場合は、甲に報告するものとする。

２　甲は、前項による報告を受けたときはリストの更新を行い、その内容を乙に通知する。

（他の被災都道府県の応援）

第９条 乙は、甲が被災した他の都道府県への応援を行う場合においても、この協定の趣旨に準じて、甲の求めにできる限り協力するものとする。

（有効期間）

第１０条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいず

れかが、解約又は変更の予定日の１か月前までに文書により解約又は変更の申出をしない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第１１条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙が記名押印の上、 各自その１通を保有するものとする。

令和３年８月１７日

甲 青森市長島一丁目１番１号

青森県知事　三 村 申 吾

乙 青森県平川市柏木町藤山２５番地６

平川市長　長 尾 忠 行

資料４－３０－２３

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）、株式会社ＦＣコネクト（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時等において緊急的な被災状況等を把握するにあたり、本活動に関して、協力し、被害状況の早期把握と被害の拡大防止に資するために締結する。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第３条　前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

(1)　災害状況の確認及び対応に必要な映像、画像の情報収集に関する業務

(2)　災害地図の作成等の災害支援に関する業務

(3)　その他甲が必要と認める業務

２　乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反の責任を負わないものとする。

（協力要請）

第４条　第２条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。

（協力業務の実施）

第５条　乙は、協力要請を受けたときは、直ちに協力業務に必要な資機材及び人員を出動させ、甲の指示に従い協力業務を実施するものとする。

（安全の確保）

第６条　甲は、乙に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（業務報告）

第７条　乙が第５条の規定による協力業務を実施したときは、速やかにその内容を甲に報告するものとする。

（映像等の著作権）

第８条　この協定に基づく協力業務による映像、画像の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１７条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属するものとす

る。
２　乙は、協力業務により撮影した映像等を、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

（費用負担）
第９条　協力業務の実施に要する費用の負担については、原則として甲の負担とする。ただし、甲乙いずれが負担すべきか判断しがたい費用については、甲乙協議のうえ、決定する。

（協力業務の責任負担）
第１０条　協力業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。
　ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議して定めるものとする。
２　乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。
３　収集した情報の利用は、甲が判断を行い、乙は責任を負わない。

（秘密保持）
第１１条　甲及び乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定する。

（有効期間）
第１３条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲乙どちらかが文書で協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名のうえ、各１通を保管する。

令和２年１０月２８日

甲　青森県平川市柏木町藤山２５番地６

平川市長　　長　尾　忠　行

乙　青森県平川市八幡崎宮本１２番地

株式会社ＦＣコネクト

代表取締役　　福　士　幹　雄

資料４－３０－２４

災害時の協力に関する協定書

平川市（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社 弘前電力センター（以下「乙」という。）は，災害時の協力に関し，次のとおり協定を締結する。

【目的】

第１条 甲，乙は，大規模地震および台風等の災害発生に伴い，大規模な停電等が発生した場合に おいて，双方が緊密な連携を保ち，住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅かつ 円滑な復旧を図るものとする。

【災害情報の提供】

第２条　甲，乙は，それぞれ早期の状況把握に努めるとともに，必要な災害情報を共有するものとする。

２　甲は，道路・河川・急傾斜地・重要施設・防災・気象等の情報を乙に提供するものとする。

３　乙は，停電地域，停電戸数，停電の原因，停電発生時刻等の情報を甲に提供するものとする。

４　乙は，第１項について，ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は，甲は可能な範囲でそれに協力するものとする。

【自治体災害対策本部への社員の派遣】

第３条 大規模な停電が発生，あるいは発生の恐れがあり，甲が災害対策本部を設置した場合，乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

２　派遣されたリエゾンは，災害情報の収集や停電情報の伝達等に関する窓口となり，必要に応 じ甲との各種調整を図るものとする。

【電力設備の復旧】

第４条　災害により大規模な停電が発生した場合，乙は，乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的 に判断したうえで，災害復旧対策の中枢となる官公署，避難場所，医療機関等の重要施設へ の電力の復旧を可能な限り優先するものとする。

２　前項を実施するにあたり，甲はあらかじめ優先復旧が必要な重要施設を明らかにし，重要施 設リスト等により乙と共有するものとする。

【復旧作業に対する協力】

第５条　積雪，なだれ，土砂災害，倒木，がれき，増水等により甲が管理する橋梁を含む道路が通 行不能となり，乙の電力復旧作業に支障をきたした場合，甲は当該区間の迅な復旧作業を もって，乙に協力するものとする。

【駐車場等の確保に対する協力】

第６条　災害が発生した場合，甲は乙に対し別表に掲げる甲が所有する施設（以下「対象施設」と いう。）の全部または一部を使用させるものとする。

２　前項に定めるもののほか，甲は乙の要請にもとづき甲が所有する施設の使用に協力するものとする。

３　乙が第１項および第２項の甲が所有する施設を使用するときは，甲の定める様式により使用申請を行うものとする。ただし，緊急を要する場合には口頭または電話等をもって申請し，事後に申請書を提出するものとする。

(1) 甲は，申請を受けた時は，特別の事情が無い限り，これを許可するものとする。
ただし，許可にあたっては，甲の定める使用許可条件・指示事項等を適用する。

(2) 乙は，対象施設の使用にあたり，施設の管理責任者の指示に従うものとする。

４　乙は，対象施設を復旧作業に必要な駐車場・宿泊場所・資材置場，およびヘリポート電力供給の復旧活動全般のために使用するものとし，この目的以外には使用しないものとする。また，周囲の安全確保にも十分留意することとする。

５　この協定に基づき，乙が対象施設を使用するときの使用料は，全額免除するものとする。

(1) 除雪，仮設トイレ等の設置および廃棄物，雑排水処分等の現状復旧は乙が行うものとする。

(2) 乙は，対象施設の使用に関連して水道，ガス，電気等の提供を受けた場合は，その経費を甲に対して支払うものとし，その金額は甲の申告にもとづき甲乙誠意をもって協議するもの とする。

６　乙が対象施設を使用中に甲の施設を破損した場合は，乙はやかに甲へ報告するとともにその損害を賠償するものとする。ただし，天災など乙の責によらない場合は，乙の損害賠償義務 は免責されるものとする。

７　乙は，対象施設の使用を終了したときは電話等により，甲および対象施設の管理責任者に対しやかに報告するものとする。

【協議】

第７条　この協定に定めのない事項および疑義が生じた場合は，甲，乙協議のうえ決定するものとする。

【前協定の取扱い】

第８条　本協定の締結により，平成２３年１１月１５日締結の「災害時における復旧活動の協力に 関する協定書」は効力を失うものとする。

この協定を証するため，甲，乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

令和２年１１月２０日

青森県平川市柏木町藤山２５番地６

甲　平川市長　長尾　忠行　印

青森県弘前市大字本町１番地
東北電力ネットワーク株式会社
弘前電力センター
乙　所　長　　松嶋　邦治　　印

資料５－２－２

十和田火山防災協議会規約

令和２年３月１３日改正

（目的）

第１条　十和田火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、十和田において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、青森県、岩手県及び秋田県（以下「三県」という。）並びに青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、二戸市、八幡平市、能代市、大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町及び藤里町（以下「関係市町村」という。）が共同で設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

（１）十和田に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項

（２）三県の県防災会議が法第５条第２項の規定により同条第１項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

（３）関係市町村の市町村防災会議が法第６条第３項の規定により同条第１項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項

（４）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

（協議会の組織）

第３条　協議会は、別表に掲げる者で構成する。

２　協議会に、会長及び副会長を置く。

３　会長は青森県知事を、副会長は秋田県知事及び岩手県知事をもって充てる。

４　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第１順位　秋田県知事

第２順位　岩手県知事

（部会）

第４条　会長は、広域避難体制の整備に向けた検討・調整や、噴火警戒レベルの設定など、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ協議会の下に部会を設置する。

２　部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（コアグループ）

第５条　協議会の行う所掌事務の内容検討のため、避難時期や避難対象地域の確定に深く関与する機関実務者等によるコアグループを設置する。

２　コアグループは、協議会の会議に付すべき事項をあらかじめ検討するほか、会長の指示する事項を処理する。

３　コアグループに、幹事長及び副幹事長を置く。

４　幹事長は青森県及び秋田県における防災危機管理部門から、副幹事長は他の幹事からそれぞれ選任する。

５　コアグループの体制及び幹事は、幹事長が別に定める。

６　幹事長はコアグループを代表し、会務を総理する。

７　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

（協議会の開催）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。

３　委員は、会議への出席が困難であるときは、委員の指名した職員を代理出席させることができる。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、協議会へ資料を提出又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

５　会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

（準用）

第７条　前条の規定は、コアグループの会議に準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と、それぞれ読み替えるものとする。

（専決処分）

第８条　会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について、副会長の合意を得て、専決処分することができる。

（１）　協議会を招集するいとまがないとき。

（２）　軽微な事項について協議するとき。

２　会長は、前項の専決処分をしたときは、速やかに委員に報告しなければならない。

（事務局）

第９条　協議会の事務処理のため、事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。
２　コアグループの事務処理のため、事務局を青森県及び秋田県の防災危機管理部門に置く。

（委任）
第 10 条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
２　前項の規定のほか、コアグループの運営に関し必要な事項は、それぞれの幹事長が別に定める。

附　則
この規約は、平成２８年４月１日から施行する。
この規約は、平成２９年１月６日から施行する。
この規約は、平成３０年１月２４日から施行する。
この規約は、平成３０年８月２７日から施行する。
この規約は、令和２年３月１３日から施行する。

別表（第３条関係）　十和田火山防災協議会　委員名簿

区分 （法第４条第２項中該当する号）	機関	職名（氏名）
都道府県及び市町村（第１号）	青森県	知事
	青森市	市長
	弘前市	市長
	八戸市	市長
	黒石市	市長
	五所川原市	市長
	十和田市	市長
	つがる市	市長
	平川市	市長
	藤崎町	町長
	大鰐町	町長
	田舎館村	村長
	板柳町	町長
	鶴田町	町長
	中泊町	町長
	七戸町	町長
	六戸町	町長
	おいらせ町	町長
	三戸町	町長
	五戸町	町長
	田子町	町長
	南部町	町長
	新郷村	村長
	岩手県	知事
	二戸市	市長
	八幡平市	市長
	秋田県	知事
	能代市	市長
	大館市	市長
	鹿角市	市長
	北秋田市	市長
	小坂町	町長
	藤里町	町長

地方気象台等	仙台管区気象台	台長
（第２号）	青森地方気象台	台長
	盛岡地方気象台	台長
	秋田地方気象台	台長
地方整備局 （第３号）	東北地方整備局	局長
陸上自衛隊 （第４号）	陸上自衛隊第９師団	師団長
警察 （第５号）	青森県警察本部	本部長
	岩手県警察本部	本部長
	秋田県警察本部	本部長
消防 （第６号）	青森地域広域事務組合消防本部	消防長
	弘前地区消防事務組合消防本部	消防長
	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
	五所川原地区消防事務組合消防本部	消防長
	十和田地域広域事務組合消防本部	消防長
	つがる市消防本部	消防長
	中部上北広域事業組合消防本部	消防長
	二戸地区広域行政事務組合消防本部	消防長
	盛岡地区広域消防組合消防本部	消防長
	能代山本広域市町村圏組合消防本部	消防長
	大館市消防本部	消防長
	鹿角広域行政組合消防本部	消防長
	北秋田市消防本部	消防長
火山専門家 （第７号）	東北大学大学院理学研究科	教授　三浦　哲
	東北大学東北アジア研究センター	助教　宮本　毅
	弘前大学	名誉教授　檜垣　大助
	弘前大学理工学部	教授　小菅　正裕
	弘前大学理工学部	講師　佐々木　実
	秋田大学教育文化学部	教授　林　信太郎
	秋田大学国際資源学部	教授　大場　司
	産業技術総合研究所	主任研究員 工藤　崇
その他 （第８号）	内閣府政策統括官（防災担当）	参事官（調査・企画担当）
	東北森林管理局三八上北森林管理署	次長
	東北森林管理局岩手北部森林管理署	次長
	東北森林管理局米代東部森林管理署	次長

	国土地理院東北地方測量部	防災情報管理官
	環境省十和田八幡平国立公園管理事務所	所長